

平成 17 年 第 4 回

高森町議会 12 月定例会会議録

平成 17 年 12 月 8 日 開会

平成 17 年 12 月 16 日 閉会



高 森 町 議 会

1 2 月 8 日 (木)

(第 1 日)

平成17年第4回高森町議会定例会（第1号）

平成17年12月8日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

14番 後藤 英範君

1番 宇藤 敬君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（9日間）

自 平成17年12月 8日

至 平成17年12月16日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月 8日（木）	本会議	提案・説明
12月 9日（金）	本会議	質疑・付託
12月10日（土）	休 会	
12月11日（日）	休 会	
12月12日（月）	休 会	各委員会
12月13日（火）	休 会	各委員会
12月14日（水）	休 会	各委員会
12月15日（木）	本会議	一般質問
12月16日（金）	本会議	委員長報告・討論・採決

日程第 3 議案第52号 高森町公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の制定について

日程第 4 議案第53号 高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の廃止について

- 日程第 5 議案第 5 4 号 高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 6 議案第 5 5 号 高森町保育所条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 6 号 高森町行政財産使用料条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 7 号 高森町駐在嘱託員設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5 8 号 土地改良事業の施行について
- 日程第 1 0 議案第 5 9 号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について
- 日程第 1 1 議案第 6 0 号 平成 1 7 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 1 2 議案第 6 1 号 平成 1 7 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 1 3 議案第 6 2 号 平成 1 7 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 1 4 議案第 6 3 号 平成 1 7 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

- | | | | |
|-------|----------|-------|----------|
| 1 番 | 宇藤 敬 君 | 2 番 | 白石 博 昭 君 |
| 3 番 | 山室 克 尋 君 | 4 番 | 山村 將 護 君 |
| 5 番 | 甲斐 直 三 君 | 6 番 | 野中 謙 三 君 |
| 7 番 | 本田 生 一 君 | 8 番 | 甲斐 廣 國 君 |
| 9 番 | 後藤 和 昭 君 | 1 0 番 | 甲斐 正 一 君 |
| 1 1 番 | 相馬 俊 行 君 | 1 2 番 | 三森 義 高 君 |
| 1 3 番 | 佐伯 金 也 君 | 1 4 番 | 後藤 英 範 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

- | | | | |
|---------|----------|--------|----------|
| 町 長 | 藤本 正 一 君 | 助 役 | 阿南 哲 也 君 |
| 収 入 役 | 芹口 誓 彰 君 | 教 育 長 | 渡辺 哲 郎 君 |
| 総 務 課 長 | 岩下 健 治 君 | 企画財政課長 | 村上 源 喜 君 |
| 商工観光課長 | 岩下 昭 久 君 | 住民生活課長 | 瀬井 公吉郎 君 |

保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	二子石衛君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	桐原一紀君
収入役室長	佐伯実範君	教育委員会事務局長	廣木富八君
オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君	企画財政審議員	甲斐敏文君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	後藤正三君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本年もいよいよ押し迫り、緊急案件がない限り、本定例議会が終わりの町議会になるかと思っておりますので、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末何かとご多忙の折りにご出席を賜りましたことに関しまして、心からお礼を申し上げます。

さて、11月28日から12月1日まで東京で開催されました全国町村長大会に出席いたしました。その概要を少しだけご報告申し上げたいと思います。

真の地方分権を推進するために、3つの事項について政府に要請をいたしましたところでございます。まず、第1に、平成18年度に所得税から住民税への3兆円規模の税源移譲を確実に実施すること、第2に、税源移譲に当たっては、移譲額が国庫補助、負担金改革に伴いまして、財源移譲すべき額に満たない町村については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと、第3に、町村の安定的財政運営に必要な総額を必ず確保していただきますようにということでございました。以上の大会決議案など、地方分権の推進をはじめとして、42件の要望を申し上げたところでございます。

また、町村合併につきましては、平成11年当時に2,558ありました町村は平成18年3月末に1,044となる見込みとされております。これは、すべての町村のうち地域の方々が将来を真剣に考えて合併に踏み切るか、踏み切らないで単独でいくかいかないか、悩みに悩み抜いた上での決定であろうかと思っております。今年4月から施行されました合併特例法の中で今後の方向性を決定しなければならない本町にとりましても、合併に伴いますメリット・デメリットを十分に検討して、議会また町民の皆様方のご意見を拝聴した上で、総合的に判断をしなければならないと考えております。

次に、厳しい財政事情が続いている中で、現在、平成18年度当初予算の編成に取り組んでおりますけれども、限られた財政で効果的にしかも住民サービスが低下しないように最大限の努力をしていく所存でございます。

今年も議員の皆様方には重要な問題を、また困難な問題等も山積いたしました中において、町民の代表として重責を全うされ、本町の発展に、町民福祉増進のため

にも絶大なるご尽力を賜りましたことに関しまして、深く敬意を表しますとともに、心からお礼を申し上げますところでございます。

いよいよ厳寒に向かっておりますことから、皆様方には切にご愛自くございまして、ご多幸の多い新春を迎えられますようにお祈りを申し上げます。

今時の定例議会におきましては、条例案6件、阿蘇広域行政事務組合同規約改正案など2件、予算案4件、合わせて12件のご審議をお願い申し上げますところでございます。諸議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。どうぞご審議をいただきまして、ご決定を賜りますよう、切にお願いをして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成17年第4回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、14番 後藤英範君、1番 宇藤 敬君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君） おはようございます。7番 本田生一でございます。

会期の報告を申し上げます。議会運営委員会に付託されておりました平成17年第4回高森町議会定例会の会期につきましては、本日12月8日から12月16日までの9日間と決定いたしております。以上、報告いたします。

○議長（相馬俊行君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日12月8日から1

2月16日までの9日間と決定しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第3 議案第52号、高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定についてから、日程第9 議案第58号、土地改良事業の施行についてまで7件は、本日は提案のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第52号から日程第9 議案第58号についてまで7件については、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第52号 高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定について

日程第4 議案第53号 高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の廃止について

日程第5 議案第54号 高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の施行に伴う関係条例の整理について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 議案第52号、高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定についてから、日程第5 議案第54号、高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の施行に伴う関係条例の整理についてまで3件を一括議題といたします。

議案第52号から議案第54号まで3件について、提案理由の説明を求めます。

企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） おはようございます。

議案第52号から議案第54号について一括して提案説明いたします。

まず、議案第52号で提案いたしました高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定について、説明いたします。

本条例は、公の施設の設置、管理及び廃止が規定されている地方自治法第244条の2の規定が一部改正されたことに伴い制定するものであります。なお、改正法律では3年間の経過措置規定があり、その期限以降、つまり平成18年9月2日以降は指定管理者制度を導入するか、直営にするか、廃止等の選択をすることになります。

条例の内容についてご説明申し上げます。まず、第1条に条例の趣旨、第2条に指定管理者に管理を行わせることのできる施設はそれぞれの設置条例で定めることを規定しております。したがって、後で提案します議案第54号で条例制定をお願いするわけであり、第3条から第8条までに指定の申請、選定の基準等を規定しております。このように、それぞれの設置条例の根幹となる条例がこの手続条例であります。

次に、議案第53号で提案いたしました高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例について説明申し上げます。

本条例は、議案第54号で行う条例制定に伴い、一括して旧条例を廃止するものです。廃止する条例数はそこに掲げております12条例であります。なお、附則として、公布の日から施行することとしております。

議案第54号で提案いたしました高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明いたします。

本条例は、本来ならば、各所管課で提出すべき案件ですが、手続条例施行に伴い、整理のため、一括上程したものでありまして、企画財政課の方から全体的な説明を行います。

まず、手続条例第2条の規定により、公の施設ごとに条例を制定したもので、そこに掲げております全22条例となっております。まず、各条例とも休館日、開館時間、使用許可の基準等の基本的な条件を定め、指定管理者はこれらの基準に沿って具体的な運営を行うこととなります。また、指定管理者による管理ということで、法人その他の団体であって町長が指定する者、すなわち、これが指定管理者と言いますが、この指定管理者に行わせることができると規定しております。すなわち、この条文により行わせることができるということは、直営で行うか、指定管理者で行うか、2つの選択肢しかないものとなります。また、指定管理者の業務、指定期間終了時の原状回復、施設の毀損の場合の損害賠償規定等を設けております。

附則として、原則公布の日から施行しますが、新たに使用料等の規定を設けた条例においては、使用料の規定は平成18年4月1日から適用することとしております。

以上、議案第52号から54号まで一括して説明申し上げましたが、この3議案につきましては、地方自治法の改正に伴い、最低限必要な条例整備であります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第6 議案第55号 高森町保育所条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 日程第6 議案第55号、高森町保育所条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。

議案第55号で提案いたしました高森町保育所条例につきまして、ご説明を申し上げます。

この条例は、現在の野尻保育園、草部保育園、草部北部保育園、河原僻地保育園を平成19年3月31日をもって閉園し、新しく建築いたします統合保育園を平成19年4月1日高森東保育園として開園し、存続いたします色見保育園との2園とするものでございます。

慎重審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます、ご説明を終わります。

-----○-----

日程第7 議案第56号 高森町行政財産使用料条例の制定について

日程第8 議案第57号 高森町駐在嘱託員設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第7 議案第56号、高森町行政財産使用料条例の制定について、及び日程第8 議案第57号、高森町駐在嘱託員設置条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第56号、及び議案第57号について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

まず、議案第56号、高森町行政財産使用料条例の制定についてをご説明申し上げます。

本条例は、他に条例の定めるものの他の一時的に行政財産を使用する場合の使用料について規定をするものでございます。現在までは使用料条例がありませんでしたので、徴収をいたしていませんでしたが、今回、整備をいたすものでございます。

例といたしましては、現場事務所の設置、資材等の仮置き場などとしての使用許可申請が年間に数件出てまいっております。例えば、10メートル四方の借用、100平米でございまして、土地で高森色見に所在するもので月額2,000円になるかと思っております。施行日は来年の1月1日からといたしております。

以上、ご説明申し上げますが、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようよろ

しくお願いをいたしまして、ご説明といたします。

続きまして、議案第57号、高森町駐在嘱託員設置条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

今回、ご提案いたしますのは、駐在嘱託員さんの任期でございまして、現在、2年となっております任期を次期改選から3年とするものでございます。この件につきましては、前職16年3月31日までの駐在嘱託員さんのころからの要望で、高齢化によります後任確保の困難性、また防災服貸与等に係る経費の削減の面からも任期を3年ということで、その後、現在の駐在嘱託員さんとも協議検討をいたしました結果、同意を得ましたので、条例を改正するものでございます。

慎重ご審議いただきまして、ご決定承りますようお願いをいたしまして、ご説明とさせていただきます。

-----○-----

日程第9 議案第58号 土地改良事業の施行について

○議長（相馬俊行君） 日程第9 議案第58号、土地改良事業の施行についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） おはようございます。

議案第58号、土地改良事業の施行についてご説明申し上げます。

本事業の実施に当たっては、土地改良法第96条の2の第1項に基づく県知事との協議を行うため、同条第2項の規定により提案するものであります。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

-----○-----

日程第10 議案第59号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（相馬俊行君） 日程第10 議案第59号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第59号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてご説明を申し上げます。

ご提案いたしました阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更につきましては、平成17年10月31日に国会で成立をいたし、11月7日付

けで公布されました障害者自立支援法第15条の規定に基づく市町村審査会につきまして、各町村の審査会を阿蘇広域行政事務組合に設置し、共同処理すること、及び組合規約第13条の表第13号の条文の整備等のための一部変更でございます。

慎重ご審議の上、速やかにご決定をいただきますようお願いをいたしまして、ご説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより議案第59号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これより議案第59号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第59号については、原案のとおり決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

日程第11 議案第60号から日程第14 議案第63号までの4件については、本日は提案のみとしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、日程第11 議案第60号から日程第14 議案第63号までの4件については、本日は提案のみとすることに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第60号 平成17年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第11 議案第60号、平成17年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第60号で提案いたしました平成17年度高森町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、人事院勧告に伴います給与関係経費の調整、し尿処理施設建設に係ります負担金、森林間伐事業補助金、町道建設における事業変更等の補正であり、2,985万8,000円を減額補正することとなります。これを現予算と合算いたしますと、43億4,559万5,000円となります。

詳細についてご説明を申し上げます。

7ページの第2表、地方債補正は、町道整備事業に係ります減額と減税補填債、臨時財政対策債の許可額内示に伴い変更をするものです。

以下、歳入予算の主なものについてご説明をいたします。

11ページの民生費国庫補助金は、特別保育事業補助金が交付金化されたことにより組み替えを行うものです。

13ページの総務費県補助金は、本年度地籍調査事業の事業費確定に伴います補助金の減額を行うものです。また、農林水産業費県補助金は、間伐材流通推進対策に対する県からの補助金を受け入れるものであります。

14ページの総務費県委託金は、国勢調査衆議院選挙に係ります委託金の補正を行うものです。

15ページの町債の総務費債については、許可額内示により変更、土木費債については、町道整備事業減額に係ります補正を行うものです。

次に、歳出予算の主なものについて、ご説明を申し上げます。

歳出につきましては、人事院勧告により給与関係費を各費目全般にわたって調整を行うものです。

18ページの選挙費は、9月11日に執行されました衆議院議員総選挙経費確定により補正を行うものでございます。

19ページの統計調査費は、10月1日現在で調査を行われました国勢調査の補助金確定により経費の組み替えを行うものです。

20ページの国土調査費は、本年度の地籍調査事業入札結果により事業費が確定したことに伴います減額補正を行うものです。

22ページの児童施設費の委託金は、高森在住の保護者が家庭及び仕事の都合により他町村の保育所へ入所させるための委託金を補正するものであります。

23ページの保健衛生総務費の負担金は、平成19年2月からし尿処理海洋投棄

が禁止されることから、現在、建設中の衛生処理施設の18年度分計画が前倒しされて行うことになったことに伴います負担金の補正を行っております。また、母子保健費は就学前までの乳児医療費の補助金の申請増しにより増額補正をするものであります。

24ページの森林振興費は、農業とともに町の基幹産業であります林業の間伐補助申請の増加に伴います促進事業補助金の追加を2,000立米計上いたしております。ご承知のように、林業を取り巻く情勢は大変厳しく長引く経済不況の中で、木材価格の低迷が続いております。森林への興味は薄れ、森林崩壊が危惧されておるところでございます。山林の荒廃、また環境、水源保全等の機能低下をさせて、暮らしに重大な損害を与えかねませんので、今回補正をいたしたところでございます。特に、本町は35年生以下の若い森林が森林面積全体の21%を占めており、間伐を適正に進めることが重要であることから、今回の追加補正となりました。

25ページの湧水館管理費は、七夕等のイベント終了により経費の補正を行うものです。

26ページの道路維持費は、町道の維持補修経費の組み替えをいたしております。また、道路新設改良費は、町道整備事業の事業費の確定路線について補正を行うものです。

27ページの教育費の事務局費については、基礎的な知識を徹底して身につけさせ、自ら学び、自ら考える力を育成するために、児童全員に配付し、授業等で活用していただきます算数の基礎基本ドリルの作成経費を計上しております。

以上、今回、提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。ご審議をいただきまして、ご決定を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、説明を終わります。

-----○-----

日程第12 議案第61号 平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第12 議案第61号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） おはようございます。

それでは、議案第61号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明をいたします。

今回の補正につきましては、既定予算の歳入歳出にそれぞれ7,418万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,082万5,000円とするものです。

補正の内容といたしましては、退職被保険者の医療費が当初の見込額の約1.78倍、つまり78%程度の伸びが見込まれると、非常に高騰しているということでございまして、歳入といたしましては、社会診療支払基金からの療養給付費等の交付金7,418万9,000円、歳出につきましては、退職被保険者の療養給付費6,680万5,000円、療養費58万4,000円、高額療養費680万円を増額するものであります。

ご審議をいただき、速やかにご決定いただきますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

-----○-----

日程第13 議案第62号 平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第13 議案第62号、平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） それでは、議案第62号で提案いたしました平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算書（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正では、歳入歳出総額は変わりませんが、平成18年度介護保険法の改正に対処するため、コンピュータシステムの変更を委託する費用を保険給付費介護サービス等諸費より総務費一般管理費へ予算の組み替えを行うものでございます。

慎重審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、ご説明といたします。

-----○-----

日程第14 議案第63号 平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第14 議案第63号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） おはようございます。

議案第63号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に

ついて、提案理由を説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算に歳入歳出それぞれ230万3,000円を追加し、総額を3億7,538万円とするものです。

6ページからの補正予算の概要ですが、歳入につきましては、17年度で事業を実施しております味鳥地区、菅山地区の水道申し込み加入金と町道改良事業に伴います水道本管布設替えの受託事業費の増額分を計上しております。

歳出は、不足が見込まれる需用費の修繕料、受託工事分の工事請負費、中間納付分の消費税を増額補正、また、その他の節につきましては、執行残の見込額をそれぞれ減額補正しております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午前10時35分

1 2 月 9 日 (金)

(第 2 日)

平成17年第4回高森町議会定例会（第2号）

平成17年12月9日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案に対する質疑・付託

日程第2 休会の件

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	渡 辺 哲 郎 君
総 務 課 長	岩 下 健 治 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	岩 下 昭 久 君	住民生活課長	瀬 井 公 吉 郎 君
保健福祉課長	佐 伯 秀 和 君	税 務 課 長	二子石 衛 君
農林振興課長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	後 藤 秀 希 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君
草部出張所長	岩 下 生 人 君	野尻出張所長	桐 原 一 紀 君
収入役室長	佐 伯 実 範 君	教育委員会事務局長	廣 木 富 八 君

オーガニックアグリ センター長	杉 田 則 秋 君	企画財政審議員	甲 斐 敏 文 君
総務課長補佐	古 澤 建 生 君	企画財政課長補佐	後 藤 正 三 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局次長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案に対する質疑・付託

○議長（相馬俊行君） 日程第1 議案に対する質疑・付託についてを議題といたします。なお、答弁については、自席からの発言を許します。

-----○-----

議案第52号 高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定 について

○議長（相馬俊行君） 議案第52号、高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

この指定管理者制度について、二、三、問題点として感じた点を質問させていただきます。

施設の概要とすればちょっと抜けている部分がありますが、後の条例と関連いたしますけれども、一括して質問させていただきますと、福祉関係で公衆トイレ、このあたりの対応が抜けているんじゃないかなという部分と駅前の公園ですかね、あの部分が抜けているんじゃないかなというふうに感じたので、質問2点。

さらに、問題点といたしまして、業者側から見た問題点といたしまして、この指定管理者制度を設けた場合に、平等、無差別の原則が守られているのかという懸念、あるいは無料、あるいは廉価な使用料が補償されるのか、さらには、施設運営に住民の意向が反映されるのか、4番目に、プライバシーは保護されるのか、ま

ず、この4点についてご質問させていただきます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） すみません、質問が多かったので、最初だけ答えたいと思いますが、まず、公衆トイレとか、駅前の公園ですか、これについて抜けているんじゃないかということですが、指定管理者につきましては、現在、設置条例があるだけを今回あげております。国の方の指導としましては、今後は公営住宅とか道路の管理、それに各水道施設、そういうようなものを入れていくような指導はなされておりますが、現在の時点では設置条例がある分だけを対象として、そういう条例の整備をなささいということを書いてきておりますので、それで対応しております。

ですから、先ほど言いましたように、設置条例のない部分につきましては、今回は対応しておりません。

公園につきましては、野外ステージということで、設置条例がありますので、それにつきましては、今回、対象にしております。ただ、公園部分につきましては、設置条例が今ない関係上、今回は出しておりません。

それと、利用者側からみた平等の原則ですが、一応、使用料等につきましては、指定管理者が利用料金制ということで、収受ができることになっておりますが、それにつきましても、協定書できちんとうたっていくことと、町の指導は必ず月ごとにでも入れていくような形で平等性は保っていきたいというふうに考えております。

ちょっとプライバシーの件ですが、これは指定管理者と協定を結ぶ段階で、個人情報の保護条例に関して、協定の中で結んでいきたいというふうに思っております。

住民の意向が反映されるかどうかということですが、この点につきましても、結局、住民のニーズに応じた指定管理者制度ということを書いておりますので、協定の中でとか、公募の中でその辺は十分反映させるような方向に持っていきたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

さらに、質問なんですけれども、一番私が懸念しているのは、兼業禁止規定の不適合、いわゆる今回の指定管理者制度については、兼業禁止が謳われておりませんので、その場合の対応ですね、実際が兼業禁止の項目入れていいものかどうか、やや

もすると、兼業禁止項目が適用されないということで、片寄る懸念もありますので、そのあたりの対応をどうされるのか、いわゆる癒着の温床とならないかという部分になります。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 兼業の禁止につきましては、例えば、指定管理者制度に応募する者が例えば議員さんとか、町長さんでいいかということだと思いますけど、今回の指定管理者制度につきましては、地方自治法の契約の規定は適用されないということです。地方自治法で契約の規定を適用するということであれば、今言った兼業の禁止が出てまいります、今回は適用されないということで、そういうふうな方も指定管理者として応募されることはいいということを国の方は言っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 指定管理者ということで、よく言えば、民活を利用するやり方、悪く言えば、これは個人的な見解ですけども、悪く言えば、行政の箱物行政についての最後の始末をお願いするという解釈にもとれるんですけども、旨味のある部分に関しては、やはり指定管理者の応募が多いだろうし、厄介者についてはなかなか難しい点もあろうかと思えますけれども、どうしてもその兼業禁止の項目が適用されないということであれば、その分、議会の関与は厳しくなる部分ではあろうかと思えます。当然、議決はいるんですけども、私は条項がどうだということはさておいて、やはり兼業禁止項目は入れておくべきではないかと個人的には思っておりますので、さらなる検討をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第53号 高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の廃止について

○議長（相馬俊行君） 議案第53号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の廃止についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第54号 高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の施行に伴う関係条例の整理について

○議長（相馬俊行君） 議案第54号、高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

民活を利用するというので、大変いいことなんですけれども、これは52号から関連で、どこでしょうかなとも思ったんですけれども、施行の方で質問させていただきたいと思いますが、先日、審議員の方からこの指定管理者制度についてということで詳しく内容の説明を受けました。中には応募もあるやつがあるだろうし、応募のないやつもあるだろうしということで、単品で出すのか、それともグループで出すのか、そうした場合において、ちょっと懸念する点があるんですが、商工観光課が管理する施設、または教育委員会が管理する施設、福祉課が管理する施設、それぞれ出てくると思います。そうなった時に、行政の悪いところは、縦割行政で、もしグループ化する際において、商工観光課が管理するのがもし5つの施設があるとすれば、それを1つにまとめてということは可能なんだろうけれども、もしかして、商工観光課が2つ、福祉課の物件が2つ、それに教育委員会が1つという形で出した方がより効率的に指定管理者を設けて運営し、経営が成り立つんじゃないかというようなことがあると思うんです。そうなった場合について、その横の

連携等についてはどのように考えていらっしゃるかということをお聞きしたいんですが。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 昨日の説明の中で、施設の複数による公募の応募ですね、について説明いたしました。原則として公の施設ごとに行うということになっております。今言われたように、経費の節減とか管理運営の一体性などの観点から、まとめて行わせることができると判断できる場合は一括して募集することができるというふうになっておりますが、今のところは、各施設ごとに公募、応募を出したいというふうを考えております。

それについて、1つの指定管理者が複数の施設に応募されるのはいいかと思えますので、そういうふうな方法で取り扱いたいというふうを考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 指定管理者を希望する方が複数の施設に対して希望してもしかして決定をされれば、複数の施設を管理するということになるんだと思うんですが、非常にこれは危険な冒険だと思うんですね。指定管理者に応募する側からすれば。じゃあ、温泉館を希望しよう、それに産業観光館、湧水トンネル、奥阿蘇物産館、キャンプ場、これはもう観光の一つの目玉じゃないんですけれども、観光に類似する施設だから、これをひっくるめて管理してみたいと。そしてそれぞれを連携をさせて運営してみたいという希望の方がいらっしやった時に、じゃあ温泉館を希望する、産業観光館、湧水トンネル、こういうふうに希望されました。審査会で、温泉館はおちました。残念なことに奥阿蘇キャンプ場は当たりましたとかということになった時、複数応募した場合において、審査する側は審査してから、あなたのところが適当ですよと言われるわけですから、複数のところに応募するのはいいんですけども、本来の第一希望をとれなかった場合においては、これは応募者が自分の当初の経営計画どおりいかないということで、途中で辞退される場合が出てくるんじゃないかと思うんですね。だからこそやっぱりこのグループ化という形の指定管理者の募集というものを僕はしていかないと、それぞれに応募してもいいんですよと言われても、じゃあ、自分の頭の中ではそれぞれに応募して、それぞれ5つの施設を経営管理していこうと思っても、5つのうちの柱であるものは外れて、それ以外のものが管理者として自分の方に回ってきた場合において、その方は計画どおりの運営ができるかということが僕は出てくると思います。だからこそ、僕は公募をそれぞれにするんじゃなくして、募集を一つにまとめているというよう

なやり方の方が応募する人はリスクが少ないんだと思うんです。

昨日の説明の中でもいくつかはそのまま応募もないだろうというのがあるんですが、今回の指定管理者制度というのは、要するに、民活でやっていただける、やっていただく方法と町が直営でする方法と、どうしてもこれ、採算が合わない、もう応募もないというやつについては廃止するという方法と、そういうのしかないですね。もう3つしかないんですよ。そうなった時に、否応なしに今までのずっと過去何年かつくってきた中で、管理費について、これ以上これは負担は負えないとか、もうこれは将来がないとかいう施設はいくつもあるんですね、この町内にも。そういうものについては、誰が考えても、これはおそらく応募がないんじゃないかなと。それは直営ですか廃止ですかしか仕方がないんですが、私達の希望はやっぱり地域が必要だから、地域の希望があるからということで、議会で審議して、執行部も一緒になって経営計画、いろんな建設計画を立てたりしながらやってきた施設を今回の指定管理者制度でもし、応募がないから、町もお荷物だからという形で簡単に廃止してしまう、そういうやり方を僕はあんまり好ましいことではないと思うんです。やっぱり近隣の住民の方達の希望もあるだろうからですね。

だから、僕は町長にも聞きたいんですが、温泉館はあなたがもし個人だったら受けたいと思うんですが、じゃあ、野尻の朋遊館等についてはあなたが受ける気持ちがあるかですね、そういうことですよ。温泉館は受けるけれども、朋遊館は僕はちょっとですねって、おそらく町長だつて言われると思います。あなたの公約は、民間の知恵を利用してという形で行政の建て直し等を言われていらっしやっただから、民間だったらまだシビアなんですよ、行政よりも。将来がない、どんなに経営を考えても黒字は望めない、そういうところには絶対応募されないわけですね。ですから、そういうふうな形であなたとしては、町長としては、例えで聞きますが、湧水トンネルは受けられるのか、あなたが個人だった場合について。奥阿蘇物産館は受けられるか。それとあと、朋遊館、それにアグリセンター、あなたはそこでどれを受けられるか言ってください。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変なかなか言いにくい、答弁のしにくい、どれというとも、なかなか語弊があるかと思いますが、元々この管理者制度というのは、多様な地域の方々のニーズに応えるためということと、またこの施設の管理を民間の方々の能力で管理をしてほしいと、また住民サービスの向上を図り、また経費の節減を図るということで、やはり民間に、民にできるものは、今の小泉さん流の改革か

と思います。平成18年9月1日までが経過措置として置かれているわけでございます。

そういうことを目的にいたしましても、私も当初、町長に当選いたしましたしてから、できるものなら、こういう管理者制度の前に公社というのがございまして、それこそアグリセンター、温泉館、湧水館、いろんなその間で考えますには、温泉館あたりも温泉を1,500メートルもボーリングしてあるわけでございますし、その入れ替え、水中ポンプ等も10年経過いたしましたして、もう近い将来、必ず大きな修理がくるものと思っております。そういう時の費用に関しまして大事なことで、やはり収益を上げるところも一緒に含めてやるのが一番ベターなやり方かなと思っております。いろんなお話をする、そういう意味でも今年の4月から審議員をおいて、そういうことに携わってきておるのが現状でございます。

今言われましたように、儲かるから湧水館がいい、これがいいというのは、一概に言われませんが、やはりひっくるめてやるのが一番ベターなやり方と私自身は思っております。

それと、ここにも載っておりますけども、マイナスが出る場合、どうしても管理者制度に持っていっても、希望がないだろうな、どうしても直でやるべきではないかという部分がございます。それをもちろんその地域の住民の方々に必要であるから、そういう施設ができてきているのだらうと思っておりますし、また、それを管理者がいなくてこれはマイナス、赤字と申しますか、経営ができないからやめます、いや廃止しますというのは、ちょっと今の考え方としてはそういうふうには思っておりませんし、できる限り、民の活用をなさいたいということでございますから、そういうことを含めまして、今回できます中心市街地のもしかりでございますけども、できる限り、そこも含めて、議員の方々、また住民の方々と一緒に相談しながら進めてまいりたいと思っております。

今、13番議員さんがおっしゃいましたように、儲けるのは受ける、損するので受けないというのは人間の心情でございますから、気持ちは全く皆さんと同じでございます。であれば、一緒にまとめてやるべきだろうと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 単刀直入に言えば、一緒にまとめないと私は受けないということですね。単品で出されても、中には受けかねるやつがありますよということでしょう。そうなった時に、今、審議員が言ったように、複数の施設を希望すること

は可能ですと言われていれば、じゃあ、複数の施設を希望するのはいいんだけども、その希望したところ全部ひっくるめて自分に指定管理者というのが任せられればよろしいんですが、とれなかった時には、希望者はこれはえらいな計算違いなんですね。だから、私は問題じゃないかと言ひよるわけですね。

ですから、指定管理者制度の民活を利用するということは大変いいことでもあるんでしょうが、やっぱり誰が見ても、ここは経営が安定している、ここの管理ならばやっぱりリスクが少ないというところはおそらく募集しても応募があるんですよ。ところが、リスクの大きいところにはなかなか応募がないんですね。そうなった時に、湧水トンネルというのは、今、年間7,000万円から1億円ぐらい上がっているんですね。中の利用料金というのは、それは雑入で入ってくるんですよ、うちの一般会計予算にね。それを一般会計の中で歳出で出しているんですね。私達これだけ地方交付税も減ってくる、税収も減る、いろんな歳入面において減ってきた時に、非常においしいものなんですよ。希望者が一番多いのは、おそらく湧水トンネルあたりじゃないかなと思うんですが、じゃあ、湧水トンネルは出す、そしてその利益はある程度、行政と協議はするというものの、やっぱり今までどおりに全額その利用料金が町の会計に入ってくるとは限りません。そして、希望者のない品物は残る。今までどおりに管理費を高森町が払う。赤字を補填するんですね。そしたら町の収入に入ってこようとするものについてはどどん外に出て、ついつい残ってしまったのは、町が管理していかなければならない、赤字補填をしていかなければならない施設だけという結果になってしまうおそれがあるわけですよ。

だから、先ほどから言うように、いいやつに湧水トンネルに冊遊館をセットするとか、温泉館をセットするとか、物産館をセットするとか、そういうようなやり方も考えていかないと、いいものだけにはどどんおそらく応募があると思うんですが、悪いのはとうとう残ってしまう。最終的には先ほど野中議員が言われた住民の意向が反映されるかというのと一緒。当時、住民の希望で建てた品物でも希望者がいないからついつい廃止をしてしまわなければならないという結果になるんです。

ですから、この施行については、何度も原則単品でと言われるんだけど、どうしてもそういう形でしか出せないのか、町長は複合施設としてというふうに言われているんですが、その辺について、指定管理者制度に移行していった時に、ドル箱は出す、赤字は残る、そうした時に、財政的には大変厳しいものが町としては残ってくると思うんですけども、審議員、それに企画財政課長、町長、再度、そのあたり、意図を聞かせてください。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） もちろん今までが利用料、使用料ということで、不足した分に
関しましては、委託料と管理委託料ということで、町の方から行政のお金を出して
おります。また、収入のある分に関しましては、今おっしゃいましたように、一般
財源に繰り入れてございます。これは今までのいろんな例えて言いますなら、湧水
館にいたしますなら、湧水館の今までの使用料で入ってる分、また、その中で今ま
で社会福祉協議会の方をお願いしておりますシルバーの方々に支払いしたお金、い
ろんなそういう諸々のお金を一遍計算をしてみようということになっております。
現在、例えの話ですけれども、7,000万円の収入源があるのに、本当はいくら
ぐらいお金を出しているのか、支出をしているのかということも一遍出して、その
あたりの計算をして、そしてそれをもとにして、管理者の方々にお願いするような
格好になるんじゃないかなと。そうすると、何でその計算をしてというのは、
やはり今までのある程度のデータがございまして、そのデータに基づいて、議会の方
々とも相談をしながら、それに基づいて計算をする、そして、また今までのように
委託料だけで終わりますと、全く今までのやり方でございます。えらい働いても、
民にとりまして大した効能がないと思えば、やはり働きも鈍るんじゃないかなと
、やはりそこは、民をわざわざ活用するわけでございますから、7,000万円
収入がある分を8,000万円、9,000万円、1億円と上げるようにがんばって
いただくと、そのがんばった分に関しましては、当然、利益配分といいますか、そ
ういうこともやるような方策をせにやいかんということを思っておりますことと、
もちろん、今、私は一緒に併せてした方がいいと言いましたのは、アグリセンター
にいたしましても、やはりこういう時代でございます、なかなか思うようにできて
おりません。しかし、やはり農業を基本とした、基盤とした町でございますから、
やはりせつかくそういう大きな目的、いろんな法律改正で畜産の堆肥が野積みがで
きないとか、ブローラーの方々も結構おられますけども、そういう堆肥の処分につ
いても、法の下で大きな目的があってアグリセンターを建設されたと、そのよう
に思っておりますので、赤字が出るからやめますということじゃなくて、審議員の方
は単独で越したことはありませんけども、私自身は先ほど言いましたように、この
管理者じゃなくて、平成15年の4月までだったなら、公社営とか何とかがいつば
いあったそうでございますけども、ちょっと私も覚えておりませんけども、そう
いう施設の方がよかったかなと、そのように思って、今回はそういうことじゃなく
て、自治法の改正の下に私ども条例改正するわけでございますから、平成18年9

月2日からはそうやりなさいという法律に基づいてやるということでございますから、これがいい、あれがいいじゃなくて今回は条例を改正していただきまして、今から来年の9月1日までの間に十分議員の皆さんと相談して、一番最良の方法を選んでいきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 13番議員さんおっしゃいましたように、例えば湧水トンネル公園につきましては、やはり7,000万円からの収入がっております施設でございますので、今後、募集要項をその辺をきちっと整理するわけでございますけども、私財政担当としましては、現在のそういった状況から町の損失にならないような募集要項の制定ということについて、注意を払っていきたく思っております。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 今回、条例制定をお願いしておりますのは、指定管理者が参入できる道を開くような条例をしております。今後、募集要項作成いたしまして、募集に入っていくわけですけど、先ほど、13番議員さんが言われたように、こちらから役務の対価を支払う分とか、支払う施設ですね、それと使用料とかで収入が見込める施設、これのバランスを考えながら、今後、所管課と意見を調整しながら、募集要項を作成して、今言われたような意見に沿うような形で持っていきたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） じゃあ、最後をお願いいたします。

今回の公の施設の指定管理者制度というものは、民活を利用するというので、民間のいろんなノウハウ、知恵を利用させていただいて、行政が抱えている問題を解決してもらって、それが一つの柱であると思うんですね。町長の言われたのは、やっぱり民間の方にも儲けていただかんことにはというような感覚だと思うんですが、あなたが誤解しているのは、今、町長なんですね。高森町の町長なんです。行財政を管理する町長なんです。年間の40億円の財政を舵取りをする町長なんです。その意味からした時に、地方交付税、税金、様々な交付金、県の補助金等が減ってくる中で、歳出、社会保障費は増えてきておる。その中で町がつくった施設の管理費がこの財政に対して、非常な負担を負わせるようなことはあってはならない。だから、その財政をある程度の余裕をもたせるために、不要なものじゃないんですけども、行政で面倒を見ることができないとか、行政の力だけでは経営に活

力を与えることができないものについては、民間の知恵をノウハウを利用しなさいというのも一つはあると思うんです。

だから、町長である以上は、高森町の行財政の改革の一役を担うようなこういうふうな指定管理者制度でなくてはならないし、高森町の財政にある程度の弾力性を持たせるための指定管理者制度でなくてはならないと思います。

ですから、あなたが民間出身だから、民間の方達が損をすとか、得をすとかということを経第1に考えられるかもしれないけれども、行政に携わる者はここでやっぱり町民全体に対して、指定管理者制度を利用して、不要に管理費が流れている施設については、民間の力を利用する、民間の経営力を利用してもらって、町から不要な経営管理費がいかないで済むようにやっていただく。その結果、町に対して、町の財政がある程度の弾力性ができる、そういうことを目指していただきたいと私は思っております。

民間が儲からなければ確かにいけないと思いますけれども、私は、町民の皆さんの負担が少なくならなければならぬというのが第一前提です。財政に余裕が出てくるということが第一前提なんです、今回の指定管理者制度というのは。それをはき違えないように、儲ける人達がどんどん寄ってきて、ここなら儲かるからしようかって、そういう感じじゃない。していただくことによって、町の財政がある程度余裕が出る、弾力が出るということを第一前提に考えていただかないと、私達が民間のことを考えて、確かにしなくちゃならない部分はあるんですが、町民全体なんです。野中議員も言っていた町民の意向、住民の意向がって言われた。それと一緒にです。ですから、指定管理者制度は、お荷物を出すんだ、お荷物を出すんだけど、それでまた住民の希望に沿うような運営に戻るんだ、そういう希望を持って私はやっていただきたいと思っております。この結果、財政に余裕が出ることを私は望んでおりますので、十分慎重にこの件については検討していただきたいし、審議を尽くしていただきたい。よろしく願いをいたしておきます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、民間の利益のお話を私もいたしましたけども、この民間の利益と言いましたのは、民間の働く意欲を出すという意味で、自分で働いた分が利益が上がれば、その人が働く意欲が出るんじゃないかなという意味です。また、利益が上がることにしまして、今、13番議員がおっしゃいましたように、当然、民間が上がるということは、当然、税としてもある程度は町の方にも収入があるんじゃないかなと、そういう意味も含めて、民間の活力、儲けと損したと

いうとちょっと語弊があったかと思いますが、私は働く意欲を駆り立てるという意味も含めて申したところでございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

関連でございますけれども、2、3点質問をしたいと思います。

この条例につきましては、地方自治法に則ってやるというようなことで、町もなされる訳でございますけれども、どうせ一日全協でやるわけでございますので、そこでいろいろ意見も出てくると思います。特に、総務委員会に最終的には任せていただきますので、2点、3点につきまして、質問をしていきたいと思います。

今、13番議員からお話がありましたように、やっぱり町民のためになるはずの改革が逆になるという心配も一つはあろうかというふうに思っております。で、中のことでございますけれども、最近耐震問題あたりでいろいろ話しが出ておりますけれども、偽造ですね、これを任せた場合に、どこら辺までが事業経費として見なしていくのか、非常にいろいろ構造物については、減価償却であるとか、いろいろまだ経費があります。そこらあたりを完全に差し引いた残りをこの収益として見なすというのか、あるいは大きな収入あたりを民間に任せておいて、湧水トンネルあたり、また色々、していかななくてはならない部分もあるわけですが、こうした工事費あたりが出てきた場合に、それを民間に任せた場合に、その請負業者にしてもらうのか、そういうあたりもまだわからない部分がたくさんあるわけですが、それともう一つは、やっぱり非常に民間といえども、こういうやつを請け負おうとする人達は非常にいろいろなノウハウを持たなければ出来ないと思っております。巧妙な手口が入ってきた場合に、どこ辺までチェック機能が果たせるのか、そこ辺も心配があるわけです。最初申し上げましたように、町民のためになるはずが逆になったと言われたいような、やっぱり最初きちんとした機能をつくっていかねばならないと思っております。そこにつきまして、審議員にお尋ねしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 最初の質問ですけど、住民サービスの件ですけど、これにつきましては、昨日の指針の目的の中でも述べておりますように、公の施設に対する多様なニーズにより効果的効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図るということで説明しております。この点につきましても、各課でその辺、住民サービスの低下につながらないように方

法、方策を考えていただいて、指定管理者にもっていきなり、直営管理にするなりの方策を期待しているところでございます。

それと、役務の対価に対する必要経費ですね、これをどの辺までみるのかということですけど、現在、直営管理でやっていたり、例えば、組合管理でやっていた分につきまして、大体3年間ぐらいの今までにいった経費と収入を出しまして、それをもとに判断するというか、募集要項の中でうたっていきたいというふうに考えております。

それと、今後の大規模な修繕とか、工事が出た場合の対応ですけど、これも一応協定書の中でうたっていくわけですけど、例えば、県が今、募集要項の中で出ている分が修繕費につきまして、大規模な修理につきましては町で行いますよと、例えば5万円以下の修繕については、指定管理者で行ってくださいよと、そういうふうな取り決めを行っております。ですから、町もそれにならってやっていきたいというふうに考えております。

それと、今後、指定管理者に管理を任せた場合のチェック機能ですね、これにつきましても、当初、事業計画を出していただきます。ですから、その事業計画が確実に遂行されているかどうか、それを月ごとにでも判断しまして、向こうからの書類に応じて、町が指導していくような形をとりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

先ほども質問いたしましたけども、議案が変わりましたので改めて質問させていただきますけども、この指定管理者制度に基づく、いわゆる今までだったら管理委託料になりますけども、今回からは法改正でいわゆる普通の委託料になりますけども、その委託料という分類が概ね3つに分けられると思います。

1つは、指定管理料だけで行う場合、それと利用料金制度、いわゆるこれは施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする制度、それと併用で行う場合、いわゆる指定管理料と利用料金制度を足した委託料としての協定、もう1つは、利用料金だけで行う場合、この3つの方法が委託料としては考えられ得ると思いますし、またそれ以外はないものと思いますけども、そのあたりの確認を一つさせていただきたい部分。

それと、指定管理者制度そのものがやはり地方自治法の契約には当てはまらない部分としてとらえられておりますので、当然、入札制度の適用も受けられない、あ

くまで議会の方でチェックし審議して指定をする、そして協定を結ぶという形になりますので、従来の管理委託制度とは若干異なる部分はあるかと思えます。その辺の混同がないような説明もそれぞれの各課でしていただきたい部分でありますけども、要は、問題の委託費、どういった形での形態をなされるのか、それぞれのセクションごと、あるいは施設ごとにも違いますけども、例えて申し上げますならば、湧水トンネルと高森温泉館、この2つについて、どういった委託料制度をとるお考えがあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 昨日の説明の中でも申し上げましたように、企画財政課としましては、条例の整備の指導はしておりますが、今後の取り組みについては、ある程度所管課の意見を交えるようにしております。今、所管課で考えているというか、公募要領を作成中ですけど、それによりますと、例えば、トンネルの場合は、指定管理者制度ですけど、使用料金制をとるというふうになっております。それと、温泉館も使用料金制をとるということです。ですから、結局、最初、6番議員が言われた指定管理料ですね、今で言う指定管理料、つまり利用料金制じゃなくて、使用料金制で、指定管理料を支払って、その収入については町に全部はいるような形で条例制定がされております。

それと、先ほど言われました地方自治法上の契約の規定は、今回の指定管理者制度には適用されないということですので、そういうふうになっておりますので、必ずしも最低価格で入れられた民間が選定されるとは限りません。ですから、あくまで事業計画書とか、その他の書類を判断した上で選定していくということになりますので、価格面はあくまでも参考ということですよ。ですけど、こっから役務の対価を提示しますので、その役務の対価を超えた金額を入れられたところについては、当初から辞退というか、選定の対象にならないということになります。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ちょっと用語でわかりにくいんですけども、役務の対価というのが、いわゆる指定管理料ですよ、それが指定管理料、だから、例えば、トンネルの場合、あるいは温泉の場合もそうですけども、利用料金体制をとるということであれば、指定管理料プラス利用料金制度ですね、それを2つ足した部分としてのとらえ方、それとも、指定管理料だけじゃないわけですよ。指定管理料プラス施設の利用に係る他の経費の部分ですね、だから、2つを足した部分としてのとらえ

方なのか。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 使用料金制と利用料金制の違いについてはご存じかと思えますけど、利用料金制については、指定管理者が収受できるということですね。使用料金制につきましては、町の収入になるということです。先ほどから申しますように、役務の対価ですね、これは、どのように出すかと言うと、先ほど言いましたように、3年間ぐらいの今までの収入支出を見まして、それではじいていくわけですけど、利用料金制を敷いた場合は、役務の対価から利用料金を引きます。その分が結局、委託料といいますか、その金額になるわけです。ですから、利用料金の方が多かった場合は寄付金か納付金かという形で町に入れていただくような措置をとりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森です。

今、いろいろと指定管理者の中で質問が出ております。条例でございますので、本当に真剣にとらえていきたいと思えますが、要するに、指定管理者、結果的には国の施策に基づいた指定管理者制度ということでございます。この条例をただ踏襲するだけでは大変先ほど予算・財政的な面もいろいろと言われておりますが、本来の目的は、国も地方も一緒でございます、いかに財政効果を、財政効率を高めるか、不要の経費を削減するかというのが一番の目的ではなかろうかと思えます。

そのような中で、この条例を改正する中において、町部局の中で行政改革等も委員がおいででございます。その中で、この制度について、どれだけ各課、持ち寄りの中でシミュレーション、どういう対応をやるのか、どういう形で持っていくのか、ここらあたりの討議がなされておるか、お聞きをいたしたいと思えます。お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 一応、この指定管理者制の私が担当してから、4月からですけど、それから所管課を集めまして、6月から現在に至るまでに約10回ぐらいの会合を開いております。その中でやっぱりかなりわからない点多々ありました。一つ一つ説明していく中で、各課にわかっていただいて、あくまでもこの制度につきましては、条例については、企画財政課の方でやりますけど、その他の公募から協定に至るまでは各課でお願いしますよということを行っているわけで

す。ですから、その辺をかなり指導はしておりますが、なかなか今までの制度と全然違う制度ですので、難しい面もありますが、今後、この条例が制定された後に、期間は短いですが、その辺の協議を行いまして進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） なぜ申したかと言いますと、ただ単なる上からの流れを踏襲いたしますと、ただ単なる改定であって、本当にその事業そのものに取り組みができるのか、公募制ですので、応募があって、本当にやる気のある方が決まれば幸いなことでございます。先ほど一つ一つやるのがいいのか、良いも悪いも組み合わせた形でやるのがいいのかという意見が出ました。全くそのとおりの思います。いい物件については応募があるかもしれませんが。しかしながら、やって厳しいなというものについて応募が実際あるのか、そこらあたりもやってみないとわからないことでございますけれども、そうなってきますと、当然、今までとあまり変わらないような状況ができつつあります。例を申しますと、大変僭越でございますけれども、高森温泉館、公募制で入れまして、本当に一生懸命取り組んでいただいております。しかしながら、いろいろと問題点はあります。入り込み数にしても減っておりますし、収入面においても減ってきております。これ一つとってもそういうことです。結果的にはそのような形が今後出てくる可能性もあります。本当にそこらあたりをある程度、財政的に見合う形のシミュレーションを頭に描いた形でその目標に合う形の公募、受けていただいたら合う形でやっていただく。そこらあたりを位置づけしておかないと、ただ単なる公募制ですよ、決まったらば、この形でやっていただきますというようなことでは今までのやり方とほとんど変わらないのじゃないだろうかと考えます。

そこらあたりを企画財政課長、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 先ほど13番議員さんの質問にもお答えしましたけれども、今後、募集要項の中でその辺も検討していきますし、そもそもこの審議員がこの仕事を始めた時点におきまして、これ、行政改革の一つでもありますし、もちろん財政の損失とならないように、プラス、先ほど言われましたように、余裕につながるような、そういったことでないと、無意味だと、ただ単に条例を整備しただけということで終わりますので、その辺はしっかり私達も調整に努めていきたいと考えております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） それでは、せっかくでございます。現在の委託先という形で7ですかね、現在委託してやっておられます。この担当課の具体的なお話がどの程度の話になっておるのか、そこらあたりをちょっとお尋ねいたしたいと思います。

商工観光課、農林振興課、保健福祉課、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） お答えをいたします。

私の方の課では、高森温泉館、それからここに出しております駅前野の野外ステージ、それから湧水トンネル3件を今回は出しております。その中身につきましては、13日の全体会議でも詳しく申し上げますけども、今指摘がありましたこれまでと大きく制度が変わりますので、各人件費、それから業務の内容、それから施設の概要、中身につきましては、十分検討を今はしているところであります。

これまでとは全く異なる制度ですので、今、公募の方も考えておりますけれども、実際のところ、問い合わせの方も温泉館、それからトンネルにつきましては、何件かあっております。十分そちらの方も検討を加えながら今やっているところですが、審議員が申しましたように、町の損失にならないような、これまでの3年間を目安に試算をとりまとめております。その3年間の経費を十分見極めながら、金額の方も設定していきたいと考えておりますので、十分これからも部内の方でも慎重に討議を進めながらやっていきたいと考えております。

それから、出しておりますけれども、サンシーセンターの高森産業観光館の方も3月の議会の方にお諮りをしたいということで、また煮詰めをいたしているところでございます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） おはようございます。

私の方では現在、調整しておりますのは、物産館、加工場、キャンプ場になっております。

現在、地元の奥阿蘇物産館管理運営組合に一本で一応管理委託をしております。今回は、物産館、加工場、キャンプ場ということで3本に分けております。内容としましては、実際、浄化槽とか、電気代とか、共益的に使っている部分がありますので、現在、それを費用等分けまして、物産館、キャンプ場については、利用料金制度を一応とらせていただくということにしております。その中で損益分岐点

でございますが、そういう部分につきましては、こちらで募集要項の中で基準額で提示していきたいと思っております。それに基づきまして、先ほど審議員から申しましたように、基準額の範囲内で提案があったところに選定委員会に諮りまして、そういうことで業者の方と協定を結びまして発注していきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 私どもの方でご提案をさせていただいておりますのは、河原老人憩いの家でございますけれども、これはもうすでにご存じかと思っておりますが、年間の使用料が数万円ということで推移をいたしておりますので、一応、要項に乗っ取って募集はかけていきますが、それと地区の方々、今管理していただいておりますのは、老人会で管理をいたしておりますが、幾分にも高齢化が進んでおりまして、非常に高齢の方々が多うございますので、十分地区の皆さん方に先ほどからお話が出ておりますように、地域にとって必要な施設であるということにはかわりはないわけでございますので、それらを踏まえて、今後、事務を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

本来の目的は、先ほどから申しておりますように、いかに町財政に負担のかからない方向の条例改正になるような形に持っていくのがこの指定管理者制度であると思っております。そういう意味においては、今、3課長の答弁をお聞きいたしましたけれども、まだまだ内容的に詰めがあっていないような気がいたします。期間が短かったというような点もありましょうし、しかしながら、これだけの案件と申しますと、期間の問題ではないと思っております。条例までかえていかに取り組むべきかというものは一番町長が知っておられることでございます。いつもお会いしますと、国がどうしてこれは困ったものだというような話だけはいつも聞きます。これは当然、わかっておることでございます。それをするためには、いかに効率的な運営をするということが町長の手腕であろうかと思っております。そこらあたりはこの指定管理者にどう生かしていくかというのが先ほど町長も普通の言われ方をされました。観光にいたしましても、本当に一本一本を束ねてやっていくのがいいのか、観光は観光として一つの流れの中でまとめてやるのがいいのか、そこらあたりはいろいろな形で議論を今後していかなければならないと思っておりますけれども、公募と言いますと、一

つ一つの応募あった場合は3つ応募があれば、3つできてしまいます。そこらあたりは本当にそれでいいのか、そこらあたりの煮詰めが実際あったのかなという気がしてならないわけです。町長と審議員の答弁の中には開きがあるような気がいたします。そこら辺を今一度町長と審議員にお尋ねいたしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほども申しましたように、平成15年度の時に公社営とかお話がありました。それ以降に管理者制度という制度ができました。平成18年9月2日から施行されるわけでございます。今、いろいろと管理者制度の説明を総務課の方でも何回も職員と打ち合わせて勉強会をやっております。なかなか勉強といいますが、制度ができていよいよ来年の9月2日から運営するに当たって、今各課の答弁がございましたけども、各課長、また担当と一緒に役場内で随時この制度について勉強会をやっております。

今回はこの制度上の問題で皆さん方に条例改正を出しました。本当の意味で先ほどからおっしゃいますように、住民の、地域の方々に必要なものであるからこそ、地域にそういう施設がつくってあるわけでございます。今まで以上に経費がかかるからやめるとか、そういうことじゃなくて、もう少し地域に対してただ行政がお金が足りないからやめると、そういうことだけじゃなくて、そこは行政として高齢者の多い地域、いろんなところも私どもの気持ちとしては、血の通う行政をということを考えております。

また、観光にいたしましても、いろんな地域が広がるございまして、やはりなかなか一本化、食文化、観光、なかなか一本化ができていないのが現状でございます。やはり色見地域、また町部の地域とか、いろんな観光が少しばらばらになっている、また草部地域におきましても、物産館を中心とした観光、また地域の集まりではなかろうかなと思っております。本来でいいますならば、観光の町自体の観光をまとめてやることも必要だろうと思っておりますし、それと、新しく観光開発をする、また今度は中心市街地におきましても、市街地活性化のために大きな工事を行っているところでございますけども、町の活性化、また湧水館からの集客をするということで計画をして、道路等も整備はいたしておりますけども、思うように現在捗っておりませんが、今回は中心市街地活性化の拠点づくりということでございますから、それをもとにしても、観光の集客、また町部に活気を呼び戻すような目的もあるということで、今回はお願いをして、また、地域の方々、風と森の会と思っておりますけども、お願いをして、今、やっているところでございます。

この管理者制度は、今、議員の皆さん方からいろんな注意事項、またはいろんなアドバイスを受けております。これも最終的には皆さん方の意見を聞きながら、どれが一番ベターなやり方なのか、どれが一番地域のためになるやり方なのか、やはりお金の話とはいきませんが、なかなか直営で管理をしていかなければならないという面も、地域によっては出てくるかと思っております。そこも含んで、今後、検討してまいりたいと。

平成18年9月2日から施行ということでございますから、この条例が通ります、いろんな形をつくり、目的のためにそういうものをつくるわけでございますけども、どのような公募をして、また公募の方々、応募をされるの方々、管理者になっていい方々にもそういう話がまだ今のところ初めての経験でございまして、町に負担をかける、また地域の住民の方々に福祉、いろんな面を含めまして、マイナス面が出ないようにするのもまた私の仕事かと思っておりますので、今度十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） 今回、条例を制定した場合、直営管理を行うか、指定管理者の管理を行うか、この2つの選択肢しかないわけでありまして。今まで直営で行っていたところ、ここはまだこの条例を制定しておけば、今後検討するというか、期間がかなりあると思えます、検討する余地がですね、ただ、昨日説明申し上げました既委託施設、今まで管理受託制度によって委託していた施設については、その組合等をそのまま指定管理者として指定することができませんので、この施設については、必ず公募が必要になってくるということでありまして。

先ほど申し上げましたように、委託期間としまして3年から5年ということで行われておりますので、うちとしては、最低の3年間をお願いしたいということで、とりあえずというとおかしいんですけど、公募を行いまして、よりよい指定管理者がその施設を管理されるのが最良でありますけど、3年間という中でまた見直しをしながら、再度する時によりよい方向にもっていきたいというふうに考えておりますので、今後は昨日説明申し上げました直営施設等の改革推進計画、これが重要になってくるのではないかとこのように考えております。

取りあえずは、この7施設について、公募を行いまして、できるだけ民間を活用して、住民サービスの低下につながらないような方向に所管課と協議を重ねてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。12番 三森議員。回数が多くなってお

りますので、簡潔に願います。

- 12番（三森義高君） なぜ、審議員、町長にお願いしたかと言いますと、公募はわかりますよ。これをしないことはですね。これは直営か指定管理者か、直営にしても、どっちみち指定管理者制度とらにゃんようなことになる、それはわかります。だから、公募をして、後からこうやりましょうと言ってもできないわけですね。だから、初めにある程度の形をつくってくださいよと、そしてやってくださいと言いたいわけですよ。町長と審議員との間があっては困りますよと、そういう形で公募をしていただくと、結果的には元のままに終わりますよと、いいところは公募があった、ないところは直営でいけど、一緒でしょう。何ら変わらない。ただ名称が変わっただけということでは困りますよ、それが言いたいわけです。そこらあたりは今後しっかりと検討し、取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

- 議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

- 6番（野中謙三君） 6番 野中です。

単純な話、ご質問させていただきます。指定管理者制度の国の方がやったのは、平成15年の6月、9月で施行、こっちが取りかかったのが審議員制度を設けてから、それからの取りかかりということで、時間的に僕は短時間の間によくこれだけまとめていただいたなというのは、本当は感心している次第です。

ただ、国が決まった以上、前もって準備ができたはずじゃなかろうかという部分が一つ思っておりました。先ほど町長の方も公社営の部分とかという話がありましたけども、国の方がすでにこの部分は決まっておった部分がある。その中で、取りかかりが遅かったと言えればそれまで。当然、期間が押してきているものですから、審議する期間も短くなっている。公募する体制もなかなか急々につくる形になりますので、なぜこの取りかかりがこれだけ執行部の町長、最高責任者としてやや遅れた感がしますけども、なぜ遅れたか。早い時には例えて申しますならば、刑務所なんかもさっさと話だけは進んでいきましたけども、本来しなければならないことの部分に関してちょっと遅れをとったような気がいたしますので、町長、併せて、総務課長の答弁を聞いて終わりたいと思います。

- 議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

- 町長（藤本正一君） いろんな制度につきましてお話がありまして、早急にやるような指示はいたしておりましたけども、やはり改革、いろんな制度、管理者制度だけじゃなくて、他の分に関しましても、改革、いろんなものがございます。その分も

入れまして、庁内にもそういう改革委員会をつくって、協議をいたしております。
こうやって本当にいよいよ施行といいますか、条例改正をして行わなければならないということまで、期間がなくなって追い込まれたということには、大変反省をいたしております。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 私、昨年12月に総務課長を拝命いたしまして1年になるわけでございますけども、昨年12月24日、今後の行政改革の方針ということで、閣議決定がなされまして、その中で行政改革プランの中でもうたってありましたし、その後、17年3月29日に総務省の地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針という中でも非常に強うたい込んでありましたので、この公の施設の指定管理者制度ということでまいったところでございますけれども、議員おっしゃるように、15年の施行でございますので、もうちょっと早く取り組んでおれたなというふうに、十分反省をいたしております。

今後、このようなことがないように、法律等の改正には十分気をつけていきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。あれば休憩します。それでは、暫時休憩したいと思います。それでは、10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 1番 宇藤でございます。

1点だけお聞かせください。いろいろ他の議員さんから条例について細かい部分の質問はあったわけですが、今年の流行語大賞の中に想定外想定内という言葉が入っておったんですが、一つの想定内という形でお聞きしたいんですが、この条例を制定されて、高森町の財政負担が軽くなるのか重くなるのかと、具体的な数字まではお聞かせくださいとは言いませんが、財政当局の中でこれぐらいの負担が軽くなる、町財政にとってはよくなるんじゃないかなという想定みたいな部分がもしおありならば、お聞かせいただきたいと思っております。その点だけです。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 具体的な数字については、現在出ておりません。と言

いますのが、先ほど申し上げました募集要項の関係で、今、基準額の設定事務を急いでいるところでございます。しかし、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、町の損失になるような条例改正であってはならないということと、やはり先ほどもご指摘いただきました町の財政に余裕が出るようなやり方をやってくれと、そういうことを基本に据えて、今後、その基準額の決定についても、財政担当としてその辺は協力的に参加していきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 14番 後藤でございます。

いろいろのご意見、また答弁を聞いております中で、私なりに考えることは、やはり今利益が出ているのは、湧水館、湧水トンネルだけと思えます。あそこもやっぱりボランティアで5,000円か6,000円ぐらいの日当ぐらいじゃないですかね。そういうことで、こういう話も聞いておりますが、一番の問題は、やっぱり温泉館が今、少し赤字でしょうね。これは、ボーリングあたりが確かに壊れますよ、そういう場合になった時は大きな問題が出ると思えます。

また、こういう制度ができていいと思えますが、町としては、今までやっぱり補助金関係でいろんな建物が建っていますね。それがいよいよいらなくなってしまいよる、どこの町村も変わらないと思えますが、やっぱり地元で払い下げでも聞いて、持っていく品物はやって、いらん品物は解体していく日が必ずやくと思えます。そういうことも町長さんは考えながら、今後のまちづくりをやってほしいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今の14番議員さんの方からご意見がありましたように、先ほど私、申しましたように、やっぱり温泉館のボーリングは下におろしてあります機械とかかなり高額なものだろうと思っております。本来なら、今までそういう目的のために蓄えてあるべきものが、今は一般財源化されてないというのが現状でございます。

そういうのを含めまして、今後、維持管理とかできていくような方策は、財政上からも考えておくべきだろうと、そのように思っております。今現在のところ、本当にそういうところが全然ゼロということでございますから、それも含めて、今後、目的税と申しますか、一つのそういうためのお金をつくるべきだろうと思っております。

また、この管理者制度において、その目的も先ほど審議員からも申しましたよう

に、大きな故障とか、そういう面に対しても、内容については、今後一つ一つを皆様方と十分検討してまいろうと、そのように思っております。

ここに7件出ておりますけれども、制度上のことでございまして、この条例が通ったのちにどのようにしたら一番いいのかを今から考えて、間違いないような民間の活力を入れる、そのようなことも含めまして、考えていきたい、そのように思っておりますし、各地域ともいろんな目的をもってつくってございますものですから、その目的もあります。その分も含めまして、今後、皆さん方と検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第55号 高森町保育所条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第55号、高森町保育所条例の制定についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第56号 高森町行政財産使用料条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第56号、高森町行政財産使用料条例の制定についてを議

題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番でございます。

今回の行政財産の使用料の条例なんですが、今まではそういうふうな確約もないままに、個人に貸されていた場合もあるし、個人の方が利用されている場合もあるし、団体が使用されている場合もある。それをやっぱり明らかにして、こういうふうな使用料の条例の中でちゃんとした契約をやっていこうということの条例制定だというふうに考えておりますが、その辺についてはお間違いございませんでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 昨日も提案理由の中でご説明したかと思えますけれども、条例の中でも無償譲与、財産の交換譲与、無償貸し付け等に関する条例、その後にまた高森町公有財産管理規則等があります。個人の貸し付けといいますと、建物等かと思えますけれども、そういう分については、この条例に則りまして、使用料の算定等をしてやっております。条例に定めのある以外のものにつきまして、一時的に昨日申し上げましたように、財産を使用された場合の使用許可というものが年間数件出ております。それに対しまして、基準も何もなくやっておって、全部無償で貸し付けるというような財産使用許可がなされておりましたので、今回、一時的に使用するものについて、使用料条例を制定し、料金をいただきたいということで制定のお願いをいたしておるものでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 行政財産を使用する場合において、こういうふうに今から先は、月額の使用料が出てくるわけなんですけれども、現在、町の行政財産を利用されている方達が今でもいらっしゃるわけですね。ある程度の契約、要するに使用料の契約をして、借地なり使われている方がいらっしゃるわけですが、その額についての見直し等は今後においては、発生してくるのかどうかをお聞かせください。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 現在のところ、見直しは考えておりません。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今からやっぱり一時的に使用される場合についても、こういうような月額の使用料が設定されるということになると、やっぱり今まで使用され

ている方達に対しても、平等に均一に見直しをしていく必要があると思うんですけども、ちなみに、以前、行政財産の使用料の明細を見せていただきました。おおよそ町が持っている土地等については、なかなか利用者が限られている、その地域の方でないとしてもじゃないけれども、借りる場所がないなというようなところを貸していたりするんですから、ある程度の便宜を図って使用料についてはあったなというふうに考えておりますが、ここにいらっしゃる皆さん方、休暇村の応援をされる方が大変多いわけですが、休暇村の面積、貸し付けの面積等についても、一時見せていただきましたけれども、平米当たりの単価が異常に安いわけですね。あそこは経済団体でございます。商取引をやっているところでございますから、利益が出ればそれなりの使用料の変更はあっても私はしかるべきではないかなというふうに考えております。

その価格を設定した際における町との協約があったと思うんですよ。町に休暇村が進出してこられた時に町との協約があった。それをもとに町有地の使用料の設定がなされておったと思いますけれども、私はその当時とは多少模様が変わってきておると思うんですが、変わってきておる中において、使用料については、それなりに安い金額で設定されておるということについての矛盾が発生してくるわけですが、その点についても、やっぱり見直しは今後されていかないということになるんでしょうかね、総務課長さん。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 休暇村さんが使用されているといいますか、私どもの方が環境省ですかね、貸している分につきましては、当初は誘致企業ということで無償というような契約がしてあったようでございます。途中から国の方針が変わりまして、1平方メートル1円というような金額になっております。その後、ちょっと改正時期を記憶しておりませんが、60何年かと思います。その時に1平米2円ということでやっております。ただそれは手前の遠見塚あたりのあるところの山林等の土地でございます。町有地でございますので、町有地をそのまま貸している場合に、その価格が適正かどうかということにつきましては、山林等を貸し付けているということでございますので、今後につきましては、熊本県環境省と使用料については協議をしていきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 平米2円ということは、1坪6円なんですね。山林で貸していらっしゃると言いますが、山林じゃないんですよ、キャンプ場はキャンプ場

なんです。以前、温泉館の利用料金の件が出ましたね。宿泊客については300円で入らせるということ、これは一番の基準はキャンプ場の方達が利用する際において、町外料金400円が入るのが大変だということで発生したのがその300円という案なんですね。そこまで町としては便宜を図るんですね。

当時、無償ということ、その時の無償で貸し付けした理由というのはあと1つあったと思うんです。誘致する以上は、やっぱり町のいろんな商店街を利用してください、いろんな納入については、町の商店街を利用してくださいというふうに確か町との契約、協約が結ばれていたんじゃないかな。口約束かもしれませんが、あったんじゃないかなというふうに私は考えております。

その中において、未だかつて平米当たり2円、1坪当たり6円で貸して、向こうは営業されておる。うちとしては、町の商店街が休暇村を相手にどれだけの方達が団体的に、以前は酒についても酒販組合とか、食料品についても納入組合とかあったと思うんですが、そういう組合が未だかつて存在して、納入されておるのかというこの疑問なんですけれども、私は今出入りしておりませんからわかりませんが、そういうわけで、やっぱりそういうふうに向こうの経営の形態が変わってくれば、うちから貸し付けしておるこの料金の取り扱いについても、随時、やっぱり交渉を持ちかけてやっていかんと、うちの財政が余裕がある時ならいいですよ。余裕がない時にやっぱりそういうふうな貸し付けの方法というのは、私はちょっと矛盾があるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 当初は企業誘致ということで、環境省、いろんな方がおいでになりまして、すばらしい景観ということで、あそこに休暇村というのが実現したんだろうと思っております。当初は無料、今は平米当たり2円ということでございます。町の方からどのような納入があっているかということですが、私も把握しておりませんが、今、総務課長が申しましたように、今現在、休暇村があることにおいて、どういう町に対するメリットがありよるか、ちょっと調べてみたいと思っております。また、土地の値段につきましても、県または環境省関連することから、それも十分お話をし、検討したいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） せっかく行政財産使用料の条例がこういう形で出てまいりました。いい機会でございますから、今、町が貸し付けをしておるそういうふうな土地、建物について、当時の貸し付けした時と条件等が変わっておる場合が僕はある

と思います。ですから、それもひっくるめて、貸し付け当時の協約、町とのいろいろな約束事、そこあたりも再度、検証をしていただいて、そういう時と状況が変わっておる場合においては、当然、そういうふうな貸し付けをしておる料金等の見直しを当然図っていただくということを総務課長の方にはお願いをしておきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

私は、この条例の月額使用料についてお尋ねしたいと思います。

区分の分け方が土地建物、さらには高森色見の地域と野尻草部の地域ということで、10円と20円というふうに分けてございますけども、その分ける根拠、例えて申しますならば、例えば、住宅を建てる場合に、高森の中心部であれば、当然、建築確認がいきます。色見、あるいは野尻、草部辺りは建築確認はいきません。そのあたりの根拠に基づいてこういう差があるということであれば理解できますけども、高森色見、単なる平坦地で20円、山東部で10円の区別ですね、この根拠を示していただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） この根拠につきましては、内部で検討してきたわけでございますけれども、今、貸付地等の話も出ましたけれども、現在、貸し付けております土地等の貸付料、使用料を勘案いたしまして、この値段が適当じゃないかと、固定資産の評価額等も検討いたしましたし、そういうことでこの料金ということに検討の結果いたしましたものでございます。

当然、他の現在貸し付けております使用料等の見直しをということであれば、この金額等もそれに応じて変化をしてくるものだと思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 設定金額の根拠がわかるようでわからない部分もあるんですけども、固定資産の評価に基づいてやったということであれば、果たして本当にそれが妥当かなという気もいたしますけども、僕はやはりこの根拠の部分というのは、情報に基づいて、例えば一時的借用ということであれば、当然、必要な部分を業者の方、あるいはそういった方が借られるわけですから、町内の場所については、僕は一律でも結構ではなかろうかというふうに思っておりますし、差を設けるといふことであれば、先ほど申しましたように、建築確認が必要な地域、建築確認がい

ない地域とかといった形で僕は何らかの情報に基づいた根拠が必要であろうかと思
いますので、再度お答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） シビアに例えば、確認区域の地域内とか言いますと、旧高
森の地域内でも差が出てくるのが本当かと思えますけれども、一時的に使用する場
合の使用料ということを考えましたので、この価格が適当ではないかということで
考えております。そうでなければ、大字ごととか、土地につきましても、道路の一
部なのか、駐車場の一部なのか、運動場の一部なのかとか、いろいろその都度その
都度、検討することになるかと思えますけれども、それほどまでする必要があるのか
ということは今後検討をいたしてまいりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

希望的観測を言いますならば、僕は一律で何ら影響はないというふうに思います
ので、再度そのあたりは委員会等でも検討していただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、総務常任
委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第57号 高森町駐在嘱託員設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第57号、高森町駐在嘱託員設置条例の一部を改正する条
例についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番 甲斐廣國
君。

○8番（甲斐廣國君） これも総務常任委員会に付託される議案でございますけれど
も、議員さん方それぞれ厳しい意見はありましたので、執行部の方にも伝えてはお
きましたが、やっぱり今、行財政改革を進めておる中で、これをすんなりと3年間

延期した先に定員の問題ですけれども、定数を削減するという事は非常に3年先になりますので、是非、改正前にやってほしいというのが大方の意見のようでございます。

私も当初予算を見ますと、駐在員の経費2,029万8,500円ほど上がっております。1人当たり計算すると63万円ぐらいになりますね。ちょうど議員になりまして、私3年目に一応一般質問で出したと思います。非常に人口が1万3,000から今7,000に減っておりますが、ある地区においては、駐在員さんのなり手がないと、もうたらい回しでしよるが、どうしようもないというような話まで駐在員間でされておるような話を私ももう早くから耳にしております。ここらあたり、早くこれは改正せにゃならなかった部分であろうと思いますが、是非、この機会に改革をしていただきたいと、これだけじゃないんですね。いろいろな委員会あたりももう見直して、そしてやっぱり改革のはずが改悪にならないために、議会が率先してやろうということで、皆さん方にも非常に身を削っていただくような思いで決断をしていただいておりますので、どうぞ執行部としても、この点につきましては、まず、3年に延ばすがいいかよりも先に削減、私の提案では10名、30人おるのを22か24までぐらいに削ることはできると思います。是非、そういうことでやっていただきたいというふうに思いますので、これは町長の決意のほどを伺っておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、総務委員長、8番議員さんがおっしゃいましたように、議会の方からも昨年、定員4名減ということですから素晴らしい提案をなされております。私どももそういうお話はちよくちよくするところでございますし、それから各委員会の見直しも十分この改革のもとには必要かと思っております。今日、即答ということではできませんけれども、各駐在員の方々、また各区のいろんな方々がおられますので、ご相談を申し上げたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

この一部改正する条例についてですけども、私は囑託駐在員さんの基本的な考え方としては、数の問題ではなくて、中身の役割の問題の部分かなという気もいたしております。一番思うのは、駐在員さんを中心にその地域がまとまっている地域と単なる囑託の駐在員さんということで配布分を処理される駐在員さん、いろんな形があるかと思っておりますけども、僕はこの条例改正をする前に合わせて、自治組織づ

くりの部分をやはりてこ入れをするべきではないかなというふうに感じております。やはり自治会長さんという自治を治める部分の自治会長さんの役割と嘱託駐在員さんの役割、この部分を明確にきちんと打ち出してやることが一つの地域づくりにつながるんじゃないかなと考えておりますので、嘱託駐在員さんが全部集まった時に例えば、役場の林業センターの中でこの議会以上の議論をされると、駐在員さんから質問が来て、執行部はそれに答えていくと、見方によってはいい組織かもしれないけれども、嘱託している駐在員さんから質問を受けて、それに一つ一つ答えていくような、そういう体制自体も果たして本当かなという気もいたします。

したがって、自治会づくりの部分と嘱託駐在員さんの部分を僕は行政としても少し明確に区分けするなり、あるいは同じということであれば、同じ方向で進めて、僕はそのあたりをはっきりとさせていただきたいと思っておりますけれども、そのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 私自身は今現在は嘱託駐在員さんが中心となって地域の方々をまとめていらっしゃるものだと、そのように今現在は判断をいたしておるところでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 町長はそういうふうに判断されておるといことですね。駐在員を中心に地域づくりがなされているということですね。

その中で、例えば地域づくりの中で大所帯、下町とか旭通とか、その辺りの区は三百数十戸、二百数十戸、そういう駐在区になりますけれども、じゃあ、果たしてそういう機能がされているかということになると、僕は嘱託駐在員さんの機能としては十分だろうけれども、地域づくり、自治づくりについて果たしてそこまで手が回るのかなという気もいたします。

いわゆる色見、上色見、あるいは草部、野尻地域においては、その駐在員さんの役割というのが自治会づくりに大きな力を果たしておられますけれども、そのあたりの同じ嘱託駐在員の立場としてとらえた場合に、批判ではなくて、現状としてそういう自治組織づくりが果たして成り立っているか、そのあたりについてもちょっと心配する点もございますので、再度、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、地域づくりというのではなくて、私が言いましたのは、駐在員さんを中心として地域の方々がまとまっていらっしゃるという、駐在員さん方

が地域をつくっていらっしゃるということではございませんで、もちろん、駐在員さんが一人でできるわけではございませんし、地域の方が協力なさってこそ駐在員さんが区の代表として選ばれておいでの方、私は選ばれておいでになるものだと今そういうふうに思っております。駐在員さんが地域づくりにどうのこうのしておられるという意味じゃありませんし、駐在員さんを中心としてその区の方々にはいろんな応援をいただいているものだと、そのような考えでございます。決して地域づくりを駐在員さんが中心となってなされているとは思っております。当然、地域づくりの中心となっていただくのは、議員の方々が先頭になっているような地域性、いろんな朝夕おられる地域を見て、どのようなことが一番必要であろうかということで、議員の皆さん方が地域づくりの先頭に立っておられるものだと、そのように判断をいたしております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

やはり視点、どの観点からとらえていくかということになりますけども、この提案された条例そのものの議案に対しては、やはり地域づくりを考慮した中で結論を出すべきじゃなかろうかというふうにずっと考えておりました。基本的には、住民の戸数、世帯数ですね、世帯数に応じて駐在員さんにもその委託料お支払いするわけですから、絶対的な数字の金額というものも大小はさほど生まれません。嘱託駐在員の数が減ったから大幅に経費が減るという部分ではございませんし、基本となる手当の部分だけが減額されるだけであります。となると、嘱託駐在員の数はそれから議論すれば、多いか少ないかという部分はさらなる総務委員会でも審議されると思いますけども、結論は出てくると思います。

ただ、問題なのは、その自治組織のあり方としてとらえた場合に、駐在員さんの役割をどういうふうに持っていくかということになりますので、駐在員さんの役割の部分をもう少し明確化する必要があるはせんかなというふうに感じておりますので、最後にその部分を答えて願って終わりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 駐在員さんの役割というのは、町の方の条例にもうたっております。それにしたがって、嘱託駐在員の方々は行政に対して、ご協力をいただいております。全体的な見直しということになると、いろんなそれこそ本当におっしゃいましたように、20数軒の区もありますと、そうかと思いますと、何百軒の区もございます。なかなか区割と申しますか、区分けをするのは大変

なことではなかろうかと思っております。いろんな地域があろうかと思っておりますので、そのあたりも十分検討して、今後の駐在区がどの程度が一番必要かということになるかと思っております。当然、その区割りにつきましても、議員の皆さんとご相談なしでは区割りはできるわけでもございませんし、その点、十分今後検討したいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 9番 後藤でございます。

この条例改正についてでございますが、駐在員さんの要望に基づいたものであるか、また条例を改正しなければならないその理由を総務課長にお尋ねをしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 昨日もご説明申し上げましたように、駐在員さんの要望でございます。現在のその前の前任者、16年3月31日以前の駐在員さんの方からの要望ということで、その時は時期的に3月だったということでございまして、後の駐在員さんの任期は4月1日からでございますので、後の駐在員さんの方で検討をしていただきたいということでお話し合いがなされておったということでございますので、私が来まして、その引継を受けて、現在の駐在員さんにご相談を申し上げ、駐在員さんの総意で3年にしてほしいということでございましたので、今回提案をいたしましたものでございます。

理由は駐在員さんからの要望で2年を3年にとということでございます。それにつきましては、昨日提案説明をいたしましたように、地域で後任についての困難性があるということ、防災服等についても2年から3年に一遍の貸与でいいということで、経費削減も図られるということでございます。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 先ほど、総務委員長が報告されました行財政改革、その中で進めていかなければならないのは、町部局も議会の方も一緒でございますが、一体となって進めていかなければならないわけでございます。その中において、人不足と言われるなら、もうちょっと輪を広げて、大字地区でどうかというような方法を講じていかんと、人がいないから3年、5年に延ばして、どんどん高齢化社会になって、今度は5年延ばしても後がない場合とか、そういうやつはどういうふうな対処の仕方をするつもりですか。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 一応公選の委員さんということでもございますので、今はほとんどが推薦というようなことになっております。そこらあたりも例えば、複数の方が出られたら、当然選挙になるわけでございますので、区割りについては、町長が申しあげましたように、十分私達も相談をしていかなければならないと思います。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） これは、慎重に考えなければいけないと思います。地域においては、たくさんいるところもあります。いないところもあるわけでございますが、今後においては、一体となってやらなければいけないことはどうしても進めていかなければならぬわけでございます。100万でも200万でも500万でも財政上プラスになるようなことをやっていかなければならないわけでございますが、囑託でございまして、言われたからするじゃなくて、自分達の方から提案するようなことでないと、各委員会からの要望があってやらしてくれ、どうしてくれということとはできないと思いますので、任期延長ばかりじゃなくて、要するに、定員削減を絡ませた考え方をよろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯です。

駐在囑託員の設置の条例については、以前は囑託駐在員という名称で、後に駐在囑託員ということで名前の変更のことが出てきたという記憶がございます。その際に、駐在囑託員さんの役目というのも提案される時に条例の中で読まれたような気がいたしておりますし、それも議論をいたしております。駐在囑託員というのは、簡単に言えば、役場がいろんな行政的な仕事をしている上において、各地域で役場内の本庁職員の手助け、応援等をしていただけるというようなニュアンスであったかなというふうに思います。

これだけいろんな物事が多様化してきますと、やっぱり役場の職員が各地域にいちいち足を運んで出向いて行って、いろんな行政で決まったことを周知徹底、啓発しようと思ってもなかなか無理がある、ですから、駐在囑託員というのは、やっぱり必要な場所には必要であると思います。

先ほど甲斐議員の方から当時人口1万3,000人から今は7,000人程度と言われました。頭数で駐在囑託員は決まっていないわけですね。要は、やっぱり各地域、それぞれの住宅地域のいろんな模様等もありますし、世帯数もあると思います。1万3,000人から7,000人に減ったものの僕は当時と世帯数はあまり変

化はあっていないというふうに受けております。反対に下手すれば、世帯数は増えているんじゃないかなというふうに思うんですね。昔は5人家族、6人家族が多かったんですが、今は夫婦世帯とか、若者夫婦世帯とか、子供一人世帯とかいう形で世帯数は逆に増えていると思います。

ですから、駐在嘱託員さんの方から総務課長さんから言われたとおり、そういうふうな世帯、要するに、顔を見たこともないような方達はその地域にいらっしゃる。なかなか配り物をしてなかなか出ておいでにならない。また、1年に1回の集会においてもなかなか集まりがない。そういう地域にいらっしゃる駐在嘱託員の方は気苦労は大変だと思います。そういう気苦労を見ていらっしゃる地域の方達は次の駐在嘱託員の改選の際にはなるべく選ばれないようにということで欠席されたり、最初からそういうことには加わらないような手だてをされたり、そういうことになりますと、現在、駐在嘱託員になっている方達はやはり年をとってこられると、広い地域なんかはいろんな配り物、回覧文書等を配布する際において、かなり苦労されますから、早く替わりたいんだけどなということで、替わりたい。替わったのはいいんだけど、今度は2年ごとにまた替わっていくというのが非常に恐怖感になってしまう。なるべくなら3年にしてくださいという要望が上がっている。それも仕方ないことであると思います。それはそれで駐在嘱託員さんの要望として聞いてはいいんですね。

うちの議会は開かれておりますから、当時、私が副議長、児玉國廣さんが議長されていた時なんかは、いろんな議案を提案されてこられるんですが、提案されてこられた時に、議案として正式に上がる前に、大体議会あたりでこれはもう少し検討してやとったがいいんじゃないかなということで、こういうふうに本会議で提案される前に、今、総務委員長が定数についても言われましたが、定数についてもあるから、これは定数と一緒に抱き合わせて出そうかとかというふうなことでいけば、今回、こういうふうな議論もあんまりなされることはなかったと思うんですね。議会というのは、公開された場所で行われますから、事前にいろんな手だてをするというのは、やっぱり町民の皆様方に対しては失礼なことだと思います。しかしながら、駐在嘱託員とかこういうふうな問題については、直接地域住民に影響を及ぼしてくることだと思っております。ですから、今後においては、やっぱりこういう問題については、事前に駐在嘱託員の総会でこういう意見が出たから、すぐに上げるんじゃなくして、事前協議等は必要になってくることだというふうに私は考えております。

条例改正案の提出権についても議会にもあるわけですから、議会の方から条例案について提出をしても結構だと思うんですが、ただ、非常にやっぱり危険があるのは、駐在嘱託員の定数を減らす際において、何が妥当かということですね。何名が妥当かということは、やっぱり議員だけでもなかなかできないというふうに思います。今回、2年を3年にした根拠についても、なかなか駐在嘱託員さんが2年を3年にされた理由というのをこっちが問いつめていくと、向こうもわからないと思うんですね。それと一緒に、私達が駐在嘱託員の人数を今の現在の人数から1割、2割減らすとしても、なかなかその根拠というものを言われても、問いつめられれば、漠然とした形になると思います。

ですから、その点について、総務課長の方をお願いをいたしたい。やっぱり議案提案する際においては、言うては失礼な形ですけど、安全性ですね、いかにスムーズに議案を通していただくかという部内での協議、この駐在嘱託員の設置条例の一部を改正する2年を3年にする場合において、提案される場合において、そのあたり、要するに直接出してこられますね。総会があって、2年から3年の要望があったから出してこられた。その際の庁舎内での協議はどのようになされたのか、その部分だけで結構でございます。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 庁舎内の協議と言いますよりも、先ほど申しましたように、駐在員さんからの要望であり、各駐在員さんの地域でのお話し合いがもたれて、それが妥当かどうかということで駐在員さんの方でそれをまとめていただきました。庁舎内で協議を云々ということはいたしておりません。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） だから言うんですね。要するに、条例改正、条例制定等の議案提案は議会にもあるんです、執行部にもあるんです。じゃあ、駐在嘱託員さんにそういう権利はあるかと、おそらくないですね、ないはず。ないからこそ、そのまま出されたというのがその途中の過程において、提案するのは執行部なんです。だからこそ執行部で駐在嘱託員の中でそういうふうな要望が上がったのはいいんだけど、それを提案する際において、提案権は執行部にあるのであるならば、執行部の方で議会がどういうふうなニュアンスを持っているかということまで考えて協議をされたかということなんです。町長、この議案はあなたの名前なんですけれども、いかがですか、どうぞ。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、総務課長の方からも説明をいたしましたように、改正前の平成14、5年ですかね、そのころから何かそういう話がくすぶっていたという話でございます。それを引き継ぎいたしまして、そのまま今回は総務課長が条例改正ということで、各区長さんの話を聞いて総意だろうということで出したということでございます。

今、せっかく13番議員さんがおっしゃいましたように、十分そのあたりを今後、議会の方とも打ち合わせをしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 機構改革、行財政改革が実際行われておる中において、2年を3年にする必要性はあると思います。やっぱり各地域において、そういうことを要望している地域があるということであれば、十分提案してこななければならないことだと思うんですが、ただやっぱり気をつけなければならないということは議会というものの重みですね、この本会議の重み、本会議に提案する議案の重みというものをそれぞれ一つ一つ考えていただきたい。各管理職の皆さん方がそれぞれの管理する条例について、またそれぞれに関係する予算について、いろんな議案を提案されてきますが、その提案されてくる時に議会がどういうふうに審議をされるか、議会がどのように判断されるかということをお皆さん方、考えられて、おそらくこれは議会では通らんだろうなというようなことについては、事前にじゃないんですけども、事前にとか卑怯なやり方じゃないんですよ、要するに、議会と十分協議を進めながら議案化をしていくというふうに私は思っております。

ですから、今回の議案第57号についても、提案はされたけれども、それを議案として議案化するまでの段階がもう少しいろんな協議が不足していたんじゃないかな。ですから、この57号について、この一部を改正する条例はこれで結構だと思うんですが、もし議会から高森町駐在嘱託員の定数は何名とするという議案が提案されたら、これは駐在嘱託員も含んで、僕は大変なことになってくると思います。ですからこそ、この件については、事前に提案する前に議案化する前の段階で、やっぱり協議をするべきことじゃなかったかなと思っておりますが、それは助役さん、いかがですか。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 議案提案までのプロセスについて、大変貴重なご意見を賜りましたところでございます。私ども今後、このようなことを踏まえまして、真摯に受

け止めまして、検討に検討を加えまして提出いたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 1時10分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前12時10分

再開 午後 1時10分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

議案第58号 土地改良事業の施行について

○議長（相馬俊行君） 議案第58号、土地改良事業の施行についてを議題とします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 経験の浅い方達がありませんと言われておりますけれども、議員経験が非常に長うございますから、聞かせていただきたいんですが、これは一般財源が1,800万円という土地改良事業の施行についてございますが、主に受益者負担というの発生するのかなというふうに思っておりますけれども、関係者、坊々平水系だけかなとも思いますけれども、その辺について聞かせてください。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

- 建設課長（色見隆夫君） 一応今回の事業につきましては、団体営ということでありまして、国・県、それから町の方が30%ということとなっております。
- 議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。
- 13番（佐伯金也君） じゃあ、町が30%支出するわけですけども、支出する際において、その中には個人の方からの徴収はないというふうにとらえてよろしいんですね。
- 議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。
- 建設課長（色見隆夫君） すみません、その分については、ちょっと確認しておりませんので、後ほどでもご回答させていただきたいと思います。
- 議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。
- 13番（佐伯金也君） 坊ヶ平水系、それぞれたくさんの方達がこの水を利用されていらっしゃると思います。今、事前の説明も聞きましたところ、水漏れがかなりあっておるといことで、ぼちぼちおそらくあれは平成2年ぐらいに一度あつかったんじゃないかなあとと思います。ですから、もう水物というのはなかなかこういう時期が来るものですから、仕方ないかなと思っております。
- 今から先もこういうふうなことがあっちこっちあると思うんですけども、それ以外の水系のタンク及びため池等における状況等はどのようなふうになっておるんだろうかと思っております。今回はこういうふうな坊ヶ平水系、坊ヶ平のため池の整備をするんですが、他の水系のタンク及びため池等についての破損の状況等を把握されておれば、一緒にご説明をよろしくお願いいたします。
- 議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。
- 建設課長（色見隆夫君） この坊ヶ平につきましては、昭和59年に全面改修しております。それから、他のため池等につきましても、別所の堤の方も漏水の状況が出てきております。今、担当の方で各ため池の状況を確認しておりますが、まだ、最終的な調査の結果は出ておりませんので、調査の結果が出次第、ご報告できるんじゃないかなと思っております。
- 議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。
- 13番（佐伯金也君） 今回は、一応国・県それぞれ補助金いただいて、町が30%ということで実施をするということの提案のようでございます。うちは農業用水施設というのは数多くあるわけですね。ですから、今言われたように、別所ももう漏水がしている、他のところもおそらく含蔵寺あたりもそういう可能性があるわけですね。ですから、やっぱり今、農業というのが非常に水を要する事業でございます

から、安定的にやっぱり農家の皆さん方に受益者の皆さん達に水を供給するためにはやっぱりロスがないように、やっぱりトンネルの水が落ちてくるわけですから、ロスがないようにしないと、やはりいつもモーターがどんどん回って電気代がかさんでくるといことになると思います。

ですから、そのあたりの調査も他のため池、タンク等の調査も早急にやっていただいて、そういうふうなロスの少ない効率のいい農業用水の供給に努めていただきたいと思います。これ、農業用水会計は水資源対策課の方で管理していらっしゃるんですが、以前、この農業用水も含めて、何回も言っているんですね。議会のたびにいつも言っているんですが、その将来的な農業用水供給について、提案をしてきたつもりなんですけれども、今回は指定管理者制度が出て、湧水トンネルも出てきているわけで、これには農業用水の受益者の組合の方達の方との関係も出てくるわけですね。ですから、すべての面において、こういうことは関係してくるんですが、今後の農業用水供給において、何らかの新たな展開が望めるような計画をされていらっしゃるかどうか、水資源対策課の方で結構でございます。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） 現在、水利組合の代表の方と会議を持っておりますが、ボーリングで対処できる分はという話が出てきております。地域によってですね。まずは、それからやるのが先決かと思っております。ご承知のように、金利が望めない状況でありますので、できる分から実施していきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） できる分からということですが、ボーリングと言えば最後の手段なんですね。ボーリングすると、どこかの水系にまた影響が出るわけです。大体地下水系というのは、ある程度つながりがあるわけですから、こういうふうのうちが管理しておる農業用水の中で、それぞれ個人でボーリングでという形になってくると、やっぱり以前、開田がどんどん広がってきた時みたいに、やっぱり地下水の低下に私はつながってくると思います。できれば、地下水の低下を招くような新たな行為よりも、この農業用水、毎分32トンですか、トンネル内の水の湧水量が、それだけの水の量があるということは、その水をいかに生かすかということをやったり慎重に考えてやっていかないと、それを安易にボーリングで解決させようという考え方というのは、私はいかがなものかなと思います。

ですから、今回の坊ヶ平のため池の整備事業も含めて、総括的な農業用水供給に

ついでに調査会なり、または検討会なりを立ち上げてでもいただいて、もう少し慎重にやっていただかんと、今、うちの農業用水基金もありますけれども、その基金だって、今のゼロ金利、いつまで続くかわかりません。おそらくゼロですから、それより下がることはないんですから、上がってくるとは思いますけれども、その基金についての取り扱いも含めて、慎重に考えていく機会をつくっていくべきだというふうに思っておりますので、最後に町長の方にこういうふうに財政抱えております。農業用水の財政も抱えておりますので、今後の方針、どのようにやっていきたいのか、お聞かせいただいて、私の方はこれでいいです。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、農業用水関係のご質問かと思えます。農業用水のことに關しましては、ここ数年、先ほどおっしゃいましたように、基金のゼロ金利といえますか、なかなか金利で電気料を払うというのが元々の計画でございましたけども、それがゼロ金利ということで、基金まではまだ食い込んでおりませんが、少しずつ金利の貯めである分が減っているのも現実でございます。そのために、高森に2,000トンの飲料水施設がございますけども、新たな大きな全体的なため池等もつくって、田に入れる水でございますけども、雨水を利用するとかいろんな水を引っ張るとどうかといういろんな計画をしておるところでございます。

その中で今先ほど課長が申しましたように、地域の方でボーリングでもしていただいて、ある地域ではボーリングをしていただいて解決をしたというようなところが何か所かございます。そういうこともいいんじゃないかという地域的にはそういう意見が出ているのも事実でございます。今のところ、総括的には農業用水につきましては、解決を見ていないという形でございますけども、今、議員さんがおっしゃいましたように、農業用水、一番基本的なものでございますから、早い機会に抜本的な対策をとるというふうに考えておりますけども、今申しましたように、地域ではボーリングや全体的に一番高いところをつくって、電気料を極力使わないようなものがないかというような意見は出ております。それを今十分検討をいたしておるところでございます。

早急に抜本的な解決をしなければいかんと思っておりますので、今後、極力努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 12番 三森です。

本工事につきまして、坊ヶ平地区ということでございます。先ほど、13番議員

さんの方からも出ております。ため池につきましては、それこそ水系ごとに各自もってございまして、当然、これは公団の補償と絡めまして、ため池改修という形で全部やっております。ところが、半永久的に使えるという当時のキャッチフレーズでございましたけれども、何年も経たないうちから補修をしていかなければならないという状況であったというのが現実でございます。この工事の工法としてどういう形の工法を計画されておられるのか、そこを第1点としてお尋ねいたしたいと思えます。

先ほども意見が出ております各水系ごとのため池というものも相当老朽化しております。そこらあたりも今後、どのような対応を考えておられるのか、先ほど農業用水の問題も出ておりますように、代表者会議の中でもまずこれは経費削減を図るためにどうしたらいいかということで、今検討をしている最中でございます。しかしながら、なかなか抜本的な解決に至っておられないというのが現状でございます。

その中で、今の町長が言われました内山水系と申しますか、内山の上流の方に雨水を利用したため池利用を計画したらどうだろうかという県の方との協議の中で実際出ているのも事実でございます。そこらあたりのからみもございまして、まずこの工法として、どういう工法を考えておられるのかをまず1点お尋ねいたしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 一応事業の内容につきましては、現在、漏水防止の遮水シートというのが劣化しております。ですから、面積にして3,610平方メートル、その遮水シートの張り替え、それから30年超えてございまして、周辺に安全柵としてフェンスを設置しておりますが、こちらの方も錆がきて、取り替えを必要としておりますので、その取り替え、それから排水口の俗称、遮扉と言いますが、その一部改修、これが事業の内容であります。

それから、2番目の問題につきましては、私が来まして3年前になりますが、高森町農業用水供給対策事業検討委員会というのを立ち上げてございまして、委員会の構成につきましては、収入役、水資源対策課長、企画財政課長、商工観光課長、保健福祉課長、建設課長、それに水道の維持管理係をもって構成してございまして、その中で今後の取り組みについて、十分検討してございまして、最終的な内容を今県の方に送っております。まだ具体的な内容での県の動向も出ておりませんので、その内容がわかりましたら、皆さんの前にご報告できるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 結果的には、劣化防止、通称尺八と言いますかね、あそこあたりの漏水というものは先ほども申したように、以前、改修した時に何年も経たなうちに漏水が始まったというのが現実、そこらあたりは地元との協議の中でしっかりと検討し、また工法については、よっぽど考えてやらんと、また同じようなことを繰り返すということになります。その点はよろしく願いいたしたいと思います。

また、農業用水の件でございますが、要するに、経費を減らすためには漏水を減らさなければいかんというのが現実、当然、考えなければならないこと、そのための事業であるということは承知しております。しかしながら、先ほども申したように、水系ごとの体系がありますので、今後、いろんな形で漏水しておるのをどう対処していくのか、何もかもひっくめて考えていかないと、一つしたからもうあとはこれは無理ですよということになってくると、非常にまた水系ごとのバランスが出てこないし、問題点も出てくるかと思えます。

一番この農業用水で心配しておりますのは、いつも申し上げております。先ほどボーリング等も話が出ましたが、ボーリングという形の事業をただ単なる受益者の中でやりますと、なかなかそれが100%皆加入されるのか、それが加入されれば立派なことでございますけれども、村山地区のボーリングはあれは公団ではなくて、あとで補償工事でやった経緯がございます。これも100%加入じゃございません。結果的には2通りの金があったと、現在もいっておるといようなことのそういうことにならないように、代表者会でも詰めているところでございます。町行政としても、その農業用水が今後、町の中にも衛生面でも相当貢献しておるといことも考えていかなければならない。そこらあたりまで考えた上で、今後、こういう工事についても、じっくりと検討していくような方向性をもってやっていただきたいと思えます。その点について、町長の方にちょっとお答えを願いたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、三森議員さんの方からおっしゃいましたとおりでございます。確か、農業供給事業の組合長をお願いをいたしているんじゃないかなと思っております。今、申したように、ため池ということで一番高いところがございます。本当に漏るということになれば、崩壊とかいろんなことを考えますと、下には必ず人家があるということでございます。大きな危険をはらんで

くるのではなかろうかなということで、今回は坊ヶ平ということでございます。まだ隣には内山池というのがございますし、各地域にこういう施設、近くの別所池もそうでございますけども、それ等も順次そういう水漏れ等につきましては、順次改修すべきだろうと思っております。

また、全体的な見直しにつきましては、地域の方々、農業用水関係者の方々とよく相談をして、一番いい方法を計画してまいりたいと思っておりますので、お願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） ありがとうございます。

特に、ため池につきましては、この工法でお願いするわけでございますけれども、農業用水については、先ほども申しましたように、防災上、また環境面、いろんな意味についての農業用水だけではなく、衛生上の問題点の用水でもございます。その点も町長には町としての利用価値、環境的な利用価値というものを、ただ農業用水、ため池、灌漑用水だけという考え方ではなくて、そこらあたりも今後、十二分に検討されて、大いに効果を出していただけるような方向性をもって取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

僕はこの農業用水も関連いたしますけども、考え方として間違っているなら間違っている箇所を教えてくださいんですけども、1つは、農業用水ということで、当然、国の方からの補償で基金をいただいておりますし、これは営利を目的とする組合、水利権を持っている組合の任意の団体のためだけで使っている水でもございませぬし、1つのため池、調整池でもございます。その中であって、一般財源を持ち出すということになりますと、果たして一般財源から持ち出しがどの程度可能なかという部分ですね。この内訳の中からいけば、1,800万円ありますけども、受益者負担と組合負担、当然、組合と受益者同じになりますけども、あとは町としてのとらえ方が公園としての役割とか、あるいは調整池としての役割の部分踏まえるとか、その部分を考慮しますと、某かの負担を出すのも当然かとは思いますが、基本的には営利を目的とする農業用水の基金管理の面も含めてそうですけども、行政がずっと携わっていくということに関しての方向は私は違うと思っておりますけども、私の意見が間違っているという部分があれば、その間違っている部分

を訂正していただきたいんですけども。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、12番議員さんの方からおっしゃいましたように、環境面、いろんな危機管理、水道、火災等につきましても、町の一番上流で一番高いところにため池はございます。その中で、先ほど申しましたように、漏水とかいろんなものがからみますと、どうしても人的災害が出てくる可能性も十分ございます。それと、12番議員さんがおっしゃいましたように、環境問題、そしてまた町の中は今いろんな浄化槽ともかなり整備されてきて、前のようなどぶ水にはなっておりませんが、まだまだ町の中の水路に流れている水に関しましては、まだまだ水の源と言うわりには少し汚いようでございます。そういうのを含めまして、危機管理、火災予防、消火といいますか、そういうのに関しまして、利用も含めますならば、一般財源からお金が出て問題はないんじゃないかなと思うところでございます。

ため池は全部一番最上流にございますものですから、高森町はそこでございます。それも含めて、先ほどの電気料とか、そういうものに関しましては、どこか1カ所に大きなため池等をつくりまして、ただ雨水だけじゃございませんけども、雨水を極力利用できるようなため池等をつくったらどうだろうかという計画を今いたしているところでございます。

全体的な町の環境、自然環境、またそういうのから勘案いたしまして、環境から考えますならば、当然、一般財源から今回も使うのはやむを得ないかなと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

もちろん町長さんのお考えもわかりますし、なるほどだと思いますけども、じゃあ、割合の部分はこういった形ですかという、そういう根拠の部分は全くないわけですよね。漏水しているからそれを修理する、それは当然、漏水しているから危ない、でも、漏水して一番困るのは危険の部分というのと、もう一つは農業用水その水を使って田を開墾する農家の方、いわゆる受益者であって、受益者の方が修理するのも当然であるし、そういうふうにはちごとこみみたいな考え方をしてくると、やはりどこかの部分で基準を設けておかにゃいかんという気がするわけです。受益者負担がどれぐらい、町の方が例えば、そういう災害、防火水槽としての役割を果たすためにどれぐらいの負担をすとか、でないと国からの補償でいただいた部分の基金がいつまで経っても生かされない基金、大きな工事を要するに時に、そ

れもまた使えないかもしれないし、受益者側と町行政の役割側からした時に、明確化する意味でもやはりきちんとした数字を出して、こういった場合は何%、何%、町自治体は何%とか、そういう明文化する部分も必要ではなからうかと思えますけれども、その辺の方向性についてのお考えもお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） なかなかパーセント出せというのもなかなか出すのは難しいものがあるかと思っております。それと、農業用水ももちろん受益者の方がおられるわけでございますけれども、やはり私どもが田圃だけじゃなく、町全体で使う量としていただくための水でございますから、それも十分認識をすることと、それと、総合的な農業用水の見直しというのは、いつまでも行政の方が農業の方々と一緒に役場の中で農業用水をみるというのも行政の改革をしていく中から少し無理がくるんじゃないかと、やはり最終的には、基金がございます。その基金を精一杯受益者の方々は利用できて、安心ができるような農業を続けていけるような施設をつくってあげる、そして最終的には農業の方々が独自にできるような、そのような方策でなからにやいかんと、ただ行政の方で今から10年も20年も農業用水を管理はできませんけれども、そういう方向性はもうぼつぼつそれこそ改革の中で見ていく時期に来ているかと思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第60号 平成17年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第60号、平成17年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番でございます。

一般会計の補正予算出ております。中身見ますと、見込みで減額されたところが出てきておるのが主であるというふうに思っておりますが、予算全体を見た時に、工事終了した時にはもう大体決定でよろしいような気もするわけですね。見込みで減額するという時期的なものなんですけど、12月の議会で見込みで既定額から見込額で三角補正というのが収入の残だったならば、見込額でよろしいんだろうと思うんですが、歳出の方でも見込みでいくらかは減額が出ているような気もいたします。その辺についての財政的な文言の使い方ですね、基本的なことだと思うんですけども、企画財政課長の方にお伺いをしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 工事関係経費の見込みの予算の話かと思いますが、すでに執行された分、完了しました分については、決定額で最終的には精算という言葉になるかと思いますが、工事関係につきましては、変更等が予想されるというお話も聞いておりますので、あくまでも見込みという言葉は財政的には使わせていただいております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 変更がある可能性がある場合については、大体その工事については完了しておらんから、今回の補正では大体出さないなら出さないで通るんじゃないかなと思うわけですね。最終的に年度末で決定で出していただいた方が私はよかったような気もするわけですよ。ですから、見込額というこの文言の使うタイミングと申しますか、使う時期が今の時期で適当なのかなというような疑問がございます。ですから、この件については、後ほどまた財政課長さんの方から参考的にご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

あとは項目ごとにいくつか質問をさせていただきたいと思っておりますが、今回、阿蘇広域行政事務組合の負担金が500万円増額で補正されておりますね。これ、23ページのやつ、あと熊本の森間伐材利用促進事業ということで、920万円補正が組まれております。この件について、担当の課長の方から内容の説明をお聞かせいただきたいんですが、特に広域の方は後ほど保健福祉課長の方から説明があると思っておりますが、この熊本の森間伐材利用促進事業なんですけど、林業を主としている方達の話は往々にして聞くと、間伐材の補助金が出ても、自分達の所得は別に上がらないと言われるんですね。間伐材を伐採する業者はそれなりに補助金が出れば、林業

を主としている方達がそこに委託をしていただくから、仕事はあると、確かに利益は上がるんだろうけども、実際、その立木を持っている人達は間伐してもそれなりの水揚げは増えないんですよという説明を受けましたけれども、その件については、農林振興課長さんほどのようにお聞きになっているのかというのを、保健福祉課長の方からまず広域の方の関係のやつを説明していただいて、そのあとにゆっくり農林振興課長さんの方にご意見を聞きたいと思います。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 国の方では今三位一体改革の中で非常にお金がないというようなお話が皆さん方十分お聞きになっていると思いますが、どういうわけでしょうか、厚生労働省のお金が17年度に相当なこの部分について余るというようなことで、私が申し上げるのは大変僭越というか、失礼なお話かも知れませんが、国の財政についてお話しすることは申し訳ないんですが、やっぱり縦割りの弊害なんですよ。国が足りないと言いながら、厚生労働省の方では今年度の予算が余った、したがって18年度事業を前倒して17年度に出すというようなお話になって、急遽、それに伴います市町村の負担金を今回補正をお願いしたいということで、これは組み方は財政の方でないちょっとわからないんですけども、18年5月31日までに納入してくださいというお話が出ております。したがって、財政の都合によっては本年度の補正で組むのか、18年度の当初の中で組ませていただいて、18年度の5月31日までに納入するのか、いずれかで選択はできるんですが、今回は財政の方で17年度の補正で対応するというお話をしていただいて、こういうふうに計上させていただいているということでございます。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 私が聞いているところによりますと、この立米当たり4,600円は間伐で出された方に補助金は出ているということでお聞きしております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） だから、個人に補助で出るんですよ、立米でね、ところが伐採と搬送代でそれは持っていかれる、一度は入るんだろうと思うんですが、入ったお金はそういう業者さん達にやらにゃいかんから、実際は、自分達の懐に残るお金はないんですよとかという話をたまに聞くわけですね。ですから、業者の方達はこういう補助事業があれば、補助金があれば、確かに伐採、間伐される個人の方が多

数出ておいでになりますから、業者の方達はよろしいでしょう。ところが、実際、間伐をされる個人の方達の所得はどのようになっているんですかということをお聞きした。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 当然、木材の立米当たり単価等も搬出代とか、考えますと、木材の価格次第で手元に実際はこれは4,600円自体は本人にいておりますけれども、精算段階で木材の価格と併せてお払いになっている部分もあるんじゃないかと思います。ただ、私が現在聞いておるところによりますと、一応4,600円は精算段階ではご本人さんに一応行っているということで、最後に補償はですね、精算段階で木材の価格等におきまして、4,600円が搬出代に補填されることも価格次第ではあるんじゃないかかと思っております。ただそこまで小さいところは私もまだ内容等は森林組合が主にやっておるんですが、その辺の調査しておりませんので、まことに申し訳ありませんが、よろしく願いしておきます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 何しろ、補助事業というのは、これは業者の方達にする補助事業じゃないんですね。先ほどからいろんなことを言っていましたね。要するに、町民の皆さん達にある程度の利益がいくように、町民の皆さん達が平等に扱われるように、そういうこと、そういうふうに農林業の中で林業の経営が疲弊してるなら、林業を主として個人の農家の方達に対してその所得の底上げでもしてもらおうという形でこういうような補助事業を組むのであるならば、やっぱり実際、木を出された農家の方の所得の向上につながらなければならないんじゃないですかという意味なんですね。ですから、先ほどから立米当たり4,600円の補助をされておるといけれども、その個人の方に実際補助は行くでしょうけれども、でも、精算した時に、木の代金よりも搬送と伐採賃の方が高かったら、結果的にはその4,600円に手をつけなければならないという結果になるわけですね。ですから、立米当たりの4,600円が妥当か妥当じゃないかということも一緒になって検討しないと、何のための補助金かということになるんですね。ですから、確かにこの間伐促進対策事業というのを組まれて、間伐を支援していかれるということは、山の価値を上げる意味からすれば、結構なことだと思います。でも、逆に4,600円もらって、間伐して、手出しをせにゃいかんのが怖くて、自分の山の中から先にいちゃっただけを切ってしまうなければならなくなった。将来的において、自分のところにあと残っている間伐した残りの木は値打ちがしないという山が増えてくる可能

性も僕はあると思うんですね。

話を聞いたところ、今高森町が持っている町有林、かなりあるんですね。私も議員になって15年になるけれども、町有林はまだ見に行ったことがない。通るたびにここは町有林という話は聞くんですけども、実際、山も木の状況なんていうのは、実際のところ、僕もまだ見たことがないんですね。その町有林の近くにいる農家の方達と言われるのは、町有林は確かに間伐されるんだと言われるんですね。町有林の間伐した時に、どういう木の間伐しているか知っていますかと言われる。知りませんよね、私達は、間伐、要するに、町有林はどこにあるか、また町有林はどんな木がどの程度の木があるかというのを私もまだ恥ずかしながら見たことがない。言われたのは、町有林の中で間伐する時の切る木はいいやつから先に切るそうです。いいやつから先に切ったら残ったやつはどうなるんだろう。残ったやつはいい木になるんですかね。残ったやつをいい木にするために間伐するんでしょうけれども、ただ、曲がっているやつとか、枝が折れているやつとか、枯れているやつとかというのは、切らないで素性のいい枝ができているやつだけを先に切ったら値打ちがなくなるんだと思うんですよ。

ですから、今回の間伐促進事業費も結果的に立米当たり4,600円やっていますが、結果的にいいやつだけ切らせて、いってしまえば、農家の方達は将来先細りするんじゃないかなと思うんですね。ですから、そのあたりについて、この前、森林組合の方も要望書持ってきておられました、町長さんあたり、そのあたりのお話はどのようにされておったか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 間伐補助ということでございます。本年度からまた名目が変わりまして、熊本の森間伐材利用促進ということでございますけれども、これ、4,600円は県の方から半分、50%で、高森町は2,300円、立米当たりお支払いするというところでございますけれども、陳情によりますと、木材の低価格というのが長引いておるということでございます。本来ならば、1万3,000円ほどするのが今6,000円から7,000円ということで、林業の方々が伐採して持って出しても、車賃でとられてしまって、自分の方にお金がないというふうな現状のようにお話を聞きいたしました。また、去年も議員さんご存じのように、8,000立米に2,000立米追加して1万立米になったかと思っております。本年度は、当初6月議会でも要望がございましたように、間伐事業はしないのですかということでございましたけれども、その時点まではまだ県の方の方針が決まっております。

で、9月の補正ということで3,000立米組んで2,000立米足したから5,000立米を出したという計算の方法を森林組合の方にはお伝えいたしました。またもちろん3,000立米ですから、一遍に7割カットもしたんですかという厳しいお叱りを受けましたし、また陳情の方も一緒にございます。その中で、9月の定例会の時にも建設委員会の方からもできる限り、森林については、大変苦慮して、大変高齢者も多くして、山も荒れてしもうて、どうにもならんということだから、何とか予算とかつけるようになるならば、少し補助等もできないだろうかという要望もなされております。それとまた、木を切ることに於いて、国土保全と申しますか、私どもの山が崩壊するなど危惧するところが大変ございますものですから、その分含めまして、今回は2,000立米出したということでございます。

単価はこのような方法で森林組合の方に出すわけでございますけども、どのような方法で手当がなされているかは私もまだ知らないのが現状でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 行財政改革の中で補助金の見直し等も出てきているわけですね。やっぱり町民のためになる補助事業というものは残していかなければならないし、町民のためにならない補助事業というものは削除していかなければならないと思います。実際、立米4,600円というのが妥当か妥当じゃないかというのはわかりませんが、ただ間伐材の促進ということでの補助事業であるということならば、私はそれはそれとして生かしていくべきだと思うんですね。しかしながら、やっぱり木を出される農家の方達の所得の向上にならなければ、僕は意味はないと思います。

ですから、今後、こういうふうな補助金を出す場合において、どういう形でどういう所得の向上につながっておるかという効果を十分把握していかないと、ただ横流しで終わってしまうような気がいたしますね。お話聞けば、残らないと言われれば、そうかなと思う。

本来、今まで農業が栄えてきた理由というのは、確かに国際化が進んで、競争も進んで、農産物も普及して、量販店も増えて、安売り合戦もあってるから、農産物を生産する方達は大変だと思うんですが、ただ、農産物を生産されている農家の方達の決済というのは、主に12月なんです。12月の決算で歳出歳入、自分のところのあれを見て赤字が出た時にその赤字補填をどうするかとした時に、頼る方法が自分ところに植わっておる山の杉を切ったり、檜を切ったりして、それを赤字補填に充てられる。ですから、当然、私は木のことをあまり詳しく知りませんが

も、12月頃になると、もう水を吸い上げていないから、木を切るのにも楽だと、そして材料もいいのがとれるということで、ちょうど農家の方達が自分ところの経営について頭を悩ませている時期に一番頼りになるのが山なんですね。杉山、檜山、ああいう山が一番頼りになるんですよ。それが今頼りにならなくなったから、自然と農家の方達も減少してきているわけですね。頼れるものがないんだっとなら、農業やめてどこかに勤めなければならない。だから、農業者が減ってきているのは、そこにあるんだと思います。

もし、やっぱり1年間やっていて、頼れるものがあるんだったら、農業はどんどん継続していきますから、高森町の基幹産業である農業は元気づくんだと思います。ですから、その意味からして、この間伐補助金という制度は、やっぱりちゃんと農家の方達に所得としてどれだけなら残るのかということを経営した上での補助金の額でないと、ただ単に県が何%出すから、国がどれだけ出すから、じゃあ、町は財政的にこれだけ出しましょうというだけでは、これはただ単に業者の方達の仕事が継続していくだけであって、農家の方達の経営を継続させていくものではないと思います。

ですから、その点について、僕は深く考えていくべきだと思うんですけども、町長さんもまだなられて3年ぐらいですから、山はあっちこっち買われているようでございますが、残念なことに蘇陽の方が多いいということでございますので、高森の方も余計買っていただきたいんですけども、何しろ、山を持っている農家の方達がそういうふうならば、木を切つてよかったって、今年はこれで助かったというような、補助金一つ一つについて慎重に考えていただかなければならないと思います。

町有林を管理しておるのは総務課だと思いますが、その町有林の管理している総務課あたりは町有林の山の値打ちというものは以前と比べた時に、間伐は実際されていると思うんですけども、その後の経過ですね、どのようなものかというのを最後にお聞かせいただいて、私は他の議員さんも執行部の方達もこの補助金についての定義というものをもう少し慎重に考えていただきたい、提案しておきたいと思いますので、最後に町有林の方、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 今、13番議員さんのおっしゃられる補助金についても、これ、考え方もいろいろあるかと思いますが、私も今、管財係に指示をしておりますのは、お金になるようなところから間伐をする計画をなさいということを示

をしております。

今お話聞いておりますと、私の考えが間違いなのか、どうかというのが、私もちよっと勉強させていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

2点だけお聞きしたいと思います。商工観光課長の方に1点だけお聞きしたいんですけども、25ページの款商工費の目の観光費、南観連の負担金というのが今30万円上がっておりますけども、何故に今の時期に南観連の負担金がかうやって上がってくるかという部分だけ、町村合併で遅れておったのか、あるいは決定額がまだこなかったのか、そのあたりについて、観光課長の方からお聞きしたいと思いますし、もう1点、3月当初予算で17年度の予算を組んでおりましたけども、燃料費についてなんですけども、これだけガソリン、軽油、そういった諸々燃料が上がってきますと、当然、当初予算を組んでおった金額で果たして各課全部対応ができるのかなど、本当は心配しているんですけども、どこの課も燃料費についての部分は上がってきておりません。いらん世話かもしれませんが、想定内、これだけ上がっていて想定内というのはちょっとおかしいという気がいたしますので、燃料費について、本当に大丈夫なのか、ちょっと心配ですけども、よろしく願います。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） お答えいたします。

今回の補正に計上しております南観連の負担金ですけれども、これ、その上に書いております南阿蘇総合開発促進協議会というものが当初予算の方で計上いたしておりました。ご存じのように、総合開発促進協議会の方は、3月末日をもちまして、解散をいたしまして、そのあとに旧6カ町村の観光協会が残りまして、現在は4町村ですけれども、4町村の各町村長さん方を回りまして、継続を訴えて、今回に至っております。その結果が各町村の観光協会ということでご理解をいただいて、今回、存続するということになりましたので、総合開発促進協議会の方は減額、それから南観連の負担金の方として、新たに30万円を計上した経緯であります。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） ご指摘のとおり、燃料代等についての補正は今回ございません。察しますところ、そういった価格の高騰というのは、職員全部知ってい

るはでございませぬので、執行段階において、削減に努めておるといふふうにて理解してございませぬ。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 想定内だったということですね。南観連のことなんですけども、南観連の負担金は通常でしたら、それぞれの観光協会に補助金を出している中で、その中からそれぞれが負担しよったという気がいたしますけども、今回の場合は、その分は入っていない補助金として観光協会に支給するわけですかね。それとも来年度以降はこれを含めたところで高森町の観光協会の方に補助金を流すという形になるんでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） この負担金は、こちらの促進協議会の方から南観連の方にいただいておりますものでありまして、こちらの方、協会の方とは別個でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第61号 平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第61号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第62号 平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第62号、平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第63号 平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第63号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 休会の件

○議長（相馬俊行君） 日程第2 休会の件を議題といたします。

12日から14日までは休会といたします。なお、各委員会が開かれますので、

よろしくお願いをします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午後2時01分

1 2 月 1 5 日 (木)

(第 3 日)

平成17年第4回高森町議会定例会（第3号）

平成17年12月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
3番	山室 克尋	(1) 子どもの安全対策について	① 現在、子ども達の安全を守るための対策は ② 学校、警察、地域ぐるみの話し合いの場は
6番	野中 謙三	(1) 中心市街拠点施設について	① 実動主体のあり方と地域住民の役割 ② 今後の事業の展開と住民のメリットなど
		(2) 株式会社高森町役場としての評価	① 3年間を振り返っての感想・意見 ② 最後の1年間に向けての抱負
13番	佐伯 金也	(1) 野尻地区の森林文化村構想事業の経過と今後	① 高齢化が進む中で早急に当時の計画を検証して今後の計画を立てないと、野尻地区の将来はなくなると思うが
		(2) 18年度適正予算は	① 地方交付税が不透明な今、予算の立て方が重要である。後世に過度な負担を持ち越さないような適正な額は

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	10 番	甲斐正一君
11 番	相馬俊行君	12 番	三森義高君
13 番	佐伯金也君	14 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	二子石衛君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	桐原一紀君
収入役室長	佐伯実範君	教育委員会事務局長	廣木富八君
オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君	企画財政審議員	甲斐敏文君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	後藤正三君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。3番 山室克尋君。

○3番（山室克尋君） おはようございます。3番 山室です。

12月も半ばになり、平年よりも早い積雪を観測するなど、いよいよ冬本番の寒さが訪れてきましたが、この年の瀬になって、昨年の奈良県の女子児童殺害事件を思い起こさせる悲惨な事件が3件も連続して起きてしまいました。なぜあんなかわいいい女の子達をと、普通の人ならば思うのでしょうか、犯人の心中は計り知れません。これら3件の事件に共通するのは、ほとんどの場合、下校途中に起きているということです。登校時は結構集団登校があったり、多くのサラリーマンや学生達がいいて、比較的安全なのかもしれませんが、下校時となると、学年によって終業時間が違ったり、部活動があったりして、どうしても時間帯がばらばらになってしまいます。こういう犯罪を犯す者にとってはそこがねらいなのでしょうが、そういう中で、子供達の安全を守るための対策をどのようにお考えか、お答え願います。教育長、お願いします。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） おはようございます。3番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

広島、栃木両県で相次いで小学1年生の女兒が殺害されるという傷ましい事件があり、また、先日は京都で6年生の女子児童が学習塾の講師に殺害されるという悲しい事件も発生しております。子供の安全を守ることは、私達大人の責任でありま

す。

先般、12月8日に臨時阿蘇郡市教育長会議が行われまして、県の教育長より登下校時における幼児、児童、生徒の安全確保について指導徹底を行うよう通知がありまして、各学校長に早急な対応を指示したところでございます。

現在の町の教育委員会、町内各学校が児童生徒の安全確保の取り組みをしております状況につきまして、教育委員会としましては、栃木での事件発生後、各学校に対し、児童生徒の登下校の安全を確保するために、保護者に対し協力依頼をするよう指示をいたしました。また、町民の皆様は幼児、児童、生徒の登下校の安全確保について、ご協力をいただくようお願い文の配布を行ったところでございます。

各学校につきましては、日ごろより児童生徒の登下校の安全確保と安全指導点検について取り組みを行っておりますが、今回の事件発生後、一層の児童生徒の安全確保のために以下のことについて早急な対応をいたしております。1つが、保護者の皆様へ児童生徒の安全確保についての協力依頼、2つ目が、徒歩児童生徒の下校時、人家等がある場所までの迎え依頼、スクールバスを利用する児童生徒には、バス停までのお迎えを依頼、集団下校を実施し、防犯ベルの携行を指導いたしております。教職員による車での校区内の巡回実施をいたしまして、この際は、防犯パトロール中というステッカーを貼り、巡回をいたしております。また、警察の協力をいただきまして、下校時刻に合わせたパトロールの実施をしていただいております。以上のことを早急に実施し、対応をいたしております。

今後の対策としましては、県教育長からの通知内容を踏まえまして、地域の方々への協力依頼、関係機関との連携、情報の共有化、通学路安全マップ作成等を各学校と連携協力を図りまして取り組み、子供の命、安全を守る対策を講じてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 3番 山室克尋君。

○3番（山室克尋君） 3番 山室です。自席から失礼いたします。

これは、私事になりますが、うちの子が中学生の時、この町内で不審な車の男性に声を掛けられ、腕を掴まれて、車に乗せられそうになりました。幸い、駅前でも人通りもあり、無事だったのですが、心配になり、早々警察に通報しました。本人は突然のことで気が動転していて、車種と色ぐらいしか覚えていなかったのですが、偶然、男子中学生のグループが付近にいて、ナンバーを目撃していたので、所有者がすぐにはわかりました。警察の方で数日尾行を続けたところ、今度は他の町村で同

じように女子児童に声を掛けていて、すぐに現行犯逮捕されました。本当に警察の迅速な対応で起きたかもしれない事件を未然に食い止めることができよかったですと思っています。

しかし、偶然が重なりたまたま無事に済んだというだけで、10年以上も前からこの辺りでも身近に危険が潜んでいたわけです。都会の子供より田舎の子供の方が人懐こくて、礼儀正しいなど、自慢に感じていたのも、今では不安の材料にしかならないと思うと、何やら寂しい気もしますが、まずは子供の安全です。現在、いろんな市町村で防犯ブザーを携帯させたり、地域のボランティアが登下校を見守ったりと、安全対策を進められています。少子化対策も大事ではありますが、まず、今ここにいる子供達を守るために、地域ぐるみでの安全対策を進めなければと思います。そのために、学校、警察、地域が一体となって防犯に対する意見交換をし、よりよい対策を話し合える場を早急に設けてほしいと思いますが、いかがでしょうか。教育長、お願いします。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） 今、お話がありましたように、これにつきましては、子供の安全を学校と家庭だけで守ることは限界がございます。地域の皆様方のご協力をいただかなければならない問題でございます。県の教育長からの通知でも学校、家庭、地域、警察が連携した連絡協議会を地域の实情に応じて実施するよう指導がなされております。

現在、本町では、幼保小連携モデル事業に取り組んでおりますその組織、また高森中学校校区連絡協議会、東小中学校保護者会などの組織があります。この組織を活用して、連絡協議会の組織づくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 3番 山室克尋君。

○3番（山室克尋君） ご答弁ありがとうございました。

最後に、今回のような悲惨な事件が身近で起こらぬように、速やかに対応をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（相馬俊行君） 3番 山室克尋君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） おはようございます。6番 野中です。

今回の一般質問ということで、中心市街拠点施設についてと、町長がよくおっし

やいます株式会社高森町役場としての評価ということで大きく2点お伺いしたいと思っております。

今日、また暦調べてまいりまして、今日何の日かなということで調べてまいりましたら、年の瀬も押し迫って、年賀状をやがて書かれている方もいらっしゃるかと思えますけども、年賀状制度が開始されたのが明治39年、ちょうど99年前だそうでございます。来年がちょうど100年ということで、イベントがあるんじゃないかと思うかと思えます。

さらには、おもしろいところで、力道山、私が小さいころ、ヒーローだった力道山が12月8日に刺されて、亡くなった日が本日だそうです。いわゆる力道山、戦後の復興を国民全体が応援していた、一つのヒーローを作り出して、国民の視点を1点に集中させ、戦後の復興の大きな役割を担った力道山が亡くなった日。

そこで、この力道山になぞえて、今回の中心市街地ですね、今後の高森町の発展を担う意味での中心市街地の拠点施設、これを一つのヒーロー、主人公としてとらえた中で高森町において、どういった役割を担っていくのか、そして、どういった役割を住民の方々が担っていくのか、その点についてお伺いしたいと思えます。

まず第1点目といたしまして、観光交流センター、仮称でなっておりますけども、その基本計画、実施計画の中での管理運営をどういった形で進められていくのかをまず最初にお伺いしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。6番 野中議員さんの質問に対しましてお答えを申し上げます。

私も今、観光交流センター、もちろん仮称でございますけども、町の中心街活性化ということで大変大きくクローズアップをしているところでもございます。私どもの考え方と申しますと、もちろん各議員さんのご意見等も拝聴しながら、逐次進めているところでございますし、また、この仮称の観光交流センターの建設につきましては、地域の住民の方々の最大限のご意見を拝聴しながら、その中には風と森の会というのもございます。その中で十分協議を重ねながら、今、進めているところでもございますし、もちろん、そのことを皆様方にご理解いただいたということで、着工を見ているところでもございます。また、その中に大変申し訳なく寂しいことでもございますけども、前会長も亡くなりまして、その新会長も今、選任お願いしているところでございます。この各種会合には、平成16年だけでも役員会、約9回、また全体的なものも2、3回、拡大委員会が6回と、いろんな会合を

重ねてまいっております。もちろんその中には地域の方々に何もかもお願いするぐらいの気持で行政としては本当に少し側面から応援すると、住民の方々に主体性を持たせた方がいいんじゃないかならうかということで、今、進めた結果が今回の中心市街地の仮称の観光交流センターではなかろうかなと思っておるところでございます。

もちろん今、どういうふうに関後の運営をしていくかということでございますけれども、今回の議会で皆様方をお願いをいたしておりますように、管理者制度ということがございます。今回、法律の下に管理者制度ができて、来年、平成18年9月2日から施行されるわけでございますけれども、そのあたりも十分ご相談申し上げながら、またそれを踏まえながら、管理運営はやっていきたいと、例えてみますならば、風と森と観光協会の方々が連帯し合っていたいただきまして、団体等を設立していただき、今の中心市街地等の運営に携わっていただければありがたいかなと、応募をしていただければありがたいかなと、そのように思っておるところでございます。これは、あくまでも例えば話でございます。今後、今回の議会で条例等のお願いができますならば、3月の議会と、また施行しなくてはならない平成18年9月2日からの施行の目的を達成するように努力してまいりたい。もちろん、今後とも皆様方とご相談等をしながら進めてまいろうと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 自席から失礼いたします。

今、町長の方からの答弁でございましたけれども、一番聞きたい部分とすれば、まず、当初の目的として、誰がどの課がどういったことで主体となって、どんなことをどの時期に誰を中心にどんな目的で年間の計画を立てていくのか、いわゆる活性化、活性化と言うけれども、実際、どういった形で活性化を進めていこうとするかという、その具体的な部分ですね、その点についてもお伺いしたいと思います。

さらには、現在、風と森の会の方でも中心となって議論されているかと思っておりますけれども、町と風と森の会がどういった形で協働、共に協力してから動く、協働しながら管理運営を進めていくのか、その議論が現在どういった形で進んでおるのか、その途中経過ですね、さらには、当初の活性化する意味合いでどういった形をつくるかということで、熊本県立大学の学生さんを交えていろんなアイデアを出していただきました中で、その後の県立大の学生さんとの関わりがどうなっておるのか。

例えて申しますならば、先月、色見の方の集会所をつくらうということで、公民

館活動の一つとして、西合志町とか菊陽町の方に視察に行きましたけども、この中にやはり地域づくりのアイデアを出してほしいということで、早稲田大学と直接一つの自治会が提携して、もうかれこれ7、8年交流が続いているそうなんですけども、最初のアイデアを学生さんに出していただいて、その後の経過についても、学生を交えながら、未だにずっと交流が続いておると、やはり若いアイデア、豊かな発想をもとにそういう地域づくりを進めていくという中で、学生さんは変わりながらも常に若い発想をもとに自治会運営がなされている。

せっかく高森の方も県立大にお願いして、そういった形をとっていただいた中で、その後の交流、あるいはその後のアイデア、いろんな意見、そういった部分の拾い上げなり、アドバイスなり、思い切った発想、そういった部分をどうとらえていくのか、そのあたりについても、今現在、どういうふうになっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 自席からご答弁を申し上げます。

今、県立大学とお話があったてありましたように、平成15年をお願いをし、確か、野中議員さんも一緒に参加であったかと思っております。本当に素晴らしいアイデアを持ち寄っていただきましたこと、また、何と言いますか、いろんなグループに分かれていただきまして、目の前に立体的なものを作成して、私どもも見せていただきました。大変それも参考になると思います。もちろんそれを参考にして、今回の観光交流センターの基本にはなっているだろうと思っております。その前にも、議員さんもお存じのように、平成13年度に基本計画等もできておった部分も確かでございますし、県立大学の委託事業ということでお願いをした部分、それと一番主体になっていただきましたのは、やはり地域の住民の方々の意見、そのことが一番いいんだということをもとにして、今回の観光交流センターの基礎ができているものだと思いますし、今後、いろんな事業を展開していくわけでございますけども、あくまでも行政といたしましては、先ほど申しましたように、住民の方々のお手伝いをするということを目的とした、今回の交流センターかと思っております。

いろんな施設は町にもたくさんございますけども、なかなか行政主導で進むというのが今になっては大変難しい部分がございますものですから、地域の方々お知恵を拝聴しながら進めていく、これが一番かと思っております。十分県立大学の学生の方のご意見は十分今回役立っているものだと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） おはようございます。

それでは、先ほどの運営ということですが、これにつきましては、あくまでも住民参加が基本でございます。管理と運営はまた別物と考えております。管理につきましては、現在、高森町観光協会の方とその辺のお話をさせていただいておりますけれども、まだ、観光協会さんの方でお引き受けいただけるかどうかというのは、まだ内部議論がされているところであります。

それと、県立大学との関係でございますが、基本設計が終わりました後に、教授のところまわって、一応、図面等もお見せし、今後についてもアドバイスをいただけるというような約束をいただいております。

次に、風と森との関係でございますけれども、先ほど町長が申しあげましたように、今、会長の選任中ということで、しばらく議論が滞っているのも事実でございますけれども、この会の中に4部会ございますので、それぞれ4部会の中でその有効的な利用活用について議論がなされているところでございます。最終的には、町長、申しあげましたように、やはり住民の意見、これからの運営についても、いろんなお話をお聞きしながら、運営面でも生かしていきたいと思っております。そういうことでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 今、工事が入っているものですから、時々というか、しょっちゅう、地域の方から質問を受けます。一番受けるのが、何ができよとですかと、高森広報でもしかり、議会広報でもしかり、いろんな広報面では出しておるんですけども、何ができるんですかという質問が一番多いんですよ。中には、まだ未だにここは文化センターができるとすもんねとおっしゃる方もいらっしゃるわけです。前町長のアイデアの部分の文化センター、文化ホールをつくるというふうな未だに思っている方がいる。ましてや、何ができるかわからないという形で質問を受けるのも事実でございます。いわゆる住民の意向に沿った形で建物をつかって、今からそれを利用していく、活性化のために結びつけていくということで進んでおるんですけども、如何せん、現実としては、風と森の会に預けたままで、実際は、他の住民の方々はまだ理解が深まっていないような気がいたします。その中で、地域住民の意向に沿った形で進めていくという部分に関しては、私は多少、矛盾があるのではなからうかと思っておりますので、再度、そのあたりについての答

弁をお願いしたいのが一つ。

それともう一つは、管理者が、あるいは管理利用はどういった形で進めるのか、まだ未だにはっきりとした部分がわからないまま工事そのものが進んでいるという現実、ある意味、僕は矛盾しているという気がいたします。どういった形でどの目的で進むという部分が漠然としすぎて、具体的な部分としての計画性の部分がまだ追いついていないような気がいたしますので、その部分については、少なくとも建物ができ上がる前には、きちっとたうべきではなかろうかと思えますし、建物ができの前では本当は遅すぎるんじゃないかろうかというふうな気もいたします。それが第2点。

次に、第3点といたしまして、風と森の会が主体となっていく、これは非常に喜ばしいことです。地域の方々が中心となって進んでいく、それを行政がバックアップし、協力し、後押しをしてやると、そういう体制、町長もそういう形で今後、まちづくりを進めていくというふうにおっしゃいましたけども、同じ高森町内の一方ではそういうグループがあるにも関わらず、なかなか行政からの後押しがないという部分もあるかと思えます。地域性もございすけども、それぞれの地域とかグループ、団体の活動を認めている中であって、その企画に基づいて、応援する体制が果たして中心市街地以外の部分でとれているのかなと、例えて申しますならば、上色見小学校跡地のNPO法人がございすけども、そのあたりも地域おこしのために一生懸命やっておられる。しかしながら、住民を主体とした動きを応援するという意見の一方では、なかなかその辺に関しては、協力体制がとられていないような気がいたしますので、中心市街地から同じ論理として考えた時に、私は矛盾を感じますので、その点についてどういった形で行政が地域おこしに携わっていかれるのかをお聞きしたい。その3つをお聞きしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 1点目が管理者ということでございすけども、もっと早く基本方針を前もってすべきじゃないかということでございす。いつの間に文化センターが消えたかとか、そういうお話でございすけども、文化カルチャーセンターという前町長さんの時のお話かと思っております。その時は、商業の活性化という事業だったかと思えます。その時、私もちょうど6番議員さんがご存じのように議員をしておりましたし、総務委員長ということでございす。もちろん、ご説明を前にも申しましたように、再度ご説明申し上げますけども、あの時点では、保育園の跡地と産交バスの旧跡地の部分だけの面積でございすし、その中には民間

の方々の土地もございました。ご存じのように、あの範囲内でそういう大きな事業をするわけでございます。そのためには、どうしても民の方々のご協力をいただいて、移転をしていただくなり、何らかの方法であの一角を開発するには、民の方々がおられるのがどうしてもネックになるんじゃないかならうかということで、それだけをお願いをしてやった経過がございます。もちろん、その間にも計画等につきましては、進んでいたと思いますけども、商業活性化、国のいろんな方針でございまして、事業ができる補助金、できない分、今回はまちづくり交付金というふうになんか名目が変わっております。もちろん制度も変わっておりますけども、その時は町単独でもやらにゃいかんかなと、そんな話を皆さん方としたのも事実でございます。

今回はたまたままちづくり交付金という事業がございまして、その中で今回の事業をもらおうと、それにはもちろん過疎債、いろんなものを利用しながら、住民の方々に負担のかからないように、一番制度のいい方法を使うのも当然のことかとわかっておりますし、今、管理者が決まっていないという話でございますけども、今、担当課長が申しましたように、観光協会の方々に早くからお願いをしたり、また、今言いましたように、風と森の会の方々にもお願いしたり、なかなか決定を見ていないのも現実でございます。早急にこのことに関しましては、先ほど申しましたように、管理者制度というのがどうしても施行していくわけでございますから、その部分に関しましては、皆様方とご相談を当然していくということでございます。

また、いろんなグループがあるということでございます。そのグループの中に応援するグループと応援しないグループがあるんじゃないかならうかと、そういうお話でございますけども、決してそういうことではございませんで、できる限り、民のことは民ですと、もちろん小泉首相ではございませんけども、当然のことをやっておるわけございまして、この方だからする、この方だからしめんと、この地域だからこうしますと、この地域はしめんと、そういうことではございませんで、やはり町民皆さん一緒でございます。まず一番大事なことは、不公平感のない公平な町政をしていくというのが、私の役目かと思っておりますし、そういう気持ちも毛頭持ってもおりませんし、うちの職員の方もそういう気持ちはあり得ないと、そのように考えておるところでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 聞きたかった分を全体的に返事が返ってこなかったものですから、ちょっと待っていたんですけども。

例えば、観光協会がどうのこうのという下りがございますけども、僕も観光協会

の一人ですね。実際問題として、観光協会があそこに入る、入らないという話はまだ未だに正式には決まっておりませんし、指定管理者制度に基づいてどうのこうのという部分は行政が出したのは、まだここ1年弱、半年足らずですね。計画そのものはその以前からあったんですから、どういった形で運営していくというのは、もう少し僕は具体的な目的をきちっと出すべきではなかったろうかというふうな気がいたします。

それと、もう1つは、住民の方々がどういった、何ができるんですかというふうに分かるということ自体が、まだまだ僕はきちっとした利用目的なり、住民の携わり方が明確にはされていないような気がいたします。したがって、住民にとって、何がメリットになるのか、どういう携わり方をしているかという具体的な行動の部分です、確かに最初に議会の方にも配っていただきました中心市街地活性化拠点施設基本設計の中に基づく土地再生整備計画ですかね、これに基づく部分から読んでいけば、確かになるほど素晴らしいことだと、すべてに共感いたしますし、こういうのが実現すればいいなとは思いますが、じゃあ、住民がどういう協働で携わるのかという部分がはっきりわからないんですよ。そのわからない部分が今現在の住民の方々からの声、何ができるんですかという返事になるような気がいたしますので、建物が建設中でありまして、もう少し住民の役割とその住民にとってのメリット性、そのあたりを再度具体的に説明をしていただきたいというのが一つございます。

さらには、その中身なんですけども、大目標の下に目標というのがございます。その目標の中で、目標3の中で地域活性化リーダーの育成と、そういうふうなうたってございますけども、地域リーダーの育成というのをどういった形で進めて行かれるのか、その内容についてもお伺いをしたいと思います。

この2点、お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） まず、第1点目の住民の役割でございますけども、これにつきましては、当初、都市再生整備計画をつくる時に、私達考えておりましたのは、地域住民と観光客の交流施設があるということをもとにご理解いただくということ、それともう一つはやはり今、ボランティアの方でも組織化がされておりますけども、いろんな一つの芸と言いますか、技術と言いますか、その辺を持っている方々のグループができております。そのグループの方々の発表の場とか、それと、あと伝承的な遊びであるとか、その分を含めて、観光とどうにかマッチングできな

いかと、ということを考えております。そのために、先ほど議員のお話の中にありました風と森だけで動いてはいけないというようなことだったかと思えますけども、そういった方々も、今のはちょっと私、勘違いかもしれませんが、今グループの中にそういったボランティアの方も新しく参加されているというような状況もございますので、これは、来年オープンするわけでございますけども、この運営については、その時々、その状況を見ながら運営のあり方については、今後、検討をずっと続けていくべきものだと考えております。

それと、地域リーダーの育成ということにつきましては、これは再三出てまいります風と森の会、この中から地域リーダーになり得る人材等もかなりいらっしゃいますので、そういう方達を中心にした中からリーダーを育成していくということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 言葉で抽象論だから、僕も聞きながらわからないし、聞いておっても、答えを聞いてもなかなかわからないところもあるんですけども、これは現実なんですよ。ただ、交流、交流と言った時に、その交流というのは大体何なんだろうかという気がするわけですよ。刺激を求める交流、あるいは知恵をいただく交流、あるいはお金を落としていただく交流、いろんな交流のやり方があるんですけども、あまりにも漠然としすぎていて、なかなかつかめない。例えば、遊歩道を整備して、それを交流センター、仮称のところにご案内して、そしてまた駐車場に帰ってってもらうという形になるんですけども、果たしてそういう人が流れることによって、地域にとってどういう効果、メリットが上がるのか、観光客にとってみればいいところですねという感想、さらに再度もう一回来たいですねという気持ちになり、景色なりを見た中でのリピーターとしての客の位置づけができるかもしれませんけども、地域にとって観光客の方々が歩く中で、還元してもらう部分、そのあたりをもう少し具体的に再度説明して、この質問は終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 今度の整備計画、5年間でございますが、これの大きな目的は、現在の中心市街地に昔のにぎわいを取り戻すというのが大きな柱でもございます。湧水館から中心市街地への回遊と言いますか、それを目指しております。人が動くことによりまして、当然、お金も動くでしょうし、それは町にとって一つの活性化であると、そのために、現在、観光案内人の養成講座等を開きまし

て、将来、そういったボランティアでなくて、観光案内人につきましても、その辺の収入になると、その辺まで今考えて観光案内人の養成講座等も考えております。これは観光案内人は、中心市街地のみならず、全町的な部分で今勉強もしていただいております。そういうことでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 冒頭申し上げましたけども、力道山の話ですけども、国民の目が一点に集まったということで、一つは大きな力になっていたわけですよ。力道山の後押しをしていたのが、国民全部が後押しをしていた。今回の地域活性化の拠点施設をつくる中で、住民、高森町全体があそこに視線が集まって、皆が利用できるような施設、あるいはその中でいろんなものを生み出す、創造ができるような施設として作り上げていく、これが一番の目標だと思いますので、是非とも交流センターについては失敗のないように、お願ひをしたいと思いますし、責任もとっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

上色見のNPOの話は、最初に言っておりませんでしたので、この部分は割愛させていただいて、次の質問に入ります。

株式会社高森町役場としての評価ということで、この3年間、町長の在任期間中いろんなことがあったと思います。単独町村で行くのか、合併するのかわからない町を引き受けようということで、3人の候補が挙がられて、その中で見事当選された藤本町長ですので、その期待の度合いは住民からすれば、非常に大きなものであったろうと思いますし、ご苦勞もかなりあったのではなかろうかと思います。

その中にあって、この3年間ちょっとを振り返った中で、いくつかの質問をさせていただきます。

まず、冒頭にいくつかまとめて質問させていただきますので、まず、町長が人間形成として職員の窓口業務ということを当初されました。いつ終わったかわからないような状態で終わりましたけども、人間形成が終わったならばやめるという答弁でございましたので、その部分について、ご意見を一つ。

さらには、各課課長補佐制度を全体に設置したということによって、人件費がかなり負担があったのではなかろうかと思いますが、どれぐらいの人件費の負担になっていたのか、そして、その課長補佐制度によって、その機能が十分果たしてこられておるのかどうか、これが第2点。

それと、厳しい時期を引き受けられた藤本町長でございますので、その財政改革、一番大きな目標としても上げておられましたけども、どの程度の目的達成がな

されているのか、それが第3点。

第4点目に、就任当初から刑務所の騒動事件という失礼ですけども、刑務所誘致に関して、就任当初から町長は積極的に動かれましたけども、その刑務所誘致が今現在、どうなっているのかが全く今わからない状態であるし、住民の方々から聞かれても何の返答もしようがないというのが現状ですので、今現在、どういうふうになっておるのか、そして今後、どういった形で刑務所誘致に関して動かれるのか、これをお聞きしたいと思います。これが第4点。

じゃあ、その4点、お願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 申し訳ございませんけども、できますら、2点ずつぐらい聞いていただければ、お話ができるんじゃないかと思います。なかなか4点ぱっぱっと言われても、お答えするのに抜けたりすると、失礼に当たりますから、できますものなら、1、2点ずつ聞いていただければ、ありがたいかなと、そのように思っておるところでございます。

まず、1点目、総合受付、そのようなお話のようにお聞きをしたと思います。皆さんがご存じのように、大変人の輪を大事にする性格でもございますし、またそのような生き方をしてくれております。人との輪というのは、皆さんとまず話すことが大事、出会いをせんことには話すこともできませんけども、出会いをすることも大事、会って話すことも大事、そういうことを目的として、就任当初、職員の方全員と約1カ月間ぐらいにわたりまして、5月中に面接、そういう大げさなものではございませんけども、どういうお考えがあるかと、また、どういう物事の考え方、どのような行政マンとしての立場に立っておられるかなということ、全員の方とお話をし、今後の町はどうあるべきかなと、あなたのモットーはどうでしょうかと、その2、3点について聞いて、また言葉じゃなくて、文章にして出していただきたいということを確認してすぐ1カ月以内ぐらいでやったんじゃないかなと思っております。

その中で、とても明るい職員の方々もおられましたし、申し訳ございませんけども、少し暗いかなと、そういう職員の方もおられました。そこはひとつ皆明るくなるのがまず第1点、それと住民の方々に会って話すことがまず大事じゃないかと。何か俺は職員ぞ、俺はこうぞと、そういうものじゃなくて、やはり住民の方々一人一人と笑顔であいさつする、こちらから声かける、それが一番大事なことということで、もちろん私はこれがモットーでございますから、本心で今話すことです

けど、そういう話をいたしました。

それから、それを直すためには、どれが一番いいかなと思ったことが、住民の方々、行ってまで話さなくてもいいにしても、お出でになる方々と話すことが一番勉強になるということで、明るし職場づくりになるということでございました。職場が明るい、今ごろ言う方がおかしい。明るくて当たり前。それでもなおそういう判断をしましたので、約1年9カ月ほどしたと思います。議員さんの方からもあんな給料の高い人を受付に半日も座らせてどうするねというお叱りを受けたのも事実でございますけども、まず、お金も大事でございますけども、人間形成が先でございます。人間が考えたのがお金でございます。その辺の勘違いをなさらんよというということで、もうしばらく、もうしばらくということで、きっと2回から3回、総合受付ということで、冬夏をとわず、課長さんとかそういうこと関係なくしていただきました。それをもって、その結果がどうというのは、私が判断するよりも皆様方、住民の方々が判断をしていただくのが一番いいんだろうなと、私がどうのこうのというのは、私の考え方でそうしたということでございますから、判断は少しなり少しなりとも明るくなったぞと、少しはものが言えるようになったぞという地域の方々から返事をいただければ、そういう意見をいただければ、私自身は最高のできではなかったかなと、そのように思っておるところでございます。

また、課長補佐制度というのをお聞きいたしましたけども、課長補佐制度というのは、私は就任した当時には、2、3の課に課長補佐という制度がございました。その中で、次の課長ということをお願いをしていく、当然、年功序列ではございませんけども、いろんなこと、もちろん係長さんが課長補佐になるわけでございますから、そういうものを勉強するためには、やっぱりいろんな課長補佐で、そういう名の下でなからんことには、この本議会にも参加ができなかったり、事実でございますけども、やはりそういう制度を持つことにおいて、全体的なこの行政としての仕事を一つの課だけでなく、全体的なものを覚えるためにも、また、議員の皆さんとこうやっっているいろんな意見を交わすためにも、そういう制度は必要かなと思うこと、当然、次の時代を担う制度であったと私は確信をいたしておるところでございます。

また、行財政改革もご存じのように、当初就任しました時に補助金見直し、2割カットと実行いたしました。大変地域の方々、いろんなグループの方々、いろんな方々に苦痛を与えたというのも事実でございますけども、ここ2年ぐらいの間にやっつ制度というのがこういうものかなと、少しずつ理解をさせていただいております

ことと、今回、国の方で実行されております三位一体改革はとともこれ以上の苦痛があるんじゃないかなと私どもはそのように感じております。

もう新聞報道で毎日毎日が厳しい話ばかりでございますし、いろいろ言われますけども、その中でやりこなしていくというのもまたこれも行政マンとしての手腕ではなかろうかなと思っております。

それから、刑務所の話でございますけども、各地域のいろんな座談会等も行いまして、最終的に2月だったか、法務省の方から今回は残念でしたという言葉でございました。再度、ご希望があればという返事が法務省の方から来てございます。それはもちろん皆さん方にご報告申し上げたとおりでございますし、今後も町財政、いろんな雇用の面、自主財源面、いろんな面から判断いたすならば、このままと申しますか、是非進めてまいりたいと、そのようにも思っておるところでございますし、地域的に一番痛みを与える色見、上色見地区におきましては、その後に座談会と申しますか、皆様方とのお話し合いを持ちました。いろんなご意見もまいりましたし、地域からもそれだけはやめていただけないかという要望書も上がってきております。それもちろんと広報に載せて、皆様方に周知徹底、それと情報公開の目的等から考えれば、そのようにしてちゃんと広報、回覧等にも載せて、こうやってだめでした、しかし、いろんなそういう話は進めていこうと思う中にも、地域からそれだけは断念してくださいよという要望が上がってきておりますまで、ちゃんと情報公開もいたしておりますし、今、気持ち的に言えば、まだまだそういう施設については、国も多く求めるということでございます。こういう時期だからこそ一つ犯罪者が多くなるというのは、ちょっとおかしな話でございますけども、そのようなふうには私は見ておりますし、また、法務省の方からもお聞きしますと、そういう施設は何カ所かお話しはなりませんけども、そういう施設は今後、また必要ですというお話しは聞いてございます。

できる限り、私自身は皆様方の許可と申しますか、皆様方のご理解がいただけますならば、話を進めてまいろうと思っておりますし、それも行政の方としても、逐一経過については、報告を申し上げていきたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 質問を一遍にして、本当に申し訳ございませんでした。

今度は2つぐらいに絞って。

今、町長の方からこの3年間の中でいろんなことを述べていただきましたけども、刑務所の広報ですね、これは地域限定の回覧ではなかったかと思っておりますけど

も。全町に回っているやつではございませんので、上色見、色見地域だけの地域限定回覧ですね、ですから、他の地域の方々は全く知らないわけですから、そのあたりは町長も確認をさせていただきたいと思います。

その刑務所誘致の折り、地域座談会の折りだったんですけども、学校関係の誘致も町長はなされたというふうにお話をなされておりました。本当は寝耳に水だったんですけども、学校関係の誘致もやって、そのことを全く議会の方も誰も知らなかったし、どの時期にどんな予算で、どの学校と誰が交渉していたのかという、全く不明でしたので、結果的に誘致がだめでしたということでした。そのあたりについて、詳細に述べていただきたいと思います。どの時期に、どういった予算で、誰がやったかという部分ですね。学校関係の誘致ということになると、非常にこれは慎重を期する部分がまた一つあったらと思うっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それが第1点。

第2点といたしましては、三位一体の改革によって、非常に財政的に苦しくなったと言いますが、考えてみれば、今、指定管理者制度がどうのこうのと言っておりますけども、国の方がむしろ地方に指定管理者に基づいてやりなさいという、何か全くだぶって感じ取れるところがあるんですよ。国の政策の中で。地方のことは地方でやりなさい。地方が力をつけてやりなさいと。三位一体と誰が言い出したか、小泉首相が言い出したんですけども、キリスト教用語を使って三位一体というか、何か格好良く聞こえるけども、実際は何もかもカットしますよというやり方ですよ。税源移譲だけはやっていないものですから、税源移譲は追いつかないまま、全部カットカットで地方は生き残りなさいって、非常に苦しいやり方ですよ。

ここで一つ考え方を考えるべきじゃなからうかと思ひます。本来、日本人というのは、性善説、性悪説2つございますけども、孟子の言う性善説に基づいて道徳教育に基づいて日本の制度というのは、大体普及しておったんですよ。ところが、今現在は性悪説、荀子が言った性悪説、人間はそもそも悪人なんですよと、悪人だから法律なり、そういったルールによって多少縛りましょうよという考え方、つまり人を信用してはいけませんよと、例えば、車を運転している時に横断歩道があった、人が飛び出すかもしれないという運転ですよ、かもしれない運転、飛び出しますよという運転じゃないんですよ。絶対飛び出しませんよというのが性善説、人は絶対飛び出しませんよと。飛び出すかもしれないという安全運転をするのが性悪説、人間は何をするかわからないから、気をつけましょうという。自治体の方も

国の方もやはりこの性悪説に倣って、何が起こるかわからない。何をしでかすかわからないという形で、用心しながら進んでいく、今はその時代でなかろうかと思えます。極端な話すれば、アメリカあたりのやり方はすべて性悪説に基づいた政治の進め方ですよね。

そのあたりについて、一番言いたいのは、何が起きてもおかしくない世の中になったと、先ほど3番議員さんが子供のことでお尋ねになりましたけども、昔だったら考えられないことなんですよね。何が起こるかわからない。つまり、地方の自治体も何が起こるかわからないということに備えた体制の取り組み、その部分を今後は取り入れるべきではなかろうかと思えますので、合わせてその2点、お願いしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、学校のお話ということでございます。議員の方々のご存じなかったということでございますけども、何もかもやる前から成功するかどうかわからないので、一々申し上げよりも、町長として前に進めない部分がございます。当然、ある程度はせめて100あるうち2、30なり、こういうものですよということができた時に初めていかがでしょうかと持っていくと、100できたからできましたという報告は決していたしておるわけでもございませぬし、そういうどこに行ったかとか、私なりにやはりいろんな紹介する方々がおられますし、この大自然の下でこのすばらしい地形の下で学校、私が行ったところはそういう看護学校の中の技術と申しますか、言うならば、ソフト村みたいな感じの義足をつくるとか、そういうお話でございました。これは大分県にある話でございます。そこに行ってまいりました。そこに行って、学校とはどういうものかということをご勉強することと、それと、こういう高森町というお話をいたしましたところ、大変すばらしいところで、本当に明日でも行きたいと、そのようなお話でございました。お話をしているうちにやはり経済的なものが多く、またこういう少子化と申しますか、そういうものを関係者の方々が考えになって、今回は断念したいというお話でございました。分校として、その九重町にございますがすばらしい高台でございますから、是非行っていただければいいかなあとの事でしたので、行ってきました。経費と言われますけども、これは私の自費で行ってきたところでございます。決して経費は使っておりません。また、それを請求した覚えもございませぬから、どうぞ調べていただければありがたいということでございます。

それからもう1つの管理者といいますか、危機管理だろうか、お話ではなかる

うかなと思いますけども、何があってもおかしくないという時代、確かに3番議員さんがおっしゃいましたように、何があってもおかしくない、何が起ころともおかしくない、これも事実でございます。いろんな国の方の管理者制度の中でお話を聞きますのは、町独自というお話も今受けましたけども、なかなか町独自の施策、条例をして、国の施策に頼らずにやっていくというのは、大変なエネルギーとちょっと簡単に変えるというのはなかなか難しいものがあるんじゃないかなと思うっております。

できるものなら、そのようにしたいのは私だけじゃなく、議員の皆様方もやはりやってやろうという気持ちは十分あるんじゃないかなと、そのように思っておりますのでございます。その中の1つの危機管理体制というのは、これは日ごろから十分認識し、住民の生命財産を守るというのは、当然のことでございます。一つ一つをお話はしませんけども、私どもの思う範囲内、また行政としてできる範囲内は精一杯やるべきだろうと思いますし、私どものように広範囲にわたって山東部もでございます、約174平方キロとございます。その中には高齢者も大変多くございます。そういうものを守るためにも、当然、できることから確実に、そして生命財産を守るということを目的としてやっておるつもりでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

最後の1年間に向けての抱負ということを次にお聞きしたいんですけども、一つだけちょっと抜けていたものですから、その刑務所に関しましては、県有地のソフトの村、あの用地に関しまして、その後、県との交渉がどのようになっておるのか、刑務所以外の目的にも使いたいという地元の意向もございましたので、そのあたりの交渉が今現在、どうなっているのか、どの程度、何回程度協議をその後されておるのかをお伺いをしたいと思います。

次の質問ですけども、町長の最後の1年間に向けて、最後の1年間というと、本当はちょっと気持ち悪い話ですね。もしかしたら後5年あるかもしれませんし、9年あるかもしれませんし、取りあえずの任期期間中の最後の1年間に向けて、今まで苦しい時代の3年間、本当にご苦労だったと思います。これ、誰がやっても大変だったろうと思いますし、その中で何を見出すかという試行錯誤も人に言えないぐらいの苦労があったのではなかろうかと思います。

取りあえずの任期の残された1年間で、株式会社高森町をどういった形で運営さ

れていきたいのか、その抱負についてお伺いをしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政審議員 甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） その後の県との交渉ということですが、一度、以前お話したと思いますけど、ソフトの村に関して、ソフト関連企業のみじゃなくて、門戸を広げてもらえないだろうかという要望書を提出しております。その後につきましては、県の方から文書で回答がいただいておりますが、口頭で打ち合わせた結果、製造業を除く企業誘致ということであれば、それぐらいのことは県の方も考えているということは話を聞いております。議会の始まる前に県の産業支援課の方から電話がありまして、一度、ソフトの村の状況を見に来たいから、その足で町の方によりたいということをおっしゃったので、うちの方も議会がっておりますので、ちょっと日程的に都合がついておりませんので、はっきりした日には決まっておりますが、近々県の方としましては、ソフトの村の現状、今の現状ですね、それを見に来ると聞いております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） ソフト村に関しましては、審議員が申し上げたとおりでございます。

もう一つ、私に後の1年についてというご意見でございます。私は思いますには、やっぱり就任当初、所信と申しますか、表明の中で申し上げましたように、その現実に向けて、今後最大限の努力をしていくのが私の役目だと思っておりますし、私自身は言っていないかわかりませんが、他町村に比べれば、これほど素晴らしい職員に恵まれておりますから、今後もこの目的、私が目指します3つの視点、8つの行動を実行していくために、今後がんばりたいと、そのように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 最後の1年間の抱負だからですね、もう少し具体的に、もう少し自分は後1年間だから、この部分は伸ばしたいとか、何かそのあたりの抱負をお伺いしたかったんですけども、今の答弁だったら、最初の就任された当初と全く同じだから。残された最後の1年で町長、やり遂げたい部分、任期の4年の中で集大成として、やっぱりここまで進めておきたい。コマを進めておきたいとかという部分に関して、もう少し具体的な内容をお聞かせ願いたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、申し上げたとおりでございます。どうかひとつ議員の皆様方のご協力をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 町長、もう少し腹割って話した方が僕はいいかなと思うんですよ。お金の問題じゃなくて、気持ちの問題で、冒頭お話ししましたように、やはり昭和の30年代、ヒーローを追いかけとったというのは、結局、視点を一点に集めて、皆協働して、協力して一致団結でやりましょうよという部分のたとえ話です。残された1年間を町長がどうされるかという部分を一つはヒーロー、新しい、作り出したヒーロー、主人公をもとに皆で夢を多少追いかける部分をつくり出してほしいなという希望的観測のもとに質問したんですけども、あまりにも現実的なお話ばかりだったものですから、ただ、現実がそれだけ厳しいというのも事実ですね。でも、住民の皆さんに夢を与えるのも首長としての役割ではなかろうかと思っておりますので、最後にもう一回町長、後1年こうしたいという部分、具体的に一つでもいいですから、おっしゃっていただいて、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 何と言いますか、すばらしい先輩諸君の方々から残された町でございますから、大事に大事にして、それも皆様方の協力をいただきながら、失敗と申しますか、そういう遺漏のないように、がんばろうと思っております。もちろん夢はございます。夢も皆さん方と一緒に見るように、見ていただけるような夢を今後も考えていきたいと、そのように思っております。

夢だけで済まないように、必ず実現ができますようにやろうと思っておりますので、気持ちだけのご理解をいただきますように、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番、野中謙三君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

4回目の選挙で当選をいたしましてから、一般質問、今回久しぶりの質問でございます。今日、私の前に2名の議員さん方、それぞれ質問されました。私も一般質問は3期目まではかなりの頻度でやってきたわけなんですけれども、いつもはやっぱり選挙ごとに住民の方達の評価というのが分かれまして苦労しております。今日、一般質問についてのいろんな要件を読ませてもらいましたところ、やっぱり質問は簡単に、住民の方達が聞いてもわかりやすいように質問せんといかんのだなということをつくづく実感をいたしました。

そういうわけで、今日は、2点ほど質問をさせていただきますけれども、これは、住民の方にとっては、大変重要なことでございますけれども、なるべくわかりやすく質問もしたいと思いますし、答弁される方についても、わかりやすくご答弁の方をお願いをいたしたいと思っております。

まず、第1点目なんですけれども、野尻地区の森林文化村構想事業の経過と今後ということでございますが、野尻地区に朋遊館が平成11年11月11日午前11時11分に開館をいたしました。これは、当時、助役さんが企画観光課長か何かされておった時に、私の方が提案をいたしまして、どうせやるんだったならば、皆が忘れないような落成式、開館式のやり方をした方がいいということで、無理を言って1の全部そろそろ日に開館をしていただいたというような記憶がございます。

野尻地区の活性化についても、これは総体的な話し合いの中でいろいろと論議がなされておりました。当時は野尻地区活性化委員会というものがございまして、朋遊館ができましたならば、朋遊館を中心にいろんな事業を展開していこうと、また、森林文化村構想を一つの契機として、野尻地区の高齢化が進む中において、それに歯止めをかけて、新たな力を入れよう、新たな息吹を入れようじゃないかという夢もありました。平成11年11月に開館をいたしまして、それからもう6年経つわけなんですけれども、なかなかその当時からしますと、朋遊館が宙に浮いた形、今ではお荷物的な扱いをされておるということで、私にとっては非常に残念でございます。

当時は、福岡県の赤村の温泉館、あそこの施設等を視察に活性化委員会の皆さん方と行き、物産館等もみせさせていただいた。帰りは異様な熱気があったわけなんで

すけれども、なかなか話し合いになりますと、それがいろいろと意見が出て前に進まない、そうこうしておるうちに月日が経って現在に至ったというのが結論でございます。

しかしながら、当時の活性化委員会の皆さん方もそれで話し合いはストップしたんですけれども、年をとるのはストップしていないんですね。皆さん方、それからすればもう6歳年をとってしまう。高森地区からしますと、当然、高齢化も進んでおるわけでございます。当時も野尻地区については、高齢化は高森地域よりも非常に高い点にありました。現在はもう65歳以上の方達が半数以上いらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

その中で、今後、野尻地区、私は今までの世界中いろんな文化を見ました時に、文化の発祥はやはり川があるところ、水があるところが一番の文化の発祥地で、そこからいろいろな伝統やら都市空間ができあがってくるものだというふうに考えております。ですから、野尻地区には、当然、大野川の源流であります野尻川を有しております。大谷ダムもありますし、あの景観、環境というものは、私は野尻地区の、また高森町の一つの財産ではなかろうかなというふうに思っております。

町長の方にお伺いをいたしたいんですけれども、森林文化村構想事業をやっております。当時、町長も議員でございましたけれども、一緒に話し合いをしてきた仲間でございますが、その辺からいたしまして、今後、津留～柳線の県道の橋の架け替え工事、もう橋は架かっておるようでございますが、まだ東小学校・中学校付近からの道路の拡張工事は、未だ進んでいないようであります。しかしながら、架かりますと、あの橋の際にあります水辺公園も機能を有してくるわけでございますが、野尻地区について、今後、早急に様々な事業を展開していくならば、もうしていけないと、私はこれだけ高齢化が進んでおりますと、地域の人達の受け皿がこれはとてもじゃないけどできないよということになってしまいます。まだ活力が少しでも残っているうちに、野尻地区の新たな産業の活性化、また新たな文化の構想等を始めていくなれば、やっっていかなければならないと思っておりますけれども、その点について、町長、当時から私どもと同じ議員の飯を食ってきておりますので、町長になられて今後の野尻地区について、どうお考えであるかということをお聞かせいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 13番議員さんのご質問に対しましてお答えを申し上げます。

野尻地区の森林文化村構想の経過ということでございます。現状もかと思いません。先ほど、13番議員さんがおっしゃいましたように、平成11年11月11日11時11分というようなすばらしい時間帯に11のオール1でございますから、すばらしい時間帯にオープンをしたと、私もちょうど議員をしております、一緒に参加させていただきました。

その後いろいろな今までの平成11年以降のことを調べてみますと、福岡県の赤村の方に視察に行つて、住民の方々が特産品を作つたらどうだろうかとか、いろいろな模索をされておるところでございます。きっといろいろな味噌づくり、もしかしたらあの一帯で食堂でも、弁当でも作つたらいかがかなと、そのような話まで出ていたような気がいたしますけれども、現在では、停滞をいたしているところでもございます。

また、今、13番議員さんがおっしゃいましたように、大変高齢化社会でございます、このままにしていたら、本当に野尻地区といいますか、全体的なものなくなるんじゃないかなと本当に心配をいたしておりますけれども、私ども行政といたしましては、何しろ高齢者の方々の、弱者の方々の健康面、いろいろなものを守る、支援をするために、保健師さんを増員いたしまして、今対応をさせていただいております。また、地域内には、経済的なものがどうしても波及できない部分があるということで、川田代橋というのが今おっしゃいましたように、完成をいたしております。県の方にお聞きいたしますと、3月末には通行ができるような状況にもっていきたいという話を受けているところでもございますし、東中学校からその川田代橋まで行く間がまだ大変狭うございまして、本当に救急車でも通つたら、離合もできないというのが現状でございます。本当の意味での津留地区の危機管理用道路としては、早急に県の方にもお願いしていこうということで、何回かその話も陳情に行つております。県自体は212号線、津留～柳線という道路でございますけれども、まだはっきりした返事は、いつからいつまでという返事はいただいておりますし、また、津留町の中にも県道8号線というのが通つてございます。大分竹田からぐるっと回つて、高千穂の方に回る道でございますけれども、その分も大分の方はもうかなり拡張され、十分な道路幅がとれておりますし、また、宮崎県の高千穂の方からもかなり峠といいますか、あれまで道もできあがっております。今のところは、熊本県の内部だけが拡張ができていないというのが現状でございます。これも早急に一緒になって陳情を申し上げながら、進めてまいろうと思つておるところでございますし、何分にも地域の方々の活力を生む場所であれば

ならないということでございますし、今、おっしゃいましたように、水辺公園もこの川田代橋の開通によりまして、本当の目的を達成する生きる水辺公園になるのではなかろうかなと、そのように思っております。

ハードの面もかなりございますし、いろんな地域につきましても、今後、地域の方々と十分連携しながら、ご理解を得ながら、実行してまいりたい。何分、この状況ならば、再検討をするべきと、十分一緒に再検討せんとうまくいかんかなと、そのように思っております。平成11年のままではいけないと思っております。十分反省をいたし、今後の地域の活性化と申しますか、取り組んでまいろうと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、自席からこれから質問させていただきます。

非常にこれは頭打ちなんですね。やっぱり野尻地区の活性化というものは、道路的な過疎、道路的にやっぱり交通の便が全く辺地扱いでございまして、言われたとおり、津留～柳線の問題についてもまだまだ橋が架かっただけで、この高森の中心街から野尻まで行く時間よりも大津町の方に行く時間の方がもしかしたら早いんじゃないだろうか、そのような中において、やっぱりこの高森町も野尻地域の今後については、真剣に考える時期が来ているというふうに考えております。

やはり道も今から先は県の方に十分交渉をしていただきたい。やっぱり津留～柳線ができるできないでは、これは野尻の旧津留町の活性化にとっては大きな影響が出てくるというふうに思っております。ですから、橋は架かる、しかしながら、途中の道はそのまま狭いでは、どうにもならないわけですね。また、津留町野尻地域の森林文化村構想で、最初、いろいろと計画がされておりました観光施設の整備等もまた展望所をつくったり、体験をする場所をつくったり、いろいろとありました。しかしながら、それがすべての面において、道路的にやっぱり交通の不便さがありますと、外部からの集客というのが非常に難しいと、それがネックで未だかつて平成11年に朋遊館ができたままで、先に進まなかったというのは、活性化委員会に一つの原因もあると思いますけれども、道路的な原因も起因するものだというふうに私は考えておりますから、その点については、今後、町を挙げて、県の方に話を持って行っていただきたいと思っておりますし、また、津留町辺り、野尻地域全体的を見てみますと、非常に空き家が多くなってきておるんじゃないかと思っております。やっぱり話の端々で出てきますとおり、高齢化がこれだけ進んできますと、高齢化、独居老人にしましても、老人世帯にしましても、やはり扶養すべきであるお子さん

達がその両親を自分達のところに引き取ったり、または施設入所させたりという形で空き家が増えてまいります。そうすると、やっぱり津留町、野尻地域全体においても、生活環境または住環境の見た目においてやっぱり寂しさというのが出てきますと、やっぱり今後野尻地区の活性化をする上においても、それが一番のネックになってくる可能性もあるわけですね。ネックをいっぱい言っていけばたくさんあるわけですね。ですから、その点において、やっぱり住環境についても今後十分考えていかなければならないわけです。

当時、森林文化村構想をする際に、やっぱり水はきれいだし、環境はいいし、緑は多いしということで、当時、教育関係にも起因するわけなんですけど、子供達に自然を満喫させようと、子供達の自然学校をつくったらいいんじゃないかという話もさせていただいたことがございます。水辺で子供達が水と戯れる、自然と戯れて、本来のやっぱり自然のすばらしさというものを心の中に埋め込ませる。やっぱりごみごみした建物の中で都市部で子供達を教育をして、学校で学んでいくよりも、学んでいくにしても、その疲れた心というものを夏のこの冷涼な特性を生かして、夏休み等にでもいいから、都市部から受け入れをして、合宿、いろんな体験学習等をさせれば、非常にこれは都市部のためにもなるんじゃないかなというようなお話もさせていただいた経緯がございますが、しかしながら、現在においてそのままであると。野尻川に流れ込む生活排水についても、当時は炭を水路に置いて、住宅地から流れ出る水を濾過させて、野尻川の水は本当にきれいなものにしようじゃないかと建設的な意見も出されました。また、空いた家等については、それを民泊等に利用する、そして、婦人会が活動して朋遊館でお弁当、ご飯を食べさせる。そして、夜にはお風呂に入れさせて、そういうふうな活動ができるというようなことも話し合った経緯がございます。

しかしながら、残念なことに、これだけ高齢化が進むと、やっぱり空き家が増えてまいります。空き家が増えてくると、以前、私は野尻地区で話を聞いたことがあるんですけど、やっぱり突如として水道をひねると赤い水が出るというわけですね。赤い水なんていうのは、私も考えたことがないんですけど、よくよく専門家に話を聞いてみると、昔は鉄管を使っていた時代があるということで、今はV P管とかいろいろ言われますけれども、昔は鉄管を使っていたと言われるんですね。鉄管を使うということは、当然、錆が入ります。錆が入るといって、空き家が出てくると、そこに本管から支線の方に引き込む際において、やっぱり全然水を使っていないところにおいては、赤い水、錆が出てくるんじゃないかなと。それが一斉に夕ご飯の時

期とか、朝ご飯の時期あたりにいらっしゃる世帯で水を出されたり、止めたりさせる時において逆流をする、その時に赤水が出るということじゃないかなというふうに私は私なりに解釈をいたしております。

どんどん野尻地域においては、やっぱり今から先、これは、財政的な問題も後で質問するからあんまりは言えないんですけども、やはり住環境も悪くなってきているような気がいたします。やっぱり住環境をいかにしてやっていくかということも併せて野尻地域の活性化の中に入れて、考えていかんことには、高齢化は進むわ、お年寄りが増えるわ、お年寄りはいなくなるわ、空き家は増えるわ、これは防災面においても、すべての面において、これはマイナスになってしまうような気がいたしますけれども、その点について、町長の方、しっかりと今から先見直しをして考えていくというご答弁をいただきましたけれども、そのあたりについて、住環境については、これはまたどのような話し合いがなされているか、これは今問題提起なんですけれども、問題としておそらく野尻地域でも若干出ているんじゃないかなと思うんですが、その点についての話し合い等は現在なされているかどうかについても、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、13番議員さんからお話がありましたように、住環境問題というのは、大変厳しいものがあってございます。どのようにして赤錆等が出るというのは、私はまだ詳細には聞いておりませんが、ただお話をお聞きいたしますと、昭和53年に町営水道として工事が行われておりますし、約27年間経過をいたしておるところでございます。やはり昔の鉄管でございますから、そういう分の腐食面が大いにあると、水質を悪化させていると、そのように考えるところでもございます。

赤水対策については、数年来、地域の方々から厳しい指摘を受けてございます。いろんな財政面だけで解決する問題でございませぬけれども、やはり住環境問題を最優先しなくてはならない部分であると思っております。何とか赤水対策として一晩水を流してくださいとか、何かそのようなことでいたっているように聞いておるところでもございます。現在は、五ヶ所の方からということで、全体的なものは約6キロほど距離があると聞いております。もちろん水源の方は宮崎県の方に入るんじゃないかなと、そのように思っておるところでございます。

大変住環境、本当に衛生問題は人が生きる上での一番大きな要素でもございます。それをいつまでもほっておくというのは、私どもの行政としての一番悪い部

分かと思っておりますので、早急に各方面には働きかけながら、地域の方々の健康面、住環境面を守るために早期にやらなくてはならない、そのように思っておるところでございます。

いろんな計画や内容につきましては、担当課長の方からお話をいたしますので、よろしく願いをいたします。

また、高齢者対策等につきましては、今、観光面、人が出入りすることにおいて、いろんな面をやったらいいなということで、いろんな見直しがなされておりますし、皆さんご存じのように、うそぐいの滝を開発したりとか、いろんなお話をして、実行に今移しているところでもございます。その中に観光案内人ということで、4番議員さん等につきましても、大変町全体、また野尻、草部地区におきましても、吉見神社一帯など、地域外の方々をお連れして、ご案内をいたしております。また、それを基本にして、観光案内等につきましても、ただ高齢者を守るだけじゃなく、何とか朋遊館、また水辺公園等にも集客ができるように、観光の一環としてお願いをしようということで、今、本当に4番議員さんにお骨折りいただいているのが現状でございます。どうか機会あるごとに皆さん方も観光案内人になっていただければありがたいと、そのように思っておるところでございます。

○議長（相馬俊行君） 水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） ご指摘をいただきました赤錆による水質悪化の件でございますが、きれいな水を安定的に供給するというのが水道の本来の目的でございます。現在、国庫補助について、申請をいたしております。これは、ヒアリングの結果待ちということになりますが、現在のところ、3カ年計画で布設替えをやりたいということで進めております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。

今、町長の口からうそぐいの滝も話が出ました。私、日頃言っているんですね。確かに野尻地区は奥に行けば奥に行くほどいいものが残っておるわけですね。しかしながら、家で例えますと、玄関先がやっぱり荒れていれば、中に入る者はおらんわけですね。床の間にいい掛け軸がありますから見に来てくださいと言っても、玄関が靴が脱ぎっぱなし、玄関の扉はもうやっとなと開かない、そのような家に行くと、床の間にどんなにいいものが飾ってあってもなかなか入ろうとはしないですね。ですから野尻地域においては、やっぱり津留町その辺りがいかに人が興味を示すようなまちづくりができておるかということが大切ではなからうかなというふ

うに思います。

川田代橋も3月には供用ができるということ、しかしながら、津留～柳線の完成にはまだまだほど遠いわけですね。やはりそこあたりについても、今後、早急に県と協議をしていただいて、全線改良が可能になりますように、できるように、私は強く要望をしておきたいと思えますし、赤錆の話が出てまいりましたが、森林文化村構想事業の中でやっぱり人が入ってくると、特に、一番文化的な生活をするためには、水がきれいであって、衛生面も進んでいなくちゃならないというような状況が、要するに条件が必要です。ですから、赤錆についても、今、水資源対策課長がお話をされましたけれども、大体水道料の基本料金がございますが、簡易水道は、それに対して1トン当たりの使用料が決まっております。赤錆が出ますと、今、町長が言われるように、しばらく出してから使ってくださいというと、そのしばらく出している間もメーターは回っているわけですね。そのメーターが回っている間もこれ、お金なんですよ。やっぱりそこあたりのロスを考えれば、やっぱり野尻地域の皆さん方には経済的な損失も与えているような気がいたします。

ですから、財政の話は後からしますけれども、非常に厳しい財政の中なんです、やっぱり町になるべく負担のないような、この解決法というものを考えていただきたい、そのように考えております。

それと、うそぐいの滝、また観光施設についての話が出ましたから、質問させていただきますが、商工観光課長さん、野尻地域の森林文化村構想、以前ありました。今は休眠した状態でございます。うそぐいの滝が出てまいりました。越敷岳もでございます。大谷ダムもでございます。それぞれの観光施設、これは自然が基本の観光施設なんです、それについての案内人も何名かできていらっしゃるようですが、今後、商工観光課というものは、大体観光協会がいろんなことを計画され、それを応援するような形が多かったと思うんですが、商工観光課のプランの中で、野尻地域の今から先の人の入り込みを計画していくならば、どのようなものが野尻地区に行ってみて、生かされてくるのかということを感じておられると思いますが、その点について、商工観光課長さんに一言感じたことをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） 野尻地区に関しましては、今、町長の方からもご答弁がありましたように、ただいま4番議員さんを中心に観光案内人講座ということで、今実施がされております。これ、町の全体にも関わり合いがありますけれど

も、現在は、親子のファミリー的な要素ももちろんですけども、専門的な遊歩道、それから登山、そういう自然派のお客さんの問い合わせが非常に多くなっております。自然とのふれあい、それから、体験をする観光客の方の志向が多くなっております。町全体といたしましても、そういうお客さんを大事にしていきたいと考えておりますし、野尻地区には今議員さんが言われましたように、まだ開発途中のところもありますので、PRをかねて、うそぐいの滝の話も出ましたけれども、いろんな面で町の一番いい意味での自然が残っている地区でございますので、そちらの方の観光地のPR、それから誘客に努めていきたいと考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 奥に行けば奥に行くほどいいものがあるんですね。それは私も痛感しております。ですからこそ、玄関であります津留町、津留～柳線の早急な住環境の改善とまたは新たな組織づくり等について、ご尽力をいただくようお願いをいたしたいというふうに思っております。これは時間がないわけですね。高齢化がこれだけ進んでお中において、待ったなしでどんどん受け皿である野尻地区に住んでいらっしゃる住民の方達は年を重ねていくわけでございますから、その点については、向こうの受け皿にまだ活力があるうちに新たな展開を私は希望するものでありますので、どうぞよろしく願いをいたします。

野尻地区の森林文化村等についての質問は以上なんですけれども、2つ目の質問にそれでは入らせていただきます。

18年度の適正予算はということについて質問します。この12月の議会が終わりますと、新たな予算を18年度の予算を立てるために各課がそれぞれ予算を持ち寄って、審議に入ります。3月の議会で当初予算を提出されるわけでございます。要旨の中に書いてありますとおり、地方交付税がこれだけ不透明な今、予算の立て方というのが重要なんでしょうけれども、非常に難しい時期にきておる。これは、どこの町村も一緒であろうし、合併をしておる町村も同じようなものだと思うんですね。

今回は、平成4年度の予算書と決算書を私はもとに話をさせていただきます。それと17年度の予算書を照らし合わせながら、質問をさせていただきますが、平成4年度は当時の高森町の起債残高というものは34億円だったと思います。それから12年経ったところが、起債の残高が65億円に膨れております。約30億円増えておるわけですね。これは30億円でも大きいと思うんですが、65億円と言いますと、町の年間予算の1.5倍の額が借金であるというわけですね。これは大変

厳しいものがあります。私は子供が4人おりますから、いつも考えるのは、子供達に自分の負を残さないようにやっていかにかいかなと、これは私が議員になってからずっと財政の話をしていく際には言っていたことなんです。私達が行った、政治、行政、いろんな事業についての負を私達の子供達に残すべきではないというのが持論でございます。これは皆さん方も一緒であると思いますが、しかしながら、現在、国策、行財政改革等うたわれておりますし、三位一体の改革、いろいろと改革、改革と言われております。その中において、やっぱり当初の計画が計画どおりにいなくなってしまうようなことが発生しつつございます。

平成4年度の地方交付税の予算額を見ますと、当初の予算では地方交付税は18億7,400万円なんです。17年度の予算書を見ますと18億8,900万円ということで、大体似通っておるわけです。たまたま平成4年度は、草部地区の農山村の事業がございまして、奥阿蘇物産館、また加工場等の建築が、または温泉館の建設が始まるということで、当初予算は総額的には34億円だったんですが、終わってみますと、様々な事業が展開されつつあるということで、40億円を超しております。約6億円ほど補正で組まれています。その年は災害も起きておりますので、そうなったのかなというふうに考えております。

平成17年度の予算を見ますと18億8,000万円、平成4年度同等なんです。当初予算では43億円ということで、じゃあ、何が違うんだろうかなということ私、一生懸命今まで勉強いたしておりました。できれば、町長の足下をすくいたいと思ひまして、あなたがやった事業は無駄なんですよということを言いたかったんですね。野中議員さんは町長にいろいろと質問されましたけれども、意外と私が知らないところを知っていらっしゃるから、もしかしたら、町長とつうつうかもしれません。私は皆さん方からすれば、町長とは同じ穴の貉みたいについていまして、一緒に遊んでいたと、議員時代ですね。だから、おまえは町長をいじめることはしないと言われておりますので、なるべく今回の一般質問ではちょっと町長の鼻っ柱を折りたいと思ひまして、一生懸命どこにどういう無駄があるかということに精査をいたしました。したところが、昨日までは私は息高かったわけなんです。見ましたところ、なかなかですね、これは、平成4年度の予算書とスライドして、平成17年度を見ようとすると、これは見れない部分があるわけですね。これはなぜかと言いますと、社会保障費ですね、老人保健医療、または老人福祉、それに介護保険、これが当時からしますと倍増、または3倍増えておるところがあるわけですね。それに児童福祉費これは保育料の措置費等についてなんです。

れども、それが倍増しておるということで、社会保障義務的経費が否が応でも出さなくちゃならない、国から権限委譲された予算について、町が予算措置をしなければならぬというような制約がなされております。そういうわけで、それがもうどうしても払わなければならない予算というのが、これは当時からしますと、15、6億円増えておるわけですね。ですから、これはちょっと鼻っ柱が折れるのかなという不安がございます。

ただ、しかしながら、ちょっと懸案があるんですね。どこかと申しますと、やはりその起債事業、当時も起債はどんどん起こしてきたわけですね。現在、起債残高、当初言いましたとおり、当時は34億円、今は65億円、30億円増えている。これをこのままのペースで増やしていけば、当然、地方交付税は減らされてきますし、新たな税収、新たな収益等についても望めないような状況がございます。地方交付税が増えておれば、どんどん戻すお金もできてくるんですけども、今みたいに、地方交付税もちょっと先行き不透明である、しかしながら、社会保障費は増えている、そうなってくると、どこでどうやってこの起債を起こした分の償還をするかという懸案がございますが、その点について、後ほど内容説明は企画財政課長の方からしていただけたらと思いますけれども、予算的な問題なんですけれども、町長としては、これ、どうやったらいいでしょうか。課内で会議等も行われておると思いますので、その点について、会議の内容でどういうふうな意見が出されておるかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 13番議員さんの平成4年度からの現状のお話がありました。私が思いますには、私が町の長になりましたから、平成16年度のことをとってみますと、公債費が8億3,000万円、また今度、地方債として入ってくるものが約6億9,640万円でございますけれども、当初申し上げられましたように、子供や孫に借金を残さないようにすることが第一の目的でございます。やはり支払いの方を大きくして、借る分を少なくする、少しでも減らしていく、その65億円になった経緯はいろんなハード面、いろんなものがあつたかと思っておりますけれども、私が長になってからは毎年毎年少しでも借金の方を減らそうというふうに、公債費を多く払って、借り入れの方を少なくする、単純な計算をしているところでございます。

私ども、いずれにいたしましても、目安は町の安心、安全、快適な住民生活を守るということでございますから、事業の選択、ハード面、いろんなそういう面に関しましても、間違いがないように、今後とも行政の基本をわきまえて、将来、住民

の方々の過度の負担にならないような予算を成り立てるように職員とも話し合いながらやってまいりたいと思っております。内容につきましては、企画財政課長がおりますので、そちらの方からご説明を申し上げさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 地方債のお尋ねでございますが、町長の答弁と重なりますけれども、数字を中心に説明申し上げます。

先ほど議員おっしゃいましたように、扶助費関係で平成4年と平成16年を比較しますと、283%の伸びでございます。金額にしまして、当時1億1,000万円切っておりましたものが、現在は3億1,100万円となっております。

次に、公債費でございますが、これ、償還でございますが、4億9,600万円が8億2,900万円ということで、これは167%の伸びでございます。

次に、大きなものは繰出金でございますが、特別会計、介護保険等に対します特別会計の繰出金が増額になっておりまして、平成4年が1億3,000万円、平成16年が3億1,200万円と238%の伸びを示しておるということで、こういうことから平成4年の予算の内容とはかなり違ってきているということでございます。

一方、投資的な経費、いわゆる道路の改良を主体といたしましたそういった部分につきましては、平成4年が11億3,000万円ほどございました。16年度決算ではそれが8億円ということで、その当時の71%という分析結果が出ております。

それと、もう1つが、先ほどの地方債の償還の件でございますけれども、町長申しましたように、借り入れる額をその年の償還元金以内に止めますということで、平成17年度本年度予算から申しますと、償還元金分が今年度が6億7,000万円でございます。今年借り入れとしておりますのが、現時点で5億4,000万円程度ということで、約1億2,900万円程度が16年度末よりも残高が減少する見込みでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 言われたとおり、やっぱり義務的経費と言われるものはどんどん増えてきておるわけですね。反面、俗に言うハード事業ですね、今、農林水産事業とか、建設関係の事業、関係については、減っているわけですね、平成4年度からすれば。意外とやっているように見えるんですが、中身のボリュームというも

のは平成4年度からずっと成長してきた時期と比べれば、かなり落ち込んできているわけですね。私はその点についてちょっと追求しようと思ったんですけども、逆に減っているものですから、なかなか言えないわけですね。観光事業については、またいろんな事業が入っておりますから、当時からすれば増えているわけですけども、もう農林水産事業については半減しているわけですね。当時は予算書では6億円あったが、今は3億3,000万円しかないですね。土木費においても、やっぱり1億円減っているわけですね。当時は4億3,000万円あったのが、今年度の予算は3億4,000万円、1億円減っているんですね。これは何でかと言うと、やっぱり5割補助とか、原材料支給とか、美化側溝あたりも減ってきていますから、それはそこで減らしてこられたんだと思うんです。これは減らしてきた理由というのがやっぱり企画財政課長が言うたように、義務的経費が増えてきているわけですね。どうしても払わなければならないというお金が、予算が膨れてきてしまっているものだから、そういうふうにハード事業、農林水産事業とか、土木事業に対する予算を削らざるを得ないわけですよ。

今、町長の方の答弁の中にもありましたとおり、公債費を確保していく、そして新たな起債事業については極力抑えていく、これは当然のことだと思います。それでないと、やっぱりどんどん起債は減らない、借金の返済は後継に残すということで悪循環になってまいりますから、これはもうどうもこうもならないわけですね。国民健康保険会計と老人保健は平成4年当時もありました。新たに加わったのが介護保険ですね、それぞれ一般会計からの繰出金がございますが、それもそれぞれやっぱり増えておる。ほとんど倍増近く増えているわけですね。老人保健については、予算自体が当時よりも増えておる。その上に介護保険がまた増えておるものですから、これはそれぞれの特別会計を足してしまえば、これはどれだけになるんだろうなということで恐ろしいものがございます。それだけ増えてきている中において、今後の財政というものは、非常に重要ではないかなと思います。

一番最初に質問したとおり、野尻地区の赤錆の問題もこれ要求したわけなんですけれども、こんな財政の中でなかなか要求しづらいんです。どうにか解決しなさいよと言ってもさせる財源が乏しいわけです。だからこそ、これは難しいなとは思いますが、やっぱり希望して町長になった以上は、そのあたりについては十分解決をしていく必要があると思います。

それと、行財政改革の特別委員会の中でも総務課長が職員の削減等についても報告がなされましたが、これも平成4年当時を見ますと、これ平成4年当時は、一般

職の人間は110名ぐらいおるわけですね。それからすると、現在の人数も当然少ないわけで、平均給与についても調べてみましたところ、今の給与は結構高いように思うんですけども、当時の平均給与については、40歳が基本給与ということで、現在と約3歳から4歳、平均の年齢の違いがあるわけで、当然、年齢が上がってきておりますから、平均給与額も上がるわけですね。これは仕方のないことだと思うんです。人的経費についても、増えているように思えるんですけども、当時からするとそうは増えていないという現状です。ですからこそ、これだけの減らしていかなければならないという一番町内の住民の方達が言われる職員給与とか職員の数とか言われておる。この問題に関しても、平成4年度とだぶらせてみれば、当然減ってもおるし、人間も増えているんですけども、給与についても、逆に横ばいかその当時の経済成長と比べればマイナスであるというふうなニュアンスになってくるわけですね。ですから、これだけ解釈的に厳しい財政の中で、これを健全財政に持っていこうということは、これはなかなか神業的なことをやらんとできないわけで、厳しいものがあると思います。

町長の方に再度お伺いをいたしますけれども、これは、行財政改革の特別委員会でもご報告がありました。総務課長の報告なんですけれども、やっぱり職員を減らしてくる、これは減らしていくのが住民の要望かもしれません。しかしながら、住民に対して今後、情報公開制度もちゃんとありますので、その中において、やっぱり現在の経常的経費、わかりやすく住民に説明する機会をどこかでつくるべきじゃないかと思っておりますけれども、そのあたり、本当にこれだけ財政厳しいんですよ、この財政の状況、わかりやすく作業的に住民に知らせる機会をつくるべきではないかなと思っておりますけれども、その点について、ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、意見をいただいております財政事情と申しますか、私どもの財政事情は逐一公表をするようにしております。年に2回はそういう財政事情ということで、皆さん方に公表をいたしております。職員の給料等にも大変配慮いただいておりますけれども、やはり今こうやって数字的なものを見ますと、平成4年から比べれば97%ぐらいで済んでおると。

それともう1つは、職員の年齢的なものが重なって、逆ピラミッドと申しますか、そのような状況がここ何年か続くわけでございます。この分に関しましても、前回から条例等をお願いいたしましたように、職員の方々の意識改革はもちろんでございますが、そういうできる人がおればということでお願いをしたりと、いろん

な方策を練っておるところでございます。今後も財政面に関しましても、逐一情報公開はしてまいろうと思っております。また、できるものなら、いろんな地域の皆さん方との座談会と申しますか、その辺もこういう時代ですからしていくべきではないかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） お昼の鐘が鳴りましたから、やがて終わりたいと思うんですけども、今日、私が一般質問の中で、財政について、当初予算について質問をしたかったというのは、やっぱりこれだけ厳しいということを財政に携わっておるものは直に痛感するわけですね。国・県との交渉の中で。その中で、やっぱりある程度の幅を持たせて、予算は立てていくんだろけれども、大体それ以外の事業をいえる人達、または住民においては、その実情というのがなかなかつかみ切れていないし、体感できていないところがあるんじゃないかなというふうに思ったものですから、この財政問題、当初予算について、18年度の当初予算をつくるに当たって、これだけ厳しいんだということを皆さん方に知っていただく意味もあるわけですね。

冒頭、質問する際に厳しいという話をいたしましたけれども、私は18年度の当初予算は36億円程度に抑えることができないかなというふうな希望を持ちながら、この質問の内容を検索をいたしておりました。しかしながら、社会保障費、義務的経費、それぞれ新たに出てきた介護保険の一般会計からの繰り出し、また増えている老人保健への繰り出し、それぞれの問題点を見ましたところ、その36億円という予算はこれは夢物語であるということを感じたわけですね。しかしながら、公債費は確保しながら、起債も抑えながらということでもありますけれども、これは、ある程度の許容範囲は住民の皆様方にも許していただきたいし、私達の子供達にも許していただきたいと思うんですけれども、今、骨格をつくりつつあると思うんですけれども、企画財政課長の方にお聞かせをいただきたいと思いますが、私は平成4年度ベース、地方交付税をベースに考えて、町長の答弁にありました新たな起債を極力抑え、公債費をちゃんと確保していくということであるならば、38億円から40億円の間ぐらいで一般会計の当初予算はつくっていくことは可能ではないかなと思っておりますけれども、その点について企画財政課長の方にご所見を伺いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 18年度当初予算につきまして、大体38億円から4

0億円の間でというようなお話でございます。先ほどもお話申し上げましたけども、義務的な経費というような分類に当てはまる部分がすでに16年度決算で36億7,000万円近くございます。それを考えますと、それにこの中には広域等の支出は含まれておりますけども、後、地域の活性化につながります道路の改良でありますとか、そういった部分については全く含まれていない数字がこの37億円ということでございますので、基本最低限、37、8億円の予算は必要になってまいります。それに今までの継続的な事業等を合わせますと、なかなか今ここでいくらで予算を編成いたしますというのは、なかなかお答えにくいというのが現状でございますので、その辺についてはお許しいただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今、企画財政課長が言われましたその36億7,000万円というのが義務的経費と言われる、それを言われると、私はもう何も言えないわけですね。これは、どうしても確保しなければならぬわけなんですけれども、しかしながら、やっぱりこれをクリアしていくために、新たな起債を発行しなければならないというのは、私はあんまり感心するやり方じゃないと思うんですね。やっぱりこれについては、義務的経費については発生しているわけですから、どこかでこの財源を確保する必要があるというふうに思います。ですから、これがために住民に対する行政サービスが落ち込むような行為というのは避けていただきたいと思っております。

それと、併せて、この義務的経費、再度の点検が必要ではないかなと思っております。その意味と申しますのもやっぱり今、阿蘇広域行政事務組合という言葉がちょっと出てまいりましたけれども、私は阿蘇広域行政事務組合というのは、一つの自治体であるというふうに考えておりますが、あそこは非常に予算の作成は私は誤解があるかもしれませんけれども、自治体と比べれば楽なんじゃないかなと思っております。その理由といたしましては、いろんな事業をする際において、各町村に対して負担をお願いするわけですね。これだけの予算でお願いいたします、これだけの補助金、負担金でお願いいたしますというものを向こうの方から言ってくるわけで、言ってきたものを自治体の方から負担金、補助金という形で出していくわけでございますから、向こうとしては楽なんですね。しかしながら、その中身についての検証というものは、阿蘇広域行政事務組合内の監査委員さん達によって監査をされておって、実際の中身の予算の遂行について適当であるか適当でないかというのを自治体の関係の職員あたりでは主には見ていないんじゃないかなと思っております。僕はこれだ

け厳しい財政の波の中で乗り切ろうとしておる職員が逆に阿蘇広域行政事務組合の予算の遂行状況、予算を立てる状況等を見た時に、もしかしたら、ここは無駄なんじゃないか。ここはこう絞れるんじゃないかなというようなことも出てくると思いますから、その点については、十分町長あたりと協議をしていただいて、阿蘇広域行政事務組合に課題として、提出をしていただきたいと思います。要するに、自治体が親とすれば、子である広域行政事務組合は、あったかいところで生活をしているんじゃないかなと考えておりますから、その辺についての再度の点検もお願いいたしたいし、また、社会保障問題、老人福祉、また児童福祉についても、再度、これは第三者に払うお金がもう大半でございますから、その払うお金が本当に妥当なものであるのか、ちゃんとした手続きに乗ったものであるのかということもこれは担当課長さんを柱に再度の点検をしていただいて、今、企画財政課長が言われました36億7,000万円というのが少しでも軽くなるように、下がるような工夫を、措置を私はやっていただきたいと思います。

町長の方に再度の答弁をお願いをいたしたいと思っておりますけれども、刑務所の話、財源確保で一生懸命飛び回られておりました、これもいろいろと意見がございます。それと今、知らなかったことなんです、野中議員さんの方から言われました学校の誘致の問題についても、私も初めて伺いました。平成4年当時の町長はなかなか文化に長けた方でこの自然を生かそうという気持ちが強くて、新たな企業誘致というものはなかなか踏み切ることができませんでした。当時、平成6年か7年だったと思っておりますけれども、全国的な干ばつの際に、セブンイレブンからかち割り氷の製氷工場のお話がありました。これは三井信託銀行の業務課の方からのお話でございましたが、もう退職された課長さんが水資源対策課長にいらっしゃいましたけれども、話を持ってきたこともあります、当時はその話についても、全然乗る気じゃなかったわけですね。しかしながら、これがもし平成4年当時あなたが町長であったならば、もしかしたら、その話に乗っていたかもしれない、当時の施設は福岡県の八女市にできたそうでございます。そういうわけで、やっぱり今後において、新たな財源を確保する、そして、新たな起債についても、十分慎重に行う、そして、後生に新たな負担を委ねるような舵取りはしない、そのような心構えでやっていただきたいと思いますけれども、これは最後の答弁で結構でございますけれども、その点について、町長の方からよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 広域等のお話も出ておりましたけれども、十分各担当課長のチェ

ックを生かしまして、高森町の課長さんが一番やかましいと、それぐらい厳しくチェック内容についても、論議をしているところでもございます。

また、自主財源確保でございます。これは、今、私どもにとりましては、基本的な一番早急に行っていかなければならないことかと思っております。昨日も議員さんの方々と一緒に青山製作所にお伺いをいたしました。大変増設をされ、50名が30名増やして80名になりましたと、もう少し増やしたいと、土地が少し狭い部分がございますから、2分の1事業と、そのようなお話も伺ってきたところがございます。青山製作所はああやって地元の雇用、経済面にも努力をされております。そういう面も含めまして、今後、どのような企業、若い人達が地元に残っていられるような、そのような雇用の場を探そうと思っております。

刑務所の方は先ほど申しましたように、法務省の方にもお願いはいたしておりますし、決してやめました、こうしましたという返事はいたしておりません。まだまだお願いと申しますか、こうやって継続をして、努力はいたしますということでございます。何が一番ふさわしいかというのは、もちろん最終的には住民の方々、議員の方々と相談をして決めるわけがございますから、一生懸命企業誘致に努力したいと思っております。

学校の方はお聞きになっていないという話でございますけども、学校は私が数名の方々の紹介を受けて行ったということでございます。先ほど申しましたように、向こうの方がちょっと今経済的なものがあって断念ということでございました。

それと、先ほどソフトの村の話も出ておりましたけども、県の方にも議会議長さん、私の方からも少し窓口を多く広げて、ソフトの村だけじゃなくて、広げていただきたいと要望書もちゃんと出しております。その辺も含めまして、今後、ソフトの村のことに關しましたり、またソフト村に限らず、町で自主財源探し、企業誘致、いろんな施策に關しましては、逐一当たって、本当に高森町にふさわしいものを選んでいきたいと思っております。

その時期になれば、そういうお話があれば、当然、議員の方々にご相談を申し上げて、決定してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 久しぶりに質問をさせていただきまして、当初は簡単な問題だというふうに思っていたんですけども、なかなか中身に入っていきますと、難しい問題ばかりで、私達もこれをどうして解決していくのかということも個人ではできませんし、おそらく町長個人でもこの問題については、なかなか答えを出し得

ない部分があったと思います。そういうわけで、今後、財源を確保する、そして住民の信託に応える、その基本を忘れないようにがんばっていただきたい。それに青山さんのお話もございましたとおり、それぞれの企業もそれぞれの企業なりにいろいろと努力をされております。話もありましたとおり、メッキ工場の必要性もございました。現在、青山製作所さんから出ておりますネジ等については、まだまだ製品過程での出荷でございますから、メッキ工場が町内にできたことによりまして、100%の製品化というになりますと、その法人税の上乗せも十分あり得るような気がいたします。できれば、ちゃんとした製品で出荷させることによって、その収益をアップさせる、そして法人税を上げさせて、高森町の財源の一役を担っていただくようなやり方も今後住民の皆様方に説明をしていただいて、クリアをできるような方策を担当課長、また議員さんあたりと協議をしてやっていただきたいと思っておりますし、野尻地区の活性化についても、どんどん高齢化が進んでおりますので、あそこに住んでいる方が本当に数名というような事態にならないように、その前に逆に人口が増えつつありますというような報告がもらえるような住環境の整備、また観光環境の整備等をやっていただきたいというふうに思います。

それと、久しぶりに質問した関係で、途中冗談等が入りました。本来ですと、一般質問においては、質問の提示した内容から逸脱することがないようにというふうに指摘がございますけれども、そのようなことがございましたことをこの場をお借りいたしまして、お詫びを申し上げます。今後につきましても、町将来のために、皆さん方と一生懸命がんばってまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆さん方も勉強してがんばっていただきたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 13番、佐伯金也君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会をいたします。

-----○-----

散会 午前12時18分

1 2 月 1 6 日 (金)

(第 4 日)

平成17年第4回高森町議会定例会（第4号）

平成17年12月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第2 常任委員会の所管事務調査報告について

日程第3 特別委員長報告について

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	渡 辺 哲 郎 君
総 務 課 長	岩 下 健 治 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	岩 下 昭 久 君	住民生活課長	瀬 井 公 吉 郎 君
保健福祉課長	佐 伯 秀 和 君	税 務 課 長	二 子 石 衛 君
農林振興課長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	後 藤 秀 希 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君

草部出張所長	岩 下 生 人 君	野尻出張所長	桐 原 一 紀 君
収入役室長	佐 伯 実 範 君	教育委員会事務局長	廣 木 富 八 君
オーガニックアグリ センター長	杉 田 則 秋 君	企画財政審議員	甲 斐 敏 文 君
総務課長補佐	古 澤 建 生 君	企画財政課長補佐	後 藤 正 三 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局次長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

-----○-----

議案第52号 高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定 について

○議長（相馬俊行君） 議案第52号、高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第52号、高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定については、12月12日午前10時より、第1・2委員会室において、委員全員出席のもと、岩下、田上、桐原各出張所長、総務課より岩下課長、古澤課長補佐他各係、また午後1時45分より、企画財政課、村上課長、甲斐審議員他各係の出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をした結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号、高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第53号 高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の廃止について

○議長（相馬俊行君） 議案第53号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の廃止については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第53号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の廃止について、12月12日午前10時より、第1・2委員会室において、委員全員出席のもと、各出張所長、総務課、岩下課長他各係、企画財政課、村上課長他各係の出席を求め、また、翌日、13日の全員協議会を踏まえた上で慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第53号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の廃止について、審査の経過及び結果についてご報告いたします。

12月12日、第4委員会室にて、教育長はじめ各関係課長、課長補佐、各係長に出席を求め、全委員出席のもと、慎重に審議した結果、原案のとおり全員異議なく可とすることに決しました。

なお、意見として、将来的には体育館あるいは温泉館などをセットする方向で公募するような形をとっていただくよう強く意見が出されたことを付け加えておきま

す。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第53号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の廃止について、平成17年12月12日午前10時より、担当課長、係長出席のもと、詳細な説明を受け、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号、高森町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例等の廃止については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第54号 高森町公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の施行に伴う関係条例の整理について

○議長（相馬俊行君） 議案第54号、高森町公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の施行に伴う関係条例の整理については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第54号、高森町公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の施行に伴う関係条例の整理について、12月12日午前

10時より、第1・第2委員会室において、委員全員出席のもと、各出張所長、及び総務課、岩下課長他各係、午後1時45分より、企画財政課、村上課長、甲斐審議員、各係の出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第54号、高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の施行に伴う関係条例の整理について、12月12日午前10時より、第4委員会室にて全委員出席のもと、教育長はじめ各関係課長、課長補佐、各係長に出席を求め、慎重に審議した結果、原案のとおり全委員異議なく可とすることに決しました。

なお、地域活性化の芽を摘むことがないよう慎重に取り組んでほしいという意見を付け加えておきます。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第54号、高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の施行に伴う関係条例の整理についてご報告いたします。

平成17年12月12日午前10時より、第3委員会室において、全委員出席のもと、商工観光課、農林振興課の各課長、アグリセンター長、並びに各課長補佐及び係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号、高森町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の施行に伴う関係条例の整理については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第55号 高森町保育所条例の制定について

- 議長（相馬俊行君） 議案第55号、高森町保育所条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

- 文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第55号、高森町保育所条例の制定について、審査の経過及び結果についてご報告いたします。

12月12日、午前10時より第4委員会室にて、全委員出席のもと、保健福祉課長はじめ課長補佐、各係長に出席を求め、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

- 議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号、高森町保育所条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第56号 高森町行政財産使用料条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第56号、高森町行政財産使用料条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第56号、高森町行政財産使用料条例の制定については、12月12日午前10時より、第1・第2委員会室において、委員全員出席のもと、総務課、岩下課長、古澤課長補佐、田上財産管理係長の出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号、高森町行政財産使用料条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第57号 高森町駐在嘱託員設置条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第57号、高森町駐在嘱託員設置条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第57号、高森町駐在嘱託員設置条例の一

部を改正する条例については、12月12日午前11時より、第1・第2委員会室において、委員全員出席のもと、総務課、岩下課長、古澤課長補佐、他係の出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議を行った結果、委員4名中3対1で否決することに決しました。

その理由として、国の三位一体の改革と併せ、本町でも年を追うごとに厳しさを増す財政事情を踏まえ、行財政改革を断行していかなければならない時期でもあり、任期を3年にする前にまず定数の削減を行うことの方が先ではないかという意見の一致を見ました。来年改選後、早いうちに駐在嘱託員と協議をし、適正な定員に改めることを求めるものであります。

なお、このことによって、駐在嘱託員さんだけでなく、各種委員会の見直しにつながっていくことを強く望むものであります。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について討論を行います。原案に賛成の討論はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

いつも私が手を挙げる時には反対なんですけれども、今回は賛成の場で一応手を挙げさせていただきました。その理由といたしまして、確かに三位一体の改革、行財政改革、それぞれやっぱり国から権限移譲等もありまして、財政厳しい中でございます。駐在嘱託員の定数についても、懸案事項ではあると思っておりますけれども、今、審議の経過並びに報告を聞いた中におきまして、手続上、常任委員会におかれまして、調査する際において、駐在嘱託員を参考人として呼んで、その意見を聞かれた経緯もないようでございます。

できますならば、やっぱりこういうふうな重要な条例につきましては、駐在嘱託員会の会長さん並びに代表者の方の意向等も汲んでいただく、聞いていただくと、参考人で出席を求めていただいて、慎重な審議をしていただきたかったと思います。

定数の件についてもなんですけれども、いろいろとご意見もありますけれども、まず、3年にするという駐在嘱託員会総意のご意見であるならば、提案の仕方については、質疑の中でもいろいろと総務課の方に述べさせていただきましたけれども、議会と駐在嘱託員会がこの議案について、お互いの意思疎通が図れなくなる危険性もございます。この条例案については、賛成をいたし、その後、今委員長が報

告されました定数削減については、懸案事項として駐在嘱託員会の方に議会の方から宿題として持ちかける方法が私としては一番いいような気がいたします。

そういうわけで、駐在嘱託員の任期についての議案については、私は原案どおり賛成をいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 原案に反対の討論はありませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 私は、総務常任委員会の委員の一人として反対をした一人でございます。要するに、駐在嘱託員は公選という形となっております。しかしながら、あえて駐在員を志望してなられる駐在員はなかなか地域におられないというのが実情でございます。各地域高齢化が進んでおります中に、なかなか手がないというのが現実でございます。私も二、三の駐在員さん方にお聞きをいたしましたところ、3年になればますます手がないというのが実情、2年も仕方なくやっておるとというのが実情のような意向を伺っております。それが3年になりますと、今後の駐在員さんを決めるのにも相当混乱が生じるというのが地域の駐在員さんの実情でございます。

そういう中において、あえて3年にするというよりも現行どおり2年でいいと思っております。これまで同様、再選は妨げないという文言がございます。それでいく方が駐在員としても非常に地獄的にもスムーズにいくというような意見も伺っております。そういうことを踏まえ、先ほど委員長の報告にもありましたように、いろいろとすべきこともございますが、この度の提案については、今申し上げました事情の中で私は反対とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） これで討論を終わります。

これから、議案第57号、高森町駐在嘱託員設置条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案については、起立採決によって行います。

お諮りいたします。

議案第57号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（相馬俊行君） 起立少数です。したがって、議案第57号、高森町駐在嘱託員

設置条例の一部を改正する条例については、否決されました。

-----○-----

議案第58号 土地改良事業の施行について

○議長（相馬俊行君） 議案第58号、土地改良事業の施行については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第58号、土地改良事業の施行についてご報告いたします。

平成17年12月12日午前10時より、第3委員会室において、全委員出席のもと、建設課長並びに建設課長補佐、及び係長に出席を求め、担当係長から事業内容及び議会2日目の質疑の中で出された事業に係る受益者負担の有無について詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

なお、ため池については、各施設とも町有地を含む官地として町が管理しており、ため池改修についての受益者負担はない旨の説明を受けています。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号、土地改良事業の施行については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第60号 平成17年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第60号、平成17年度高森町一般会計補正予算について

は、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第60号、平成17年度高森町一般会計補正予算については、12月12日午後1時より、第1・第2委員会室において、委員全員出席のもと、総務課、岩下課長他各係、及び1時45分より、企画財政課、村上課長他各係に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第60号、平成17年度高森町一般会計補正予算について、審査の経過及び結果についてご報告いたします。

12月12日、全委員出席のもと、第4委員会室で委員会を開催し、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第60号、平成17年度高森町一般会計補正予算について、ご報告いたします。

平成17年12月12日午前10時より、第3委員会室において、全委員出席のもと、関係各課長、センター長、並びに各課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく、可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号、平成17年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第61号 平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第61号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第61号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、12月12日、第1・第2委員会室において、委員全員出席のもと、税務課、二子石課長、橋本課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議の結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第62号 平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第62号、平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第62号、平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算について、審査の経過及び結果についてご報告いたします。

12月12日午前10時より、第4委員会室にて、全委員出席のもと、保健福祉課長、課長補佐、係長に出席を求め、慎重に審議した結果、原案のとおり全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号、平成17年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第63号 平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第63号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第63号、平成17年度高森町簡易水

道事業特別会計補正予算について、ご報告いたします。

平成17年12月12日午前11時から、第3委員会室において、全委員出席のもと、担当課長、課長補佐出席のもと、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく、可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号、平成17年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第2、常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。申し出があっている常任委員会から報告をしていただきます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

文教厚生常任委員4名、議会事務局1名、保健福祉課1名により、11月29日、鹿児島県肝属郡南大隅町にて、介護保険事業、健康づくり事業の先進地視察目的で研修を行いました。南大隅町は、本年4月、旧根占町と旧佐多町が合併した町であり、人口約1万人、面積195平方キロメートルと高森町よりやや広く、大隅半島の最南端に位置しております。

研修地先として、廃校となっている旧根占中学校跡地の健康づくり事業活動拠点

づくり構想に基づく生き生きサロン根占館を案内してもらい、健康づくりを中心に視察研修をいたしました。高齢化率40%を超えている南大隅町では、国民健康保険、介護保険、老人医療保険の財政圧迫が喫緊の課題であるにとらえ、栄養、運動、休養、学習をテーマに掲げ、地域挙げて健康づくりや生き甲斐づくり、仲間づくり、さらには元気老人を目指すという町でありました。

そのための拠点施設として、学校跡地が利用されており、栄養教室、運動療法、趣味の教室、娯楽室、会議室、青年団室、カラオケ教室、ヨガ教室、食生活改善教室等々、多目的に利用できるようになっていて、スタッフとしては、ボランティアの方々や民間活力を利用した専門家、行政医療職担当職員が運営されていました。この施設の最大の効果は、健康づくりへの関心が一人一人高まり、利用者の増加とともに健康高齢者も増えていることと、健康づくりは安全な地元の食材からの視点から、婦人部の食生活改善グループの活動が活発になり、食育の重要性が理解されつつあるとのスタッフの説明がありました。

高森町としても課題は同じであると考えられます。健康づくり事業の展開方法に違いこそあれ、目的自体は同じ、地域性を利用したり、職場ごとにあるいは各種団体ごとに健康づくりへの意識改革を促す必要を強く感じました。

文教厚生常任委員会としても、国保担当課、保健福祉課だけの対応でなく、全課挙げての取り組みとして再考していくことこそ、国民健康保険、介護保険、老人医療保険の負担軽減につながり、真の財政健全化につながると強く確信できました。

そこで、来年度からの課題としては、生活習慣病と言われる糖尿病、高血圧、高脂血症の予防対策に努めることこそが合併症を引き起こしての国保の負担増なり、生活に支障を来しての介護保険の負担増となるこの悪循環を職場、地域と連携していくことで正しい各種の保険事業の負担軽減につながっていくものだととらえております。

さらには、学校統合に伴う廃校の利用法についてであります。本町の草部中学校の約1.5倍ほどのコンクリート校舎をわずか150万円ほどの経費で改装し、ほとんどの教室を利用している運営には驚かされました。今後、高森町の学校跡地利用についても、福祉的利用法や地域の拠点施設としての利用法など、最小の経費で最大の効果を生み出せるような再利用法に取り組むべきであるとの意見が多く委員から出されたことも付け加えて、文教厚生常任委員会の所管事務の報告とさせていただきます。

終わります。

-----○-----

日程第3 特別委員長報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 特別委員長の報告についてを議題といたします。

交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 甲斐正一君。

○交通総合対策特別委員長（甲斐正一君） 10番 甲斐です。

交通総合対策特別委員会のご報告をいたします。

去る12月9日午後2時15分から第3・第4委員会室において、委員全員と総務課長、同補佐、企画財政課長、同審議員、保健福祉課長、建設課長、教育長、教育委員会事務局長、同次長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず、企画財政課長からこれまでの経過報告があり、10月13日開催した同委員会において、同意しました竹田交通二俣津留間の廃止に関する同意文書を取り交わしたとの報告を受けました。これは、竹田交通から利用者の伸びが見込めないことから廃止したいとの申し出により協議をし、委員会を開催し、同意したものであります。

次に、町民バスの運行状況についての報告があり、輸送実績上、輸送人員が減少しており、重ねて熊本県補助も改正され、現在の状況が続くことになれば、平成19年度から県の補助金が望めない状況であることから、運行回数等の見直しも含め、検討を進める必要があるとの説明を受けました。

また、教育委員会事務局長からスクールバス等の運行について、特に冬季の運行について、安全の確保に努める等の説明を受けました。以上、報告を受け、今後の交通確保、冬季の安全の確保に適切に対応されるよう関係部署に要望いたしました。

これをもちまして、9月定例会以来の当委員会の活動状況及び審議の状況についての報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 本田生一君。

○議会広報特別委員長（本田生一君） 7番 本田でございます。

広報委員会の報告を申し上げます。

12月13日、第1委員会室におきまして、全委員出席のもとに委員会をいたしました。議員の皆様方には日ごろからお願いをしているわけでありましてけれども、今回、また委員の中で役割分担等を決めて、今回やっておりますけれども、いつも

私が申し上げておりますとおり、関係のある常任委員長さん、また特別委員長さん、一般質問をされた皆さん方、早めの提出をしていただきまして、私どもがスムーズに早く出せるようによろしくお願いをしたいと思います。関係のある議員の協力をよろしくお願いをしたいと思います。

終わります。

○議長（相馬俊行君） 企業等誘致特別委員長の報告を求めます。企業等誘致特別委員長 後藤和昭君。

○企業等誘致特別委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

平成17年12月14日午前11時から、青山製作所熊本工場の見学会に参加しました。今回の見学会は、本年5月に熊本工場の拡張を行ったことに伴い、会社側から企画されたもので、議員全員及び執行部から町長、助役、収入役、担当職員が招待されたものであります。

まず、熊本工場の各務所長から会社全体の概況説明及び熊本工場の生産工程から出荷までの説明を受け、工場見学を行いました。特に、熊本工場は阿蘇国立公園内に位置するため、環境の維持、向上に努め、地球にやさしい工場づくりをめざし、今後も規模拡張に努力されるとのことであります。

今回は、特別委員会にかえて工場見学を実施したものであり、これをもって、企業等誘致特別委員会の報告といたします。報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 行財政改革特別委員長の報告を求めます。行財政改革特別委員長 甲斐廣國君。

○行財政改革特別委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

行財政改革特別委員会の報告をいたします。

12月13日午前11時より、第3・4委員会室において、委員全員出席し、岩下総務課長、及び古澤課長補佐に出席をいただき、特別委員会を開催いたしました。

協議の内容について報告をいたします。平成16年12月24日に閣議決定された今後の行政改革の方針を踏まえて、総務省において地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が策定され、国・地方を問わず、行政に携わるものは国民の尊い負担により、給与を得ているということを改めて肝に銘じ、今後の行政改革の推進に当たっては、住民と協議をし、危機意識等改革意欲を常に失うことなく、取り組んでいかなければならないということであり、集中的な改革プランの中身について説明を受けましたが、これより行政が絡むすべての事業を再編、整理、

統合、廃止に向け、抜本的な見直しを精査しなければならないということであり
ます。

本町の改革プランについては、3月末までに一般住民に公表できるよう、高森町
のプラン作成を今後行っていくという説明を受けたところでもあります。

先にもありましたように、常にこういう時期でありますので、この改革の進め方
なり、あるいは改革が足踏みしないように、執行部の努力、そしてまた議会の努力
をお願い申し上げ、行財政改革特別委員会の報告にかえたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題と
いたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から所管事務及び所掌事務のうち、会議規則
第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について閉会中の継続調査
の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉
会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 会議を閉じます。

平成17年第4回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れでした。

-----○-----

閉会 午前10時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成17年第4回定例会

平成17年12月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111